

## 令和6年第4回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月10日(火曜日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○承認第 7号 専決処分事項の承認について(板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例)	8
○承認第 8号 専決処分事項の承認について(板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例)	8
○承認第 9号 専決処分事項の承認について(令和6年度板倉町一般会計補正予算(第5号))	12
○議案第36号 令和6年度板倉町一般会計補正予算(第6号)について	13
○議案第37号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	13
○議案第38号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	13
○散会の宣告	14
散 会 (午前 9時41分)	15
第2日 12月11日(水曜日)	
○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	17
○職務のため出席した者の職氏名	18
開    議    （午前 9時00分）	19
○開議の宣告	19
○諸般の報告	19
○一般質問	19
森 田 義 昭 議員	19
尾 澤 将 樹 議員	27
須 藤 稔 議員	35
青 木 秀 夫 議員	47
亀 井 伝 吉 議員	60
○議案第36号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について	68
○議案第37号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	68
○議案第38号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	68
○散会の宣告	69
散    会    （午後 3時13分）	69

第3日 12月12日（木曜日）

○議事日程	71
○本日の会議に付した事件	71
○出席議員	71
○欠席議員	71
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	71
○職務のため出席した者の職氏名	72
開    議    （午前 9時00分）	73
○開議の宣告	73
○一般質問	73
藪之本 佳奈子 議員	73
永 田 亮 議員	84
○散会の宣告	90
散    会    （午前10時27分）	90

第4日 12月13日（金曜日）

○議事日程	91
○本日の会議に付した事件	91
○出席議員	91

○欠席議員 .....	9 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	9 1
○職務のため出席した者の職氏名 .....	9 2
開    議    （午前 9時00分） .....	9 3
○開議の宣告 .....	9 3
○閉会中の継続調査、審査について .....	9 3
○町長挨拶 .....	9 3
○閉会の宣告 .....	9 4
閉    会    （午前 9時05分） .....	9 4

板倉町告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和6年第4回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年12月6日

板倉町長 小野田 富 康

1. 期 日 令和6年12月10日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	永 田	亮	議 員	2 番	須 藤	稔	議 員
3 番	藪 之 本	佳 奈 子	議 員	4 番	尾 澤	将 樹	議 員
5 番	青 木	文 雄	議 員	6 番	森 田	義 昭	議 員
7 番	亀 井	伝 吉	議 員	8 番	荒 井	英 世	議 員
9 番	延 山	宗 一	議 員	1 0 番	市 川	初 江	議 員
1 1 番	青 木	秀 夫	議 員	1 2 番	小 林	武 雄	議 員

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

# 1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)

# 令和6年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年12月10日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 承認第 7号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例）  
日程第 4 承認第 8号 専決処分事項の承認について（板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）  
日程第 5 承認第 9号 専決処分事項の承認について（令和6年度板倉町一般会計補正予算（第5号））  
日程第 6 議案第36号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について  
日程第 7 議案第37号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について  
日程第 8 議案第38号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	永田亮	議員	2番	須藤稔	議員
3番	藪之本佳奈子	議員	4番	尾澤将樹	議員
5番	青木文雄	議員	6番	森田義昭	議員
7番	亀井伝吉	議員	8番	荒井英世	議員
9番	延山宗一	議員	10番	市川初江	議員
11番	青木秀夫	議員	12番	小林武雄	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小野田富康	町長
赤坂文弘	教育長
伊藤良昭	総務課長
橋本貴弘	企画財政課長
栗原正明	税務課長
佐山秀喜	住民環境課長
新井智	福祉課長

玉	水	美	由	紀	健康介護課長
福	知	光	徳		産業振興課長
塩	田	修	一		都市建設課長
石	川	由	利	子	会計管理者
小	野	寺	雅	明	教育委員会 教育委員会 局長
福	知	光	徳		農業委員会 農業委員会 局長

---

○職務のため出席した者の職氏名

荻	野	剛	史		事務局長
小	野	田	裕	之	庶務議事係長
本	田	明	子		行政庶務係長兼 議会事務局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○小林武雄議長 ただいまから告示第113号をもって招集されました令和6年第4回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長挨拶

○小林武雄議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 皆さん、おはようございます。本日令和6年第4回板倉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはお忙しい中ご参集いただきまして、ここに議会が開会できましたこと、まずもって厚く御礼申し上げます。

そして、今定例会は私が町長に就任後、初めての定例議会でございますので、ただいま議長よりお許しを賜りましたとおり、町長就任の決意と、それに臨む所信の一端を申し述べさせていただきたいと思っております。

去る11月5日、町長選挙告示日において私以外の候補者がおらず、凶らずも板倉町長に当選の榮に浴することとなりまして、町政運営に当たらせていただくこととなりました。選挙を経ていない町長ということに対して、不満や批判があるであろうことは理解し、自覚しているところでもあります。ただ、ほかに手を挙げる方がいなかったという点を踏まえて、消極的な信頼も含めてですが、信頼をいただいたものと理解し、ご支援いただいた皆様には心から感謝を申し上げます。

今この場に立ち、改めて町長という責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。栗原前町長をはじめ先人たちが築いてこられたすばらしいこの板倉町をさらに発展させていくため、これからの町政運営に全力で取り組んでまいります。議員の皆様並びに町民の皆様におかれましては、何とぞご支援、ご理解を賜りますよう心からお願い申し上げます。

さて、我が国においては、全国的な人口の減少、板倉町も例外ではなく、特に若年層の人口流出が続いており、今年4月に発表された人口戦略会議のレポートによりましては、我が町は消滅可能性自治体に位置づけられてしまいました。今後は、この消滅可能性自治体からの脱却を目指すためにも、現在行っている各種事業を強化し、子育て世代の転入促進、出生数の増加及び人口流出を抑制する方策を今後講じていかななくてはなりません。

そして、各種事業を実施する上で財政の健全性は不可欠であると考えております。国、県の補助金の積極的な獲得だけでなく、町税等の自主財源の安定的な確保に努め、各種事業実施を財政健全性の両者のバランスを取った町政運営をしてまいります。そして、その先に目指す住みたい町、住み続けたい町、板倉が実現できるものと考えております。

そして、まずそのための方策として、まず1つ目として、産業の活性化を通じた財政力の強化を進めてまいります。産業団地の新規造成と企業誘致をセットで推し進め、雇用の確保、ひいては税収の確保を目指してまいります。新たな産業団地の造成については、地域の皆様、地権者の皆様の理解が必要であり、時間の

かかるものでございますけれども、まずは動き出すことが重要であります。10年先、20年先のためにも、今実行していかなければなりません。

さらに町の基幹産業である農業についてであります。高齢化の進展、後継者の不足により離農する農家の方が増えております。農地の荒廃や景観の悪化を防ぐためにも、さらなる支援を行ってまいります。JA 邑楽館林さんや邑楽土地改良区とも協力しながら、さらなる農地集積、集約を進め、コスト削減、効率化を進めていく支援をしてまいります。新規就農者、法人化の支援、スマート農業への補助、それらを通してUターン、Iターン定住者の獲得等、雇用の受皿としての農業を目指します。商工業につきましても、今後も商工会との連携を密にし、きめ細かいニーズに沿った支援を行ってまいります。特に起業者、若手経営者の支援には力を入れてまいりたい、このように思っております。

2つ目としましては、教育、子育て、福祉の充実であります。妊娠期から出産、子育て期につきましては、現在行っている施策をさらに充実させてまいります。ゼロ歳児紙おむつ代補助、学校給食費無償化、これなどはほかの自治体に比べても先進的なものでございますけれども、さらにニーズを酌み取り、できることは何でもやる、そういった意識で子育てするなら板倉と言ってもらえる町を目指していきたいと考えております。そして、教育につきましても、東西小学校体育館へのエアコンの導入を進めるなどして、教育環境の充実にも努めてまいります。また、今後の児童生徒数の減少を見据えて、小中学校の1校化、一貫校の研究も進めてまいります。現在進めております町立保育園の1園化、児童館併設のものでございますけれども、こちらの事業についてはさらにスピード感を持って進めてまいりたいと考えております。また、不登校児童生徒へのケアの充実を図ってまいります。

3つ目といたしましては、安心、安全のまちづくりでございます。利根川、渡良瀬川といった大きな川に挟まれた我が町は、地勢的に常に水害に悩まされてきたという歴史を持っております。先人の方々のご苦勞、努力、こういったものによりまして、カスリーン台風以降70年以上、洪水被害は起きておりません。堤防を強化していただいたり、排水機場を整備していただいたりという面で、先人たちの力は偉大でございました。ただ、昨今の異常気象によります集中豪雨、ゲリラ豪雨等の多発によりまして、この被害を最小限に食い止めるためにも緊急避難場所の確保を進めてまいりましたが、さらなる避難所の整備に今後も力を入れてまいります。ただ、広域避難が前提というのも皆様には周知をしていって、町民全体が無事に逃げていけるような形を取ってまいりたいというふうに思います。

ソフト面としましては、自主防災組織と防災士の連携強化を図り、いざというときのためにどう動いていくのか等のマニュアルづくりを進めていきたいと考えております。それに併せて、情報発信力の強化も進めていかなければなりません。安全安心メール、防災ラジオ等、現在稼働中のものに加えてライン等のSNSも活用していく準備を進めてまいります。防犯については、最近のニュースでもあるように、強盗事件、盗難事件が多発している状況でございます。当町におきましても、太陽光発電施設の銅線の盗難、田んぼや、またハウス内においても銅線であるとかポンプ等、モーター等、同様の事件が起きているとの報告を受けております。それらを未然に防ぐためにも、防犯灯、防犯カメラの増設も進めてまいる予定でございます。

4つ目といたしましては、広域連携の強化を図ってまいります。東部水道企業団、邑楽館林医療企業団、館林地区消防組合、衛生施設組合等の連携を軸に、今後は観光や防災においてもさらなる連携強化を図っていきたくと考えております。また、県境の町である我が町としては、渡良瀬遊水地を囲む4市1町との連携

も欠かせません。遊水地の利活用、特に防災面としての遊水地の貯水量アップ、これは欠かせないものと考えておりますので、4市1町と協力して国に働きかけてまいります。また、遊水地を利用した観光資源の発掘、活用にも力を入れていかなければなりません。あわせて、最近問題になっておりますイノシシ等鳥獣害の対策に対しても、4市1町と連携しながら国に訴えていきたいというふうに考えております。

以上、町長に就任し、町政を担当させていただくに際して決意と所信の一端を申し述べさせていただきます。今申し上げた4つのまちづくりを住みたい町、住み続けたい町、板倉、これを実現させるために、前町長をはじめ歴代の町長が積み重ねてこられたまちづくりを基に、まだまだ多くの施策に果敢に取り組んでいく所存であります。これらを具体的に町政運営に反映し、着実に実現していくには、議員各位、そして町民の皆様のご理解とご協力をいただかなくては到底達し得ないものでございます。つきましては、改めまして議員各位並びに町民の皆様にこれからの町政運営に当たりまして一層のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、以上で私の所信を含めました挨拶とさせていただきます。

---

### ○諸般の報告

○小林武雄議長　ここで、諸般の報告をいたします。

さきの補欠選挙により当選された永田亮議員の議席を、議会会議規則第3条第2項により1番に定め、これによって須藤稔議員を2番、藪之本佳奈子議員を3番、尾澤将樹議員を4番、青木文雄議員を5番にそれぞれ変更しましたので、報告いたします。

次に、予算決算常任委員会、産業建設生活常任委員会、板倉ニュータウン対策特別委員会においては欠員となっておりましたので、委員会条例第7条第4項により、永田亮議員をそれぞれの委員に指名いたしました。また、議会広報特別委員会の亀井委員の辞任により、永田亮議員を委員に指名しましたので、報告いたします。

次に、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果の提出がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、請願、陳情につきましては、お手元に配付した文書表のとおり、陳情2件が提出されております。なお、陳情2件につきましては、議員配付のみとなりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、専決処分事項の承認3件、補正予算議案3件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

### ○会議録署名議員の指名

○小林武雄議長　日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

7番　亀井伝吉議員

8番　荒井英世議員

を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○小林武雄議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、11月27日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

延山議会運営委員長。

[延山宗一議会運営委員長登壇]

○延山宗一議会運営委員長 おはようございます。それでは、今定例会の会期についてご報告申し上げます。

本件につきましては、11月27日に開催した議会運営委員会で協議した結果、会期については本日12月10日から13日までの4日間と決定をいたしました。

議事日程につきましては、本会議初日の本日は、承認第7号から承認第9号までについて、提案者からの提案理由の説明の後、議案ごとに審議決定をいたします。次に、議案第36号から議案第38号の補正予算関係3議案については、提案者から提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、付託案件の審査の後、委員会採決を行います。また、予算決算常任委員会終了後、総務文教福祉常任委員会、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第2日目の12月11日は、5名の議員が一般質問を行います。また、一般質問終了後、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係3議案について、委員長から審査結果の報告の後、審議決定し、本会議の2日目を終了いたします。

第3日目の12月12日は、2名の議員が一般質問を行います。

4日目の最終日の12月13日は、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了いたします。

以上で報告を終わります。

○小林武雄議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認め、今定例会の会期については委員長報告のとおり、本日12月10日から13日までの4日間と決定いたしました。

---

○承認第7号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

○承認第8号 専決処分事項の承認について（板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）

○小林武雄議長 日程第3、承認第7号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例）及び日程第4、承認第8号 専決処分事項の承認について（板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 承認第7号、承認第8号 専決処分事項の承認についてであります。板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例及び板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。承認第7号及び第8号につきましては、関連がありますので、一括してご説明いたします。

本案につきましては、令和5年に交付されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、板倉町国民健康保険条例及び板倉町福祉医療費の支給に関する条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年11月15日付で専決処分を行ったものでございます。

以上、ご説明いたしました。詳細につきましては担当課長からご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、まず板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、その改正概要をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、従来の健康保険証からマイナンバーカードの健康保険証、いわゆるマイナ保険証を原則とする仕組みに移行することに伴いまして、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証が発行されなくなることに係る国民健康保険法の改正に伴います町条例の改正でございます。国民健康保険法第9条各項の改正及び削除が行われ、町条例第14条に引用する条項ずれ及び改正の必要が生じたことにより、改正したものでございます。

町条例第14条に引用する国民健康保険法第9条第9項の内容は、第5項に改正されておりますので、町条例も第9項から第5項に改めるものでございます。町条例に引用する国民健康保険法第9条第1項及び第5項は、保険資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関わる規定でございます。これまでと同様に届出を行わない者や、虚偽の届出をした者に関し過料を科すというものでございます。具体的な例で説明いたしますと、国民健康保険証をなりすましにより不正に取得し、それを利用して消費者金融からお金を借りる。あるいは、国民健康保険以外の健康保険に加入したと偽り、国民健康保険を離脱し、保険税の納税を免れるなどといったことがないように設けられた罰則規定でございます。

さらに改正前の国民健康保険法第9条第3項及び第4項は、国民健康保険税の滞納世帯に対し、被保険者証の返還を求めるものでございましたが、12月2日以降、被保険者証の発行がなくなりますので、改正及び削除が行われております。町条例におきましても、規定からこれを削除するものでございます。

引き続き板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての概要をご説明申し上げます。こちらにつきましても、さきの条例改正同様に、いわゆるマイナ保険証への移行に伴う改正でございます。これまでの被保険者証に代わりまして、資格確認書またはマイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせが交付されることに係る改正でございます。条項ごとに改正概要を申し上げますと、まず第2条では、条項中の定義を定めておりますが、健康保険法で規定する「電子資格確認」が「電子資格確認等」に改正さ

れましたので、町条例第2条第7項においても同様に改正いたしました。オンラインによる資格確認のほかマイナンバーカードと資格情報のお知らせによる確認も追加されたことによる改正でございます。

第8項においては、資格確認書等の説明において同様に書面等による確認であることを説明しております。

第3条においては、接続詞の誤りを訂正しております。

次に、第6条におきましては、被保険者証に代えて資格確認書を提出することへの改正でございます。また、ただし書を第2項へ移行しております。重度心身障害として福祉医療を受給される方が食事療養費負担額の補助を受ける場合には、減額認定書の提示が必要である規定でございます。また、この項において受給資格者及び障害受給資格者についての説明をしておりますので、次の第7条の第1項及び第3項についての説明を削除しております。

第7条第3項においては、第6条で規定する減額認定書を提示しない場合に、入院時等の食事療養費に対する福祉医療費の支給が受けられないことを規定し、次の第8条では第6条に規定する受給資格者証の提示についてを削除したものでございます。

12月2日以降、新たな被保険者証の発行は廃止されておりますが、現在交付されている被保険者証はその有効期限までご利用いただけます。有効期限以降もマイナ保険証をお持ちでない方へは資格確認書が発行され、これを医療機関へ提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。さらに12月2日以降に被保険者証を紛失してしまった場合や国民健康保険へ新規に加入された方に対しましても、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書が交付されますので、保険診療は引き続き受けることができます。しかしながら、マイナ保険証の利用によりまして処方された薬などの情報が医療機関や薬局で確認できる、また高額療養費に係る限度額認定の申請手続が不要になるなどのメリットがありますので、町といたしましては広報に努め、利用を推奨していきたいと考えております。

以上ご説明申し上げましたが、法改正に伴います町条例の改正でございますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより承認第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井議員。

○8番 荒井英世議員 8番、荒井です。

何点かの質問をしたいと思いますけれども、先ほどの説明の中で分かりましたけれども、要するに12月2日からマイナカードの保険証利用システム、そういった部分に移行したということですが、従来の被保険者証を廃止するわけです。それで、今回の一部改正、要するに国民健康保険法、それが改正されることによって町の条例も改正するということですが、そこで具体的にちょっとお聞きいたしますけれども、マイナカードを持っていない人、あるいは保険証とひもづけしていない人については資格確認書、それを交付するわけですが、現在持っていない人については現在の保険証が来年の7月31日まで使えるわけです。それが切れる前に資格確認書を交付するわけですね、持っていない人、あるいはひもづけしていない人。そうしますと、その資格確認書ですけれども、その有効期限というか、例えば仮にずっと持っていない人がいるとします。それは、その資格確認書というのは、例えば来年の7月31日までに出して、それがまた1年間続くわけです。そうすると、次の8年の7月31日まで、その有効期限というのはどうなっているのです

か。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 資格確認書の有効期限につきましては、これまでの保険証と同様1年間を考慮しておりますので、またさらに1年間延長といたしますか、1年ごとに発行ということになるかと思います。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 そうしますと、それについてはずっと延長されるわけですね、基本的に。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 当面の間は延長する予定でございますが、国、県の動向が変更次第、町も做っていくたいなと思っております。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 そうすると、現時点ではまだ国のほうの方針もはっきりしていないので、その辺はまだ未定ということですか。

それから、国保の関係ですけれども、国保の加入者がいます。マイナカードを持っていない人、あるいは保険にひもづけていない人がいると思うのです。どのくらいいるか、数字的に分かっています。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 現在いわゆるマイナ保険証をお持ちの方が約66%。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 持っていない方が66%。持っている方。

○小林武雄議長 持っている人。

○8番 荒井英世議員 持っている人。そうすると、残りの34%が持っていない方です。持っている人でも、保険証とひもづけていない人がいますね、持っている人でも。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 大変申し訳ありません。説明が不足しております。今マイナ保険証と申し上げましたが、マイナンバーカードに保険証をひもづけされている方が66%です。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 そうしますと、残りの方がいるわけですが、そういった方については先ほど説明がありましたけれども、マイナカードのメリットですか、そういった部分をいずれにしてもデメリットは周知できないでしょうけれども、メリットについては周知していただきたいと思っておりますけれども。

それから、もう一点ですけれども、新たに国保に加入される方がいます、当然。その方については、先ほど説明の中で、要するにマイナカードを持っていない人、あるいはひもづけていない人、それについても資格確認書、それを発行するという事です。それもさつきと同じように、あくまで有効期限というか、それは全く未定なので、ひとまず今の段階では1年、1年で当分の間更新していくということで理解していい

のですか。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 先ほど8月1日からの1年間と申し上げましたが、転入の方につきましても7月31日で切って、新たに8月1日からの1年ということでそろえたいと思っております。

○小林武雄議長 質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより承認第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより承認第8号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

---

○承認第9号 専決処分事項の承認について（令和6年度板倉町一般会計補正予算（第5号））

○小林武雄議長 日程第5、承認第9号 専決処分事項の承認について（令和6年度板倉町一般会計補正予算（第5号））を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 提案理由を述べさせていただきます。承認第9号 専決処分事項の承認についてであります。令和6年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

本補正予算につきましては、第5回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算にそれぞれ1,027万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億6,731万6,000円とするものです。

歳入につきましては、県支出金に1,027万3,000円を追加し、歳出につきましては総務費に1,027万3,000円を追加するものです。

今回の補正は、衆議院議員総選挙実施の経費であり、早急な対応を要するため専決処分としたものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。改めての担当課長の説明は予定しておりません。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより承認第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより承認第9号について採決を行います。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、承認第9号は原案のとおり承認されました。

---

○議案第36号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について

○議案第37号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

て

○議案第38号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○小林武雄議長 日程第6、議案第36号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第6号）についてから日程第8、議案第38号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 議案第36号から議案第38号までの3議案は、令和6年度各会計の補正予算でありますので、一括してご説明いたします。

初めに、議案第36号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第6号）についてをご説明いたします。本補正予算につきましては、第6回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,127万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億2,859万5,000円とするものです。

歳入につきましては、国庫支出金に1,415万3,000円、県支出金に1,077万3,000円、繰入金に599万1,000円、繰越金に2億1,844万2,000円、諸収入に1,192万円をそれぞれ追加するものです。

歳出につきましては、総務費に2億1,456万4,000円、民生費に3,909万8,000円、衛生費に26万円、農林水産業費に610万3,000円、土木費に78万円、教育費に347万4,000円をそれぞれ追加し、商工費から300万円を減額するものです。

また、4ページ第2表のとおり、令和7年度当初から行う業務について債務負担行為の補正を行うものです。

以上で令和6年度板倉町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

次に、議案第37号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてをご説明いたします。本補正予算につきましては、今年度第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,415万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,184万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料に1,260万7,000円、繰越金に242万円、諸収入に14万5,000円をそれぞれ追加し、繰入金から101万9,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療連合納付金に1,158万8,000円、諸支出金に175万9,000円、予備費に80万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上で令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

次に、議案第38号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてをご説明いたします。本補正予算につきましては、今年度第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,450万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,343万6,000円とするものです。

歳入につきましては、国民健康保険税に2,557万7,000円、繰越金に6,018万6,000円、諸収入に918万1,000円をそれぞれ追加し、繰入金から5,043万5,000円を減額するものです。

歳出につきましては、総務費に85万円、基金積立金に3,434万6,000円、諸支出金に931万3,000円をそれぞれ追加するものです。

以上で令和6年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

以上、議案第36号から議案第38号までを一括してご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。改めて担当課長からの説明は予定いたしておりません。

○小林武雄議長 お諮りいたします。

議案第36号から議案第38号までの3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第38号までの3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

---

## ○散会の宣告

○小林武雄議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 （午前 9時41分）

1 2 月 定 例 町 議 会

( 第 2 日 )

## 令和6年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年12月11日（水）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問  
日程第 2 議案第36号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について  
日程第 3 議案第37号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について  
日程第 4 議案第38号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	永田亮	議員	2番	須藤稔	議員
3番	藪之本佳奈子	議員	4番	尾澤将樹	議員
5番	青木文雄	議員	6番	森田義昭	議員
7番	亀井伝吉	議員	8番	荒井英世	議員
9番	延山宗一	議員	10番	市川初江	議員
11番	青木秀夫	議員	12番	小林武雄	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小野田富康	町長
赤坂文弘	教育長
伊藤良昭	総務課長
橋本貴弘	企画財政課長
栗原正明	税務課長
寺崎弘光	環境下水道係長
新井智	福祉課長
玉水美由紀	健康介護課長
福知光徳	産業振興課長
塩田修一	都市建設課長
石川由利子	会計管理者

小野寺	雅	明	教育委員会 事務局 長
福知	光	徳	農業委員会 事務局 長

---

○職務のため出席した者の職氏名

荻野	剛	史	事務局 長
小野田	裕	之	庶務議事係 長
本田	明	子	行政庶務係 長兼 議事事務局 書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○小林武雄議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○小林武雄議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長から委員会付託案件の審査報告書が提出してあります。その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

また、町長から説明員の出席変更について報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

○一般質問

○小林武雄議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問の時間は45分です。

森田議員。

[6番 森田義昭議員登壇]

○6番 森田義昭議員 おはようございます。6番、森田です。本日も通告書にのっとり質問をしていきたいと思っております。

今回は、新町長に対して期待が、または関心があるのか、自分が議員になって初めて質問者が7人と大勢おります。活気に満ちた定例会になるのかなと思っております。どのような質問が出て、どのような回答がなされるのか、自分だけではなく、ここにいる皆様も多分興味津々かと思えます。これ自体は、幸先がいいと思っていいるのかなと思っております。質問に入らせていただきます。

まずは、何より町長、当選おめでとうございます。実は、この通告書を出す時点では、誰が当町の首長になるのか分からない時期でしたので、誰にどんな質問をといっても五里霧中のときでした。開けてみれば、小野田新町長ということです。町民の皆様が、自分からすれば若い小野田町長を受け入れたということだと思っております。前町長がよく言っていたのですが、無投票では信任されたのだから、されていないのだから分からないと。特に反対票ですか、あれば、何でといった自己裁定にもつながるのではないかとよく言っていたものですが、その点についてはこれは質問ではないのですが、もし答えていただければ幸いです。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 おはようございます。今質問ではないというふうなお話でしたけれども、皆さんご関心

あるところでもありますし、先般の、昨日のご挨拶の中でも申し上げましたとおり、選挙を経ないで町長になったということで、今まで代替わりの新町長が誕生するときには必ず選挙が行われていたのかなというふうに思っております。

選挙が行われなければ、町民の民意を得たと分かりやすい、またどれだけの批判というか、反対の人がいるのか理解できるという点では、私も選挙があつてしかるべきだと思っておりますし、そうなるものだというふうには思っておりました。たまたま今回無投票での当選については、いろいろ自分でも思うところがありましたけれども、今回の選挙に当たって私以外、誰も手を挙げなかったということについては、もしかしたら小野田でいいやと思っていたのかもしれないし、大いに応援してくださる支援者の方もいらっしゃいました。積極的か、はたまた消極的かというのは別といたしまして、私自身は信任を得たというような理解をしているところであります。したがって、胸を張って仕事に邁進していきたいというふうに思っております。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 まさにそのとおりかと思っております。

この間の議会の集いではありませんが、ちょっとしたグラウンドゴルフでの大会がありました。最長老の司会の方が言っていました。もしかしたら新町長を選ぶときに投票なしというのは、歴代始まって以来かなと言っていました。ああ、そうなのだと。自分はそれを聞いて、小野田新町長の偉大さをかみしめました、本当に。ああ、やはり小野田には誰もかなわないのだなということで誕生したのかなと思っております。

では、質問をしていきたいと思えます。まずは、誰でも知りたがっているのかなと思うのですが、板倉町をどうしたいです。夢または希望等々お聞かせくだされば、この時間全部使ってもらっても構わないのですが、よろしくお願ひしたいと思えます。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 ありがとうございます。お褒めいただきまして、大変光栄でございます。

今回のご質問で板倉をどうしたいのかということで、どうしたいか、夢というか、そういったものはあるのかということで、個人的に大き過ぎてなかなか答えづらいという部分はあるのですが、町をどうしたいかといえば、一言で言うのであれば、町民の幸福度の高い町にしていきたいと、これが理想でございます。人それぞれ何について幸せを感じるのかは千差万別、十人十色であります。できれば精神的にまずはリラックスできる場所の提供をしてまいりたい。例えば大きな商業施設がある町だからいい町だ、図書館があるからいい町だ、すてきな公園がある、だからいい町だというように、いろいろ心の中では思っている方も多くいらっしゃるのではないかなというふうに思いますが、そういったいろんな方の意見というのはあろうことかとは思いますが、ただ全体としてどの世代、どの地域、東西南北、板倉町分かれているところもありますけれども、どの世代においても満足度の高い町、これを目指していきたいというふうに思っております。

世代といえば出産、子育て、教育、町が関わっていくと申しますか、町立の部分で言えば中学校までということになりますけれども、そういった若い世代、子育て世代の方、また働く世代の方、そして高齢者の方

といういろいろな世代、もっと厳密に分ければほかにも子供を育てて働いている世代とか、いろいろあるかとは思いますが、そういったどの世代の皆様も満足いただける、満足度の高い町。また、どの地域においても満足度の高い町ということで、東西南北と分かれておりますけれども、どこに住んでいる方もひとしく満足度を感じられる町、こういったものが理想かなというふうに思っています。

ただ、そういった全ての世代、地域を含めての板倉町でありますので、どの世代、どの地域も取り残されない町というのが理想かなというふうに思っています。また、そういう町になるために私がリーダーシップを持って町を引っ張っていく、そういった立場になったということで、今後は重い責任を負ったというような認識しておりますので、それに向けて頑張っている、そういった気持ちでございます。

長く話したほうがいいですか。

〔「もちろんですよ」と言う人あり〕

○小野田富康町長 ちょっと漠然としておりましたので、漠然とした答えになってしまったかもしれないのですが、そういった満足度の高い町、町民の皆さんが板倉町に住んでよかったと、住み続けたいと、そういった町を目指してまいります。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 朗々と答えていただき、よかったかなと思っております。

小野田町長とは6年ぐらいのお付き合いですが、それまではどこの誰だかも知らない。6年間の付き合いですが、このように考えていたとはつゆ知らず、これでこれからの板倉町を担っていく力があるのかなと思っております。今はまだ何もやっておりません。批判されることもなく、若さが前面に出る時期かなと思っております。

次の質問ですが、小野田町長は板倉町消防団長をなさったと聞いておりました。そこで、前町長ですが、前町長はいろいろやったと思います。その中でも自分から見ると特に災害対策ですか、力を入れた人かなと思っております。何しろ車での避難ですか、これ全国でも初めてと、テレビにも出ました。場所も用意しました。道順も決まっております。ただ、残念なのは訓練ですか、道順は1本しかないわけですから、その地区、その地区でこうやって逃げるのですよ。それが知られていないのではないかなと心配しております。自分も何回か通ったことありますので、看板も最近出ております。それでも看板も小さい。うちのほうからしてあそこの看板に行くまでが、どっちにしても出るときから知っていないと行けない道なのです、あれが。車での避難での最大の問題は渋滞だと、前町長は言っておりました。どうでしょうか、町長。この道順について、町民の皆様はどうやって知らせていくのか。今の段階で案があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○小林武雄議長 小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 お答えいたします。

もう2回、町内での避難訓練を行っておるところでございますが、いずれも参加率が20%台ということで、必ずしも参加率は高くないし、周知されていない部分があるというのもある部分はあるのかなと思うのですが、今回避難経路につきましては何度となく説明会を開いて、そういった説明会には参加していただけたけれども、実際避難訓練は出なかったというような方もいらっしゃるし、避難訓練の時期等で出ら

れなかった、避難訓練に参加できないという方もいらっしゃると思いますので、必ずしも来た人たちだけがルート分かっているというものでもないというふうには思っています。ただ、個人的に私は西岡の避難所が、自分のエリアの避難場所に指定されておりますけれども、確かに近くまで行かなければ、ここが避難経路というような看板も出ていない状況かなというのは理解はしておりますので、もう少し前へ、例えば岩田の辺り、旧国道354号辺りに1つぐらい、各ルートにあってもいいのかなというような気はしておりますけれども、その辺は今後の避難訓練の動向次第で考えていくのかなというふうに思っておりますが、また今年度についても防災講習会等を開きながら、また周知を図って、参加率が上がれるようにしていければというふうに考えております。詳しいところは担当の課長のほうから説明させます。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 議員ご質問の避難訓練ということですが、町では令和5年5月に板倉町洪水時住民避難計画を作成いたしました。これまで町主催の全町民を対象の避難訓練、2回ほど実施させていただきました。今年の9月に実施いたしました避難訓練では、想定の世界帯、こちら避難計画におきまして4,195世帯というふうに設定しておりますが、その世帯に対しまして訓練の参加世帯が931世帯でした。既に全員協議会では報告済みの内容でございます。参加率にいたしますと、町長の答弁にもありましたが、22.2%という結果でございます。昨年の訓練と比較をいたしますと、世帯数では138世帯の減、参加率では3.3%の減少という結果となったところでございますが、この結果につきましては昨年と今年の訓練の参加世帯の確認方法、こちらの違いがあるということでの差異というふうにも判断をしております。

また、本年5月から7月にかけて、全ての行政区、全15の行政区別に避難訓練を実施していただきました。さほど間を置かない間に町の全体の避難訓練を実施したということで、いささか町民の皆さんにはご負担があったのかなというふうにも考えているところでございます。結果数字を見ますと減少とはなりませんでしたけれども、昨年、本年いずれも20%を超えている参加率、こちら数字上ではもう少し高いほうが理想かもしれませんが、近隣の自治体の訓練実績、これと比較をしてみますと決して低くはないと。関係機関からも、板倉町の参加率はすごく高いねというような評価もいただいているところでございまして、ちなみに茨城県の境町、こちらが令和5年に避難訓練を実施したところ、参加世帯386世帯の4.2%だったというような近隣の状況もあるところでございますので、もう少しでも町としては高い参加率を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

町内に避難を希望する約4,000世帯、この世帯が安全で、かつ確実に指定された町内の避難場所に避難をするためには、さらにより多くの参加を得まして、町長申し上げましたが、避難経路上における混雑の状況、また避難車両をスムーズに受け入れる方法など、やはり訓練を通して検証を積み重ねまして、洪水時住民避難計画、そちらの実効性を高めていく必要があるものと考えているところでございます。引き続きまして、各地域における防災講習会、この開催等を通して、住民の皆様の防災意識の醸成、こちらを図りつつ避難訓練の実施時期、また実施の方法等について、今後さらに検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 何度も言いますが、避難場所は大体の人は知っているのです。2つしかないのです

から。あそこへ逃げればいいのだな。そうではないのです。参加率もそうですが、道順なのです、基本的に。車ですから。地元の小学校に歩いて避難するのは、多分避難率がいいと思いますよ、地元の小学校へ。そうではなくて、車で道順が分からない人、もしかして板倉の場合はラジオがありますから、避難してくださいの連絡が来るでしょう、きっと。それで、基本的には早めに避難です。それで、渋滞を避けるといったような話もありますが、そこを通っている部外者、これは避難所があるのだ、そういう震災が来たときに。あるのだって行ってしまうかもしれない。あまりでかい看板なんか出しますと。行ってしまふかもしれないというのがあるのです。道順を害されると、これ絵に描いた餅になってしまうのではないかと非常に心配しているわけです、避難所が。入れなくて。これ一つ間違ふと渋滞だと思うのですが、知っていてもパニックになると、やはり冷静さを失う。人はどうなるか。わけ分からなくなるのではないかなと思います。板倉町の人には場所は知っているのですから、そこへすぐ行こうと思っても、それでは駄目だと。道順を守ってくださいねと。それが一番必要なかと思っております。日頃の訓練がどれだけ必要なかというのも重大さをそこで増すのではないかなと思うのです。目をつぶってでも、その道順は行けるのだよぐらいにならないと、避難所が一気にいかないのではないかなと思います。何せ自分のところは5区ですけれども、5区から行くのに道は1本しかないわけですから。道が1本あれば十分なのでしょうけれども。道は限りなくあるわけですから、そこを皆さんが通って行ってしまふとパニックになるのだよといったような宣伝も必要かと思うのです。場所は確保してあります。板倉町の場合、問題は道順かなと思っております。これ前町長も言っていましたけれども、いつもどこが渋滞するのだろうか。渋滞しないです。人がいないのですから。それではせっかく町が、町長が骨を折って造った避難所が生きていかないのではないかなと思います。これを一つの宿題ですね、新町長の。どのようにして知らせていくのかというのが回答になるのかなと思っております。道順が考えているだけでは駄目です、本当に。台風が来てからでは遅い。ですから、あらゆることを想定して、こうなったときはこうだな、こうなったらこうだな。それは前町長はやっていたような気はします。個人的に話もしましたけれども。そういったことも常に言っていました、前町長は。そこをせっかく造ったのですから、生かすように持って行ってもらいたいなと思っております。どうぞよろしく願います。

では、次の質問に。

○小林武雄議長 回答します。

○6番 森田義昭議員 回答します。どうぞ。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 今ほどの周知の方法というのは、もちろん大事だと思っておりますし、逆に言えば今までさんざん周知もしてあるというような認識も私は持っておりました。

令和3年でしたか、災害対策基本法、これ変わらして、今は自助、自らの命は自らで守るというのが基本であるというような形に変更しております。まして板倉町は洪水に悩まされてきた町ということで、まずは広域避難をということで発信をしてまいりました。それでも逃げ切れない方、もしくは町にとどまりたいという方のため、もしくは車も一つの財産ですので、逃げるに当たって車を使って、もちろん車には水であるとか、3日分の生活用品を持って、てくてく5キロも6キロも7キロも8キロも歩けないという部分もありますので、車での避難というのが今回採用されたのかなというふうには思っておりますけれども、基本

は助かりたければ自分で道順も調べていただきたいし、考えながら広域避難にまずは向かっていただきたい。それでもなかなか広域避難する場所がない、親戚がないとか、友人宅がないという方のために緊急避難場所を設けてございますので、ぜひルートは1度ぐらい皆さんには行っていただきたい、通っていただきたいというのが本音ではありますけれども、今後もそういったルートに関しては広報等を通して宣伝はもちろんしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 道は1本ですから、1度通れば覚えます、板倉の人たちなら。本当に1度通ってもらおうというのも一番大事ななと思っております。

次の質問に行きたいと思います。町長の考えで、町政は小野田町長へバトンタッチされたわけです。バトンは、小野田町長はどのように受け止めたのか。陸上と言うリレーですと、バトンを受け取った人はそのまままっすぐ走っていくわけだ、Uターンはしない。そのまま走っていく。どうなのでしょう。小野田町長の目標というか、あればお聞かせをお願いしたいと思います。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 最初の質問といいますか、夢、どのような町にしたいかという部分とも重なってくるのかなというふうには思います。

政治というのは、もちろん変えるのも大事ですけども、継続性、これがなければしっちゃんかめっちゃんになってしまうのかなというふうにも思っております。もちろん継続すべきことは継続して、また変えなければいけない部分については今後そういった部分は推し進めていく。当然継続する部分については、私は栗原前町長の成果と申しますか、すばらしかったところは財政を立て直していただいた。そういったところだというふうに思っております。財政再生自治体とまではいかないのですけれども、かなり財政が逼迫している中でそれを引き継ぎつつ、何もやってこなかったと言う方もよくいらっしゃいますけれども、実際そういった基金を増やし、借金を減らし、なおかつその中で庁舎の建設をし、八間樋橋の架け替えと、やることはしっかりやった中で臨時財政対策債も含めてですけども、プラス・マイナスと言えば基金のほうが今多いというような状況になっておりますので、その辺はしっかり引き継いで。ただ、お金を使わないということではありませんけれども、財政のほうはしっかりバランスを見ながらやっていきたいというふうに思っております。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 先ほども言いましたけれども、まさかバトンを受け取ってUターンはしないとは思っておりますが、自分の知っている歌で昔の歌ですが、古い船を今動かせるのは古い水夫ではないだろう。古い船も新しい船も、新しい水夫が動かしていくといったような歌がありました。今回また新しい町長が生まれたわけですから、しっかりお願いしておきたいと思っております。

最後の質問となります。これは、小野田町長が自らの選挙用チラシですか、前面に書かれた文章ですが、10年、20年先の板倉町のために次世代にしっかりとバトンを渡すとありました。実にいいことが書かれているなど感心はしたのですが、具体的にはどういったことなのか、ぜひお答えを願いたいと思います。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 お答えいたします。

全ての質問と似通ってくる答えになってしまうかと思うのですが、10年、20年先を見る、目指すためには、取りあえず今が大事だというふうにも思っております。今やれることをやる。でないと、今だけのことを考えて、今がよければということであれば、どんどん新しい、例えばインフラの整備、建物を造る、いろいろ図書館を造ったり、公民館を建て替えたりとか、もちろん学校も新しくしたい。いろんな希望はございますけれども、その中でいろいろ優先順位を考えて、町の財政を逼迫させないように、それで今を取りあえずは満足していくのですけれども、10年、20年先、今の小学生がもう高校生になったり、20年先にはいい大人になっているということなのです。そういった子たち、今若い子たちのためにやれることをやって、それを残していく。板倉町をいい形で残していく、これがバトンをつないでいく、そういった形になるかと思えます。もちろん今よければ、それは確かに今がよければいいと思えますけれども、その先私も子供がおりますけれども、そういった子供たちが板倉町に誇りを持って、もし板倉町に住んでくれるのであれば、やりがい、いい町で、ほかの自分のよその友達に自慢できるような板倉町であるようにしていければいいなというふうに思っておりますので、先々を考えた上で今できることをまず取り組んでいく。それが次につながっていくような施策にしていく。

もちろん何をやったらいいのかという部分ですけれども、それが結局は財政力の強化につながるものであったりと。できれば産業用地の新規の造成という形で税収と雇用を増やしていくのであれば、板倉町は農業振興地域が多く関わってまいりますので、そういったまず10年、15年先になってしまうとは思いますが、まずそういった先のことにも手をつけておくと。もし10年前、15年前にそういったことをやっておいてくれれば、もしかしたら今企業誘致ができていられるのかもしれませんが。逆に言うと、これから10年、15年先の世相、世間がどうなっているか分からない。無駄な投資になるかもしれない。そういったバランスと申しますか、費用対効果、今後先のことも見据えながら考えていくのが政治かなというふうに思っておりますので、今できること、すぐやらなければいけないこと、また中長期的にこのタイミングでこういうものやっつけていこうと、そういったプランをしっかりと考えていく。それによって10年後、20年後の板倉町が消滅可能性自治体から脱却していい町に、住み続けたい町になっていくと、そういうのを目指してやっていきたいというふうに思っております。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 今くしくも子供のことを思うと、これはミクロ的な考えで、すごく大切だと思うのです。子供というのは、自分の子供だけではなく、周りにも子供がいっぱいます。その子たちのためにどうするかというのも、ミクロ的にはすごく大切で、それをもって進んでいくと今言った言葉は大変感激しました。

次はマクロ的に考えて、全体的に町をどうしていくのかといった。確かに近隣の町とか市が競っているわけではないのですけれども、やはりどうしてもあっちの町いいな、こっちの市はいいなとか思うときに、自分を見失ってしまうのではないかなと思っております。自分のこうしたいという思いは常に持っているながら、柔軟的に動ける。これが一流の政治家かなと自分は思っております。何もかも反対するよりも、

何もかも賛成するよりもいいかと思っております。本日は大変ありがとうございました。

質問する側としても五里霧中でしたので、的もはっきりせず、ただ思いつくまま的に大胆心小のつもりでいつも質問を考えるのですが、本日は取りあえず小野田新町長に少しでも理解できればと思い、質問をさせていただきました。今を思ってあれだけの質問ですが、かなり人間味のある、心の温かい人だなと思っております。ただ、基本は是は是、非は非で、町長として協力をさせていただきますが、その辺のことも考えていただいてもらって、先ほども言ったように、子供のことも考える、おじいちゃん、おばあちゃんのこと考える、そういった気持ちを忘れずに、全面的に押していけるような、最初から最後まで活動を期待しておりますので、お願いし、終わりたいと思います。新町長の懐が深過ぎるのか、なかなかそこが読めずに終わりましたが、誠心誠意当町のことを考えて、いつも思うのですが、前町長は、自分は思うのですが、自分としてはあそこまでやるかねというぐらいやる町長だったものですから、今度の新町長はなる人は大変なのだろうなと思っております。そのようなことにめげずに、まちづくりにお願いをしたいと思っております。

最後に一言。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 たびたびお褒めいただきまして、ありがとうございます。

確かに前町長は猪突猛進型と申しますか、私も実は子供の頃から柔道を教わったりということで、子供の頃から親交がありまして、実際板倉に戻って消防団に入ったときから面倒を見てもらったという言い方も変なのですが、その頃は町議をされて、その後町長になられたという形だったのですけれども、いろいろ相談事もさせていただいたりということで、大変尊敬もしているし、またそういった方ですので、周りからの悪口と言うのも変ですけれども、批判というのも聞いております。もちろんそういったいい面はもちろん見習って、批判されていた部分は批判されていた部分として客観的にこういうことで批判されているのかなという部分は、私の他山の石として活動してまいりたいというふうに思います。

確かに栗原町長の後に町長をやるのはなかなかのプレッシャーはありますので、潰されないように頑張つてまいります。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 潰されないように、本当にお願ひしたいと思います。

小野田町長には、前の町長にない若さがあるのですから。若さで押していくと。後ろを振り向かない、前も見ない。若さで行くということで、自分はオーケーですので。これは3か月ぐらいまでの話ですか。その後座って考える。そういうのも必要かと思っております。今回アメリカの大統領が替わりました。アメリカの大統領は100日でしたか、何をやってもどうしたこうしたと聞いておりますけれども、1か月たちました。たっていない。それで、こうやって答えていただくのですから、自分にはできない立派な方だなと改めて新町長、思いましたので、よろしくお願ひします。

以上です。

○小林武雄議長 以上で森田義昭議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

10時より再開いたします。

休憩 (午前 9時40分)

---

再開 (午前10時00分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、尾澤将樹議員。

なお、質問時間は60分でございます。

[4番 尾澤将樹議員登壇]

○4番 尾澤将樹議員 4番、尾澤将樹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

通告に基づいて一般質問いたします。私のほうからは、3種類の質問をさせていただきます。小野田町長、よろしくお願いいたします。

では、早速1つ目の質問に入りたいと思います。認知症の方で、歩き回る心配がある方についてのご家族についてということで、認知症の患者が自宅にいて、庭とか居宅内にいたはずが、ちょっと目を離した途端にいなくなってしまった場合の板倉町としての対応の取り方及びQRコードを使用した老人の見守りネットワークについて質問したいと思います。今現在行方不明者の人数というものは、この10年あたりで毎年8万件前後で横ばいに推移しているそうです。年齢別で見ますと、最も行方不明者が多いのはZ世代と言われていた20代だそうです。次に多いのが、10代の若者だそうです。10代の若者がいなくなった場合には、警察も少年少女の方が含まれているので、何かの事件に巻き込まれた場合もあると考えますので、積極的に探したり捜査したりするそうですが、20歳を過ぎると一応大人の扱いになり、自らがなくなった場合もあるため、警察の対応は10代の方と扱いが変わるということを知っています。

また、近年では、70代以上の方の行方不明者も多くなってきております。この70歳代以上での行方不明者の原因ですが、最も多いのが認知症を患っているケースだそうです。この認知症を患った方の行方不明者ですが、データの2021年、令和3年のしかないのですが、1年間で1万7,636の方が行方不明になっているそうです。簡単に申しますと、約1万8,000人もの認知症の患者が行方不明になっていることに衝撃を受けます。つい散歩のつもりで家を出たが、気づかないうちに徘徊となり、家に帰れなくなる。犬と一緒に散歩に行ったが、犬だけ帰宅したけれども、本人が戻ってこない。こんな事案が全国にいっぱいあるということです。何か考えさせられることがあります。

ここで1つ質問させていただきます。板倉町の町民の方でご家族から、うちのじいちゃん、ばあちゃんがなくなってしまうと町に届出があった場合、もちろん警察にも届出があると思います。そういう場合で町での初動対応、もしくはどのように探したりするのか、お聞かせいただけたらよろしいかと思うのですが、

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 お答えいたします。

議員おっしゃったとおり、認知症の方が行方不明になった場合は、ご家族等々からの発信により町が知り

得ることとなります。ご本人様が家に帰らず、行方が分からなくなった場合に、まずご親族が思い当たるところを捜し、その後周りに相談、あるいは町に相談という形になるかと思えます。町に相談があった場合には、ご親族のご意向に沿いながら、町が把握しているご本人様の心身の状況や行動範囲を確認してまいります。また、警察や消防への捜索依頼の希望があれば、情報提供し、情報を共有して、早期発見への支援をしていきたいと思っております。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 やみくもに捜してもなかなか見つからないと思えますし、ご家族にしてみれば行方不明になったということで大げさにしたくないと思うかもしれません。ましてやご近所や行政区まで、その上の町や警察にまでご厄介になるといろいろな迷惑がかかってしまうと考えるからです。

ここで1つ、男性の例ですが、女性の場合もあると思えますが、昔の仕事を思い出して、車に乗って運転してどこかに行ってしまう。運転したのはいいのだけれども、分からなくなると信号も右も左も分からない。平気で逆走してしまう。最悪になれば衝突事故。多額の損害賠償を請求されてしまう場合があるそうです。また、電車通勤をしていた方なら、電車に乗ってどこかに行ってしまう。不思議と自分が乗っていた電車、駅までの道は覚えている方が多いようです。そうすると、その本人は電車に乗って通勤しているつもりなのですが、実際はどこに向かっているか全く分からなくなるし、見当もつかないような場所に行ってしまう場合もあるそうです。

認知症患者の本人は、電車に乗ったのはよいのですが、降り方が分からない。大体終点まで連れていかれて迷子扱いで最寄り警察署から、その駅が属する自治体に引き継がれるというのが普通なのでしょうか。この事件といってもいいのでしょうか。館林市では、認知症の方で都内に在住の方がたまたま東武伊勢崎線の館林行きの電車に乗って、その電車が館林駅で終点。結局電車から降りてこず、駅員が駅前の交番に連れて行って保護されたという事例がありました。その認知症の迷子の方を館林市は施設で7年間も預かっていたということです。その内容がたまたまNHKで放送され、ご家族がその番組を視聴してしまして、都内に住んでいた方だと分かり、ようやく7年ぶりに身元が判明したという事例もありました。また、この間、7年間、介護施設を利用していたということで、施設利用料約1,000万円をご家族にご負担させるかという問題が起きたそうです。結局家族に請求がいくことはなかったようですが、大変なことが起こってしまいました。

これからは、自分の家族が認知症にならないとも限りません。ただ、気がかりなのは、家族の間でも認知症とかを患ってしまったらすると、それをひた隠しにするというところがあります。現在では、80歳代の4割の方が認知症に罹患するというデータがあります。誰もがこの先になるかもしれません。そこで活躍させたいのが、QRコードを利用した見守りネットワークです。QRコードというものはご存じですか。コンビニなどで、スマホをかざしてくださいと言われるときなどに使われるマークです。このQRコードをスマホのカメラで撮影します。すると、その人の名前、ニックネームと注意すべき事項などが、その撮影した方のスマホだけに見える画面であり、またそのQRコードの対応する家族のスマホに転送されるようになっています。これで要するに転送されることによって、その認知症の患者がどこにいるか分かるということになります。このやり方の対応というのは、その扱うQRコードによって様々になります。また、このQRコードをどこにつけるか。ペンダント風にするか、つえにつけるか、洋服に貼るのかは多種多様でございます。前

もって決めておくともよいかもしれません。このQRコード事業を、町民をはじめいろいろな方に理解してもらわないなりません。また、隣の明和町では、このQRコードを使用したお年寄りの見守りを既に実施しているそうです。このQRコードを使用した見守りネットワークを、明和町ではどこシル伝言板とって利用しているそうです。このQRコードを使用したお年寄りの見守り方法を板倉町としても導入してみたいかがでしょうか。

ここで伺います。このQRコードを使用した見守りネットワークをどう考えますか、教えてください。

○小林武雄議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 このQRコードを使用した老人の見守りネットワークですが、県内でも僅かです。この事業を実施している自治体がございます。スマートフォンの普及によりまして開発されたサービスで、議員おっしゃるとおり、QRコードのついたシールをご本人の服や持ち物に貼り付けておいて、QRコードを読み取ると事前登録された連絡先に情報が届くという仕組みになっております。希望者にシールを作成して配布することは難しいことではないと思います。しかし、実際に活用できるかが大きな課題となると思っております。

実際に歩いている、あるいは電車に乗っている方に対して、認知症で帰宅困難であるか否かの視点で観察をし、QRコード付きのシールの有無を確認、スマートフォンで撮影できる距離まで近寄り撮影をするという行為が、果たして実際にできるのだろうかという問題です。また、車で移動することの多い当町において、車を止めて声をかける等の支援を実践される方がどれだけ増やせるかというような課題が見えてまいりました。導入を検討するに当たり、先行している自治体と情報共有して課題を精査してまいります。

また、先ほどおっしゃられたとおり、明和町で今年度、令和6年度から先行導入しておりますが、この事業はより多くの方が知ってこそ効果が発揮できるものと考えております。ですので、館林市及びその他の邑楽郡4町も導入に向けて検討を始めました。

以上でございます。

○小林武雄議長 尾澤議員に申し上げます。許可を得てから発言してください。

尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 このQRコードを利用した方法が、いろいろな自治体に増えていくことを望んでいただきたいと思います。これによって行方不明になってしまう認知症の患者を少しでも少なくなるようにしていければよいかと思っております。

最後に、町長、何かございますでしょうか。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 今課長が申し上げたとおりでございますが、確かに実際人に向かってというか、もし服にシールが貼ってあったときに、それを人にかざして写真を撮るという行為が実際にできるのかどうか。とても失礼な話です。もし私がそういうことをやられて、正気するときというのも変ですけども。やられると、やはり気分は悪くなるという部分もございますので、そういったものがあるのだということを周知していただいて、認知症の方が貼るのも本人に理解をさせていただいて、進めていかなければいけないのかなというふ

うに思います。ただ、やはり実際困っている人に声をかけるというのはすごく勇気の要ることだし、なかなか難しい部分もあるかなとは思いますが、実際そういった形が普及して、認知症の方の行方不明の事件が減っていけばいいのかなというふうには思います。

○小林武雄議長 尾澤議員に申し上げます。

尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 やはり町長もおっしゃいましたけれども、人にスマホをかざすというのは非常に問題になるかと思えます。その点をどう考えるかがこれからの課題となりますが、課題として考えていきたいと思えます。

では、次の質問に移りたいと思えます。旧南小の利活用について伺いたいと思えます。旧南小学校の利活用について、旧南小学校は1階のみ民間スクールに貸し出しておりますが、2階は何も使用されていないと思えます。2階の空き教室について、町はどのように考えているのか。旧南小学校について、また旧北小についても同じことが言えます。町は、いつ来るか分からない災害の避難所だけに使用で、町民目線からいいますと、ふだんは何かになぜ使わないのですか。

板倉町が都市計画法を施行したのが約50年前のことなので、よく理解できないのですが、旧南小及び北小学校は、市街化調整区域だから勝手にいろんなものに変えられないのですと企画財政課長から聞かされました。でしたら、使用できるようにしてもらいたいと思えます。あの校庭で子供が遊ぶのも駄目なのですか。私から言わせてもらおうと、何て無駄な使い方、逆に言えば廃校になった学校を避難所だけに使うなんてぜいたく過ぎると思えます。他の県のニュースなどを見ますと、廃校舎の空き教室を利用していろんな事業などに使用する話を聞きますので、板倉町も使えばいいのではないの。使えるなら空き教室を貸していただきたいという民間の方も現実いるのかと思えます。何か避難所にしか使えない理由があるみたいなのだと町民の方に言っても、「何が何で悪いのですか」、「法律が引っかかるのです」、「議員さん、誰も住まない建物は駄目になるのも早いよ」、また「誰かが小学校のことを廃校しているとか、廃墟などとSNSに書かれると、すぐに若者が肝試しとかに言われて、夜の学校に侵入されたり、ガラスを割られたりしますよ。廃墟になるのは早いよ。だから、早く町にどうにかできないのかと言ってくれ」と言われます。

町民にとっては、法律なんて分からないことがいっぱいです。そこで、旧南小の足かせになっている、北小もそうなのですが、市街化調整区域とは何ですか。私が調べたところ、約50年近く前の昭和52年頃に施行された都市計画法が関わっていることは分かっているのですが、何がどうなっているのか、私もそうですが、分からない人には全く分かりません。市街化調整区域とはどういうことなのか、説明をお願いしたいと思います。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 市街化区域ということですが、市街化区域につきましては昭和52年8月に群馬県のほうで群馬県内の都市計画決定がされております。それに伴いまして、板倉町、ほかの市町村もそうですが、各市町村において都市計画を決定しております。

その中で、都市計画の中で市街化区域と市街化調整区域というのが大枠に分けて2つございます。市街化区域につきましては、住民の良好な住環境の創設のために設けられた区域となっております。対しまして市

街化調整区域につきましては、無秩序な開発を抑制すべき地域として定められております。単純に言えば、市街化区域には用途区域がありまして、その中にはその基準に合ったものは何でもできますよと。住宅地域なら住宅はできます。ただ、市街化調整区域につきましては農地を守ったり、ほかの守るべきものが含まれておりますので、その中でそれらの条件に見合ったものでしたら開発はできますが、それら以外の市街化区域でできる開発は制限されているような状況がありますので、開発が市街化区域と比べまして困難な地域とはなっております。そんなような地域を市街化調整区域として、開発を抑制している地域ということになりますが、よろしいでしょうか。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 抑制されている。そういう状況だから、他のことには使用できないというなら、ふだんの空き小学校は掃除をしたり、窓を開けて風通しをするなど、誰かが行っているのでしょうか。教えてもらえます。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、お答えしたいと思います。

南小学校と北小学校については財政系のほうで管理しているわけなのですが、基本的には南小学校は今現在遊穂楽舎のほうに借りているような状況なのですが、今のところ生徒はゼロということなので、基本的にその行き来はしていない状況でございます。特に週1回窓を開けたりとかということはやっていないのですが、年間に数回、掃除とかはやっているような状況でございます。

以上です。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 もしかしてですが、何もしていない小学校にももしも災害が来た場合、町民を避難させるのでしょうか。中に入ったら、要するに先ほど言ったように荒らされていて、使用できる状況ではないなんていうことが起きないように、ふだんからの手入れはもちろんよろしくお願いいたします。

もしものとき避難所として使わせてもらうのは当然ですから、それよりもふだんから毎日、毎日使用しているのなら、いざというときに避難所として使えるのだと思うのです。ふだんは全くしていない旧小学校の利用方法を早く考えていただきたいと思います。前の町長は、北は避難所以外には絶対使わせない。他の使用には使わせないとやったとか。駄目なのですか。代わりにいろいろな使い方があると思いますが。開発許可が必要なので、県知事などに届出が必要なら、早く取っていただけるなら取ってもらって、何かに使用できるようにしていただきたいです。大きな空き家は、東洋大だけで十分です。明るく活気のある町にしていきたい思います。その点から、南小の2階の利活用をどうお考えなのか、町長よろしく申し上げます。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、南小の利活用についてお答えしたいと思います。

なかなか答えづらい部分もあると思うのですが、現在旧南小学校の利活用に係る基本的な考えといたしましては、南小学校については地震のときに校舎の全部、1階から3階までは避難施設ということで活用することとなっております。先ほど尾澤議員が言われたとおり、基本的には誰も入っていないければ、鍵と

か施錠しているような状態なので、誰も勝手に入っている汚くするとかということではございませんけれども、そういった感じで地震時に活用するというような内容です。

今後の進め方としましては、当然町民の要望等々もあるわけなのですけれども、やはり法律がありますので、都市計画法とか建築基準法の規制があるので、それについては民間団体のほうからいろいろ利用があった場合については、その法律に合致しているかどうかをまず調査させていただいて、それでいけるようであれば、当然民間でも入ってこれる部分はあるとは思いますが。ただ、やはりなかなか南小学校については教育施設という形でなっているので、それ以外の部分については開発行為の許可とか、いろんなそういう法律的な準備が必要だというのがなかなか入ってこない要因だと思われま。ただ、南小校舎だけではなくて、南小の体育館とか、北小においても体育館とかグラウンドについては少年のスポーツのチームとかが利用したりとか、あとは映画の撮影とか、ミュージックビデオの撮影とか、そういった形で令和4年度から順次に使っていただいているような状況で、令和5年度からは使った分に対して体育館では1日2,200円ですよとか、グラウンドを使ったら1日1,000円ですよとかという利用料を取りながらやっている状況でございますので、全く何も使っていないというわけではなく、使えるものは使っていきたいと。もちろんそういった各行政区とか、ボランティアのほうから短期間で使いたいというのであれば、当然許可していきたくは思っておりますけれども、そういった状況でやっているところです。

もちろん法律の云々というのがなかなか難しい部分があるわけなのですけれども、隣の県の栃木県のほうでは、市街化調整区域内の未利用公共施設、廃校舎などについては利活用の促進に向けた開発許可基準を新たに新設しまして、平成31年1月から運用しているとのこと。それによって、地元の市町が用途変更が可能になりまして、地域活性化に向けた取組の促進が期待できるということなので、その情報を得たので、板倉町としても群馬県の町村会に対しまして同じような栃木県の内容の基準の新設を7月の5日付で群馬県のほうに要望したところでもあります。当然1回だけの要望ではなかなか通らない部分があると思うのですけれども、継続して要望していければなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 ということは、隣の栃木県がそういうことをやっている、できるというのならば、早く群馬県のほうもしてもらいたいと思います。

ここで町長はどう思うか、お聞かせいただけますか。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 私も議員のときに何度か北小、南小の利活用については一般質問をさせていただいた記憶がございます。やはり用途制限がかかっているということで、実際今南小学校を借りている遊穂楽舎、これもかなりの時間を要して、教育施設というか、教育機関ということで何とか許可が下りたというようなことを聞いております。ですので、そういった教育機関関係以外ではなかなか貸し出すのが難しいという部分がございますので、隣の栃木県の事例も大変参考になるかなというふうに思っております。ですので、これが用途変更がかけられるようになるのであれば、さらに使い道は考えられるのかなというふうに思っております。ただ、北小学校については、やはり今のところは私も避難所として扱っていくのがベストなのかな

というふうに思っておりますが、ごく一部等で例えば日用品とかの物品の販売ができるような、もしくはふだんは北地区の地域の拠点として集まれるサロンのような、そういったものがやれるようになればいいのかなというふうには考えております。

以上です。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 町長の言うとおりに、使えるようになることを早くしてもらいたいと思います。

では、最後の質問に行きたいと思います。今年も1月1日の元旦の一家団らの午後に能登半島地震が発生しました。多くの人命が奪われてしまいました。それに続いて9月ですか、能登半島豪雨、このときも貴い人命が奪われてしまいました。いつも言われているとおり、板倉町もいつそうなるか分かりません。公共の電気が使えなくなった場合、真夏の災害の場合は冷房がなくなるとか、真冬の災害のときには暖房が使えなくなると考えたら非常に怖い話です。

そこで活躍するのが、GHPというシステムです。町長は、このGHPシステムというのをご存じですか。知っているそうです。分からない方には全く分からないと思うのです。私は、前職が病院で勤務だったので、その時代に既に導入されているので、そのGHPシステムのことについては分かってきたつもりであります。要は、電気の要らないエアコン、コンセントとでもいいでしょうか、今いろいろなところで注目されています。要するに普通の、今こういう場でも使用ができますし、停電が来ては困る場所のコンセント、蛍光灯はGHPにしておく。私の質問は、このGHP、ガスヒートポンプエアコンを避難所ほか、現在エアコンの入っていない西小、東小の体育館内に導入するのはいかがかという質問です。

昨日の所信表明でも、小野田町長はエアコンの導入の話をしていました。できれば、校舎などにも導入できればよいのですが、このよき利点は、GHPとはガスコージェネレーションと申しまして、LPガスや都市ガスを利用して、まず発電をし、その際に発生する廃熱を冷暖房や給湯、蒸気などの用途に利用することにより、省エネルギー、省CO<sub>2</sub>が図れる、環境に優しいシステムなのです。ゼロカーボンの実現です。ゼロカーボンとは、企業や家庭が排出する二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス、カーボンの排出量から植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、排出量の合計を実質的にゼロにすることを意味します。あとは、公共の電気を使わないので、GHPが電気を発電し、エアコンとしても使用できるということで、ふだんは公民館や役所として使用している場所等が、災害が発生し避難所として利用する場合など、通常発電及びエアコンをGHPに替えている自治体がだんだん増えてきているというのです。

板倉町の役場などもこのGHPが導入されていれば、どれだけの災害、一番考えるのは水害です。その際、この公共の電気が使えないというとき、通常電気はもちろん、全部とは申しません。蛍光灯やエアコン、コンセントを災害時に必要な場所だけにこのGHPを設置しておくことも可能であります。ただ、一つ問題なのが、導入コストが非常にかかるということです。それでもこのGHP、ガスコージェネレーションを導入している市町村は増えてきております。この周辺で導入している自治体は、お隣の明和町。明和町では、令和5年度と6年度の2年度にわたり、中学校体育館や小学校、中学校などに導入してきています。あとは、太田市の元新田町の福祉総合センターにも導入されています。

ここで伺います。GHP、ガスヒートポンプエアコンを板倉町の学校施設及び避難所等に導入する考えはありませんか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

まず、現在の小中学校におきますエアコンの導入状況について最初にご説明をさせていただきます。既に小中学校の校舎と中学校体育館については、電気式のヒートポンプエアコン、こちらGHPに対しましてEHPというふうによく言いますが、を導入しております。小中学校の校舎への導入経緯につきましては、夏場における教室内の温度が30度以上となり、授業中の児童生徒の熱中症などが懸念されることから、平成23年度に導入しております。中学校体育館につきましては、令和4年度にコロナの交付金で導入をいたしております。

当町におきまして、今後のGHP、ガス式のヒートポンプエアコンの導入につきましては、既にエアコンの導入済みの小中学校校舎への入替えについてはすぐには難しいというふうに思っています。可能性がございまして、現在エアコンが導入されていない、先ほど尾澤議員さんもおっしゃっていましたが、小学校の体育館になるのかなというふうに考えています。現在教育委員会では、小学校体育館の改修事業を7か年計画で行っております。令和5年度に東小学校体育館の屋根、外壁の改修工事、令和6年度に西小学校体育館の屋根、外壁改修工事を実施しました。令和7年度につきましては、東と西小学校体育館のトイレを洋式化する改修工事、令和9年度に東小体育館の内部の改修工事、令和10年度に西小学校体育館の内部改修工事を実施する計画となっております。

本改修計画につきましては、老朽化対策工事が目的となっており、エアコンの導入は計画に入っておりませんが、町長の指示によりまして今後の導入に向け、ガス式及び電気式のメリットまたはデメリットについて、補助事業等も含めたより詳細な情報を収集しまして、最終的な導入方式について早急に検討に入りたいというふうに今考えております。

以上です。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 続きまして、総務課のほうから避難所への導入の考えにつきましてお答えいたします。

過日でございますが、令和6年12月3日付におきまして、群馬県総務部危機管理課長のほうから避難所となる学校体育館の空調設備の整備の加速化についてということで連絡がございました。12月3日付での連絡です。内容につきましては、令和6年11月22日に閣議決定をされました国民の安心、安全と持続的な成長に向けた総合経済対策というのが閣議決定されたということですが、その対策におきまして、避難所となる全国の学校体育館への空調整備について、ペースの倍増を目指して計画的に進めるというふうにされており、新たに空調設備整備臨時特例交付金、これ仮称でございますが、そちらの特例交付金を設ける予定であり、教育委員会との緊密な協力体制の下、活用を検討いただきたいという内容のものでした。これが群馬県のほうから連絡が来ておるところでございます。

現在避難所といたしまして指定をしております屋内施設につきましては、小中学校以外の施設といたしまして旧の北小学校、南小学校、こちらは洪水時は除いております。そのほか各公民館、わたらせ自然館、板倉高等学校、JA邑楽館林、農協の施設等が屋内施設として指定をさせていただいております。議員おし

やる停電時においても空調機能や発電機能を有するガスヒートポンプ、こちらの導入につきましては非常に有効な災害対策であることは十分に認識をしているところでございます。議員おっしゃるとおり、コスト面とかのデメリットも当然ございますが、まずはエアコンの設置等につきまして、先ほど教育委員会のほうからありましたけれども、東小学校、西小学校の体育館、こちらへの導入を早急に検討したいというふうに考えております。これは非常に重要な避難施設というふうにも捉えておること、また先ほど連絡をいただきました群馬県からの連絡を踏まえまして、まずは東小学校、西小学校の体育館の導入を早急に検討したいというふうに考えております。

なお、町内の避難所につきましては、課題は停電だけの問題には限りません。当然水も止まるということも想定されますので、衛生面の問題、またぎゅうぎゅう詰めになるということも想定されます。その際のプライバシーの問題、また非常に苛酷な環境になることが想定されていることから、少しでも安全で快適な避難所生活を送るためには、町といたしましては町外の安全な場所へ自主的な広域避難、こちらについて今後引き続きまして強く推奨していきたいというふうに考えているところでございます。

○小林武雄議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 総務課長が言ったとおりだと思うのですが、結局全員が町外に逃げられるわけではないと思うのです。どうしても残る人はいると思うのです。避難所に逃げた方の暑いときに暑い中にいる、寒いときに寒い中にいるというだけでも大変かなと思うのですけれども、やはりお年を召した方など、今年あった能登半島の地震なんかでも、災害関連死というのがどうしても起きてしまうということがございます。その災害関連死を少しでも少なくする対策を取っていただきたいと思います。電気が止まっているからエアコンは使えない。そんなことはないようにしてもらえたら、もっと安心して暮らせる町になると思います。

補助金なども先ほど出るような話を総務課長していましたので、できれば早く、その補助金が切れる前にお願いたしたいと思います。私も民間の病院に勤めていたときに、違う補助金なのですけれども、火災用のスプリンクラーを導入する際に、国から約9,000万円の補助金で全部のスプリンクラーを導入した経験もございます。ぜひGHPのエアコンを前向きで検討していただきたいと思います。補助金というのは、探せば結構あると思いますので、よろしくお願いします。

これで私の質問は終わりにさせていただきたいと思います。早く終わるのですけれども、申し訳ございません。失礼します。

○小林武雄議長 以上で尾澤将樹議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。

11時15分より再開いたします。

休 憩 (午前10時47分)

---

再 開 (午前11時15分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、須藤稔議員。

なお、質問の時間は60分です。

須藤議員。

[2番 須藤 稔議員登壇]

○2番 須藤 稔議員 2番、須藤稔です。よろしく願いをいたします。

早速ですが、質問に入らせていただきます。今回は、県道路肩の除草についてということでお伺いをいたします。県道海老瀬館林線道路、邑楽土地改良から南に向かい200メートルくらい行きますと、住宅近くまでの道路はガードレール沿いに雑草が生え、秋になりますと倒れる草があります。中学生が自転車で通い慣れているいつもの道でも、倒れそうな雑草を避けるため右側に出てしまい、後ろからの自動車に危険な状況を見た人がおりました。安全を確保するための除草を行っているところも見受けられますが、県道ですので、管轄外だと思いますが、町内で幾つかの県道がありますが、県の除草を行っている道路、分かるところがありましたら教えていただけませんか。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 板倉町内で群馬県が管理している道路ということでございますが、この県道海老瀬館林線のほかに、北地区のほうに行きまして館林藤岡線、これは主要道路の館林藤岡線になります。それと、南に下りまして国道354号線、それからまた南に下りまして県道麦倉停車場線、あとそれと南北に伸びます斗合田岡里線と、南から東地区に上ります海老瀬下五箇線、これも県道になります。あと、その間にあります除川地区に板倉から延びていきます県道除川板倉線の路線となっております。そちらが群馬県が管理している道路となっております。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 この中で、除草を行っている場所を分かる範囲で結構ですので、お教え願いますか。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 道路管理者としまして、全ての路線に対して群馬県も除草管理というのは行っておりますが、群馬県の実施する除草回数というのが群馬県の言い分で予算上限られていますので、繁茂する時期があるのかなとは考えております。

以上です。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 県道海老瀬館林線ですか、邑楽土地改良から丁字路、産業道路のほうに向かうところなのですが、長谷川香料、そして役場の北側のローソンまで、それは通学路になっているのでしょうか。お願いいたします。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えいたします。

そちら通学路になっております。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 その通学路でもし雑草が倒れそうなどころがある場合は、どのような対処が望まし

いでしょうか、お伺いいたします。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 雑草の状況につきましては、近年の地球温暖化等により気温の高い状況が続く日々が多くなっており、冬場の時期を除き、ほぼ一年中雑草が成長している状況となっております。特に夏場の時期におきましては、除草作業を行ってもすぐ繁茂してしまい、板倉町も県におきましても手を焼いている状況となっております。

例えば板倉町の雑草の対策につきましては、農地や宅地の雑草等の繁茂に伴う路肩の雑草繁茂により道路の通行に支障を来している場合におきましては、原因者である農地や宅地等の土地所有者へ連絡を行い、除草を行っていただいております。それ以外の路肩、水路や公共施設沿いの路肩につきましては板倉町都市建設課のほうで雑草管理を行っております。また、町道におきまして雑草等がさらに繁茂し、道路が塞がるなどの通行が困難な状況となってしまう場合には、農地、宅地からの繁茂であっても緊急的に都市建設課にて通行可能となる必要最低限の除草は行っております。

群馬県におきましても、基本的には同じような考えでいるとは聞いております。しかしながら、群馬県のほうの除草回数等につきましては板倉町よりも若干少なく設定されておりますので、その辺につきましては多少皆さんに不便をかけている状況もあると思っておりますので、板倉町からは絶えず県のほうに除草の管理を小まめに行ってくださいという要請のほうは行っております。

以上です。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 今回は危険なところにあったのが、偶然に近隣の方が危険な状況を見たので、この草をどうしようかと。行政に話してもすぐは対応できないのではないかとあって、今回の場合は地元の方が撤去いたしました。海老瀬から高速道路までの要するに産業道路、歩道や緑地帯の管理が本当に行き届いているところもあります。しかしながら、一年中全く雑草が茂っていて、そんな場所も何か所かあります。県の管轄であっても、中学生の通学路の安全対策はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

教育委員会としましては、学校、あとは建設等と一緒に通学路の安全点検というのは毎年行っているところですが、その時点で特に危険という箇所については改善を、原因のところをお願いをすることになりますので、やはり県道の歩道になってきますと、基本的に県に早急な除草作業等を建設を通じてお願いしていくということになっていくのかなというふうには今考えています。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 県のほう、県のほうと言ってありますが、せめて通学路だけでも何らかの方法の対策、見回り、何かをそういう時期に草が倒れるとか、そういう形を見受ければ、そういう場所だけでもせめて何らかの対策を取っていただければと思います。今回は近隣の方がやりましたから、そういう形で、やはり危険ということが一番私もそれは地元のところだったので、それはちゃんと確認をいたしました。

県の土木のほうに苦情を何回も地元の人から言えば、やってくれると。私もそういう話を聞きました。やはりそういう方が、ここをやってくださいと言ったら、5回、6回、7回言ったらやったという形が、これは言われています。そして、土建屋さんにも聞きましたら、やはりそれは一切行政に頼んでいるだけでは駄目だよと。もう直接土木課とか、そういうところに電話すると。でも、自分なんかはこういう役職をやっていて、言っているものか悪いものかという形になります。ですけれども、近隣の方は今度は言ってもいいのですかと言うから、それはそういう形があるのだから言ってもいいですと。やはりそういう形。だから、行政のほうもこんな形でしっかりと通学路、せめてそれぐらいはやっていただきたいと思います。

結局あそこの道路はニュータウン道路で、歩道を造って歩道緑地もあるわけです。この歩道緑地を造ったのがニュータウン関係で造ったのか分かりませんが、あの歩道緑地が本当にきれいに整備されているところ。やはり時たま私もあそこを通っていますから、造園屋さんですか、そこがある区間だけはしっかりやっていて、ある区間だけは全くやらないという形があるわけです。だから、そのような場所は私も皆さん、そこはどんどん指摘してやってくださいと近隣の方に言いました。そのような形で、今現在私もそこを通っているのです、誰かが今上だけの、50センチぐらいの草を刈っているのです、ばらばらにして。今刈っているのです。これは業者の方ではないと思います。もう刈りっ放しでありますから。それが何メートルか、今やっているのが見受けられます。私も誰がやっているのか、ちょっと分かりません。そのようなことで、この緑地帯でありながら、県が要するに管理できないのは、五、六十センチの植木というか、サザンカか何か、今ちょっとあるのです。それがあつたために物すごく除草に業者がやっても労力がかかるというのです。だから、その五、六十センチの植木、本当に草の中にあるのか何か、夏場は分からない。今になってきたら、幾らか草が枯れてきたら、サザンカですから、青くなってきた状況が分かります。その緑地帯がなければ、本当に多分簡単に機械で刈れると。だから、除草を行うにも、どうして県は、町ではないですけれども、それを草の中にあるのを大切に業者の方はやっていると。本当に1日見ても、何十メートルも進まないのが現状です。それがなければ、本当に皆さんもご存じの簡単に除草ができる。そのような形をこれからいろいろと町のほうというか、県のほうにも、そういうものはどうなのだという形。これはどうでしょうか。そういうものをもう既にたかが小さい五、六十センチの草、それが物すごく管理できないところを県が撤去できるのでしょうか。どうですか。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 歩道につきましては、その中にある植栽帯のことだと思うのですが、板倉町もそちらにある役場の東にある道路も植栽帯を設けております。これにつきましては、環境の整備の考えもあるとは思いますが、縁石を乗り越える車も正直ございます。その防御の役目もしていると私ども道路を管理しているわけですが、管理者とすると直接車が歩道に乗り上げたり、突っ込んだりするのを防御する役目を持っているとは思っております。

ただ、板倉町もそうなのですが、植栽が植わっているスペースにつきましては機械では刈れない、手抜きでやらなければならないとか出てきます。ですので、板倉町も含めまして県のほうもですが、今後植栽帯の在り方、除草の管理ができないのであれば、町民の方々には確実に迷惑がかかっているとは思っておりますので、その対策について今後群馬県と議論をしていかななくてはならないのかなと思っております。

また、板倉の植栽帯につきましても確かに手入れが行き届いているように見える場所、全然やっていないような場所にも正直時期によって差が出てきております。ただ、それも全てやらないというわけではありません。群馬県もそうですが、そのときに職人たち、仕事できる方が回せる人たちも、その仕事を請け負っている会社も限られておりますので、差が出てきているのかなと。ニュータウンにつきましては、県道なり町道も混在してありますので、あそこはやっているのに、こっちはやっていない。管理者の考えでも出てきてしまうのですが、そのずれにおいてそういう見た目のおそろかな点というのが目立つのかなとは思っておりますので、今後できないならできないとはっきり県には考えてもらって、その対策、町並みをきれいに見せる対策と、植栽帯をなくすのであれば、おそらくガードレールか何か必要になってくると思いますので、そういった行動ができるかというのは絶えず群馬県のほうには伝えて、協議していきたいとは考えております。

以上です。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 私が行っている産業道路、そこには多分ガードレールは必要とは自分も考えられませんが、いろいろな形で今新しく造っている道路はほとんどが緑地帯がないのが、栃木県、いろいろなところに造っているのは全く緑地帯が2車線であってもないところが多いのです。やはりそれは管理が大変だからという形でそういう形。国道50号線でも真ん中に緑地帯が1メートル50ぐらいあったのがかなり撤去して、コンクリートで塞いでいる。やはりそれはコスト面で物すごくかかっているから、これからそれは要らないと、そういう形ができていないのではないかと思います。そのような形で、できれば県のほうに要望というか、そういう形をしていただければいいと思います。

そして、今私どものほうの県道海老瀬飯野線、ここは小学生の通学路に加藤電気から東武線の踏切まで、これは年間3回の除草を県の花と緑のクリーン作戦で除草を行っています。中学生の通学路も何らかの形でいろいろなことを模索しながら、簡単にできるような方法、どうしても植木があるために簡単にできないわけです。それを何とかすれば、多分いろいろな形でこういう地元との協力であれば、こういう補助金というか、幾らかやってできるような気がいたします。その辺のところも検討いただきたいと思います。そんな形で今後ともよろしくお願いします。

続きまして、文化資料館のトイレについてということでお伺いいたします。5年度の主要事業の概要の説明のときに文化資料館のトイレの苦情があるようなお話が議員さんから出ましたが、来場者からの苦情はないようなことを言っていました。文化会館のトイレを使用したことがあるでしょうか、皆さん方で。文化財の資料館のトイレを使用したことがあるでしょうか、皆さんの中。どちらでも。

○小林武雄議長 代表であれですか、どなたか。

小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 私になってしまいますが、確かに入ってその存在は知っているのですが、実際に使ったことはありません。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 では、皆さんの中でこちら、入ったことはありますか。この執行部のほうで。入ったことがありますか。では、入った状況、どのような状況ですか。ちょっと入った状況をお伺いいたします。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 ここ、元が保育園ですので、保育園のままの状況になっています。子供用の男子用のトイレ、あとは和式のトイレがありまして、それに対して大人用の男子用のトイレが1つ、あとは大人用の和式の大用のトイレが1つというような状況になっていると思います。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 私も本当に恥ずかしながら資料館には何回か行ったのですけれども、トイレには入っていません。前回そういう話が出たので、自分も確認のために行ってきたわけです。そのような形で保育園の当時そのままなのです。

そして、今回要するに質問に対して、私も町内の公衆トイレだとか、いろんなところを見たり何かしてきました。公衆トイレ、要するに東西南北ありますけれども、各公民館の和式のトイレの大きさを測ってみましたら、洋式はドアが外開きなので、そんなに使用勝手には問題がないのです。そして、この中で中央公民館のスペースは横が80センチ、縦が1メートル10センチ、そして南部公民館は横が77センチ、そして縦が1メートル50センチ、これが一番小さい和式のトイレです。洋式のほうはそんなに問題はないので、あれなのです。結局南のほうも内開きドアなので、狭さで自分がどういうふうに体をしてドアを閉めようかと、これは何とか苦慮できるという形がしたわけです。そんな形で私もやったのですけれども、結局使用しづらい。北部の公民館、あれはドアが55センチ、通常はほとんど測ってみたら60センチなのです、トイレのドアというのは。55センチであっても北公民館は改修してあって、55センチは使用しづらい。物すごく便利に使えるという形ではない。そこら辺のところも考えながら、結局資料館は測ってみましたら横が80センチ、でも縦が120センチあるのです。大きいのです。どうしてこれが使用しづらいかということは、トイレの中に昔の式なので、水洗用のタンクがあるのです、角に。そのために結局入ろうとする、そしてドアを閉めようとすると、自分の衣類か何かにドアの反対側の取っ手、肩取ってひっかかる感じがするのです。だから、本当に片隅に行ってこうやってドアを閉めないと入れないというのが現実なのです。だから、これは私もいろんな建築学会でちょっとやりますが、ドアの取り付け方で全くそれは問題がなくなるのです。内開きですから。現場へ行っていれば、これは簡単に外開きにできるというふうに分かるわけです。現場に行っている人でしたら。そんな形で、このトイレをぜひとも何らかの方法で考えてみていただければと。

そして、入っていくと保育園用ですから、全くドアが半分しかなくて、中がそっくり見える。便器のほうも子供用なので小さい。それが奥に入っていくまでに、感じよくするためにはボードか何かで簡単にやればきれいに見える。そういう形ができるのです。そして、もしドアだけを取付け、どうにもならなかったらドアだけを簡単に取り付けられます。でも、せっかくの機会ですから、もし何かがあってトイレ、和式ですから、それが洋式になればもっと使いよくなるのかなと思います。そんな形で自分もちょっとあちこち見てきたのですけれども、そのときに洋式のこれを早急とは言いませんけれども、何らかの形で、ドアはどのくらいの予算がかかるか分かりません。私も頭の中ではじきますけれども、見よくしたり、また奥のほうに確かに女性だけのマークのトイレなのです。あとはないのです。資料館には。あとは子供用だけ。だから、そのトイレも女性用のマークしかないのです。男が大をする場合は全くそこがない気がします。ですから、それをコンビニのように男女兼用のマークでも貼れば、幾らでもそれは利用できるのです。

でも、1,500人来ているということで、そこで苦情が来なかったというのは、自分も本当に不思議だと。また、執行部からも、いや、そんなことはありませんと言われたときには、見に行ったときに非常に板倉町は何だろうと、歴史館にちょっと聞いたら立派に、田中正造だとかいろんな歴史があるのに、土器もあるのに、この状況でほかの町の、町内よりも町外の方がかなり来ているという話を前に言っていましたから、そういう方たちが来て、そのトイレを使ったときに、板倉町はこれは何だと。こんな立派なところであっても、このトイレも直せないのかと、その印象は物すごく板倉町のイメージを下げますから、ですからそういうところはしっかりといろいろとお願いいたします。どうでしょうか、これについては。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

実際資料館のトイレにつきましては、これまで教育委員会事務局が考えますのは、長時間滞在する来館者が少なかったということで、特に大きな苦情はなかったのかなというふうには考えています。今後なのですが、ご指摘のとおり、和式トイレですので、多くの人が利用する公共施設のトイレとしましては現状使いやすいとは言えない状況であるというふうには考えますので、来館者の利便性と予算を考慮しまして、全部が無理だとすれば、一番奥の大人用のトイレだけでも構造に無理のない範囲で改修を検討して、使いやすくしていきたいなというふうには考えています。

以上です。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 いい答弁ありがとうございました。

あそこは災害のときの場所でもあるので、いろんな形で補助金もうまくすれば対応できるのではないかなというふうにちょっと考えますけれども、しかしそこも災害になると浄化槽ですから、水と電気が止まればこの水洗のトイレは使えないのです。そして、もし電気と水が来たとしても、容量以上の浄化槽には、容量が50人槽であれば、100人、200人がそこに入ることはできないのです、浄化槽が満杯になってしまって。そのような形もあるので、いろんな形で災害の要するに避難所であってもそういう形を考えないと、あそこはトイレがあるからいいとか、何があるからいいというのではなく、そういうことも考慮に入れないと。だから、避難所が学校であっても、必要以上の汚物は流入できないのです。幾ら電気があろうと、水があろうと。浄化槽がもう満杯になってしまいますから。そのような形でいろいろと今度もし補助金のほうが使えるようでしたら使ってお願いします。

あともう一つ、中央公民館、あれも狭いのです。男の方は小しか使っていないからいいのですけれども、女性の方の要するに和式のほうは、私もどのように使っているのか、女性の方が分かりませんが、あそこも屋上の防水工事を4,000万円ちょっとでやっておりますけれども、そのところも今後また長く使っていくのでしょうから、これから検討を、女性のほうだけでも何とか検討を多少大きく、スペース的には無理なので、1か所、1か所を何らかの工夫をすればもっと楽に使えるという形ができてくると思います。要するに取り付け方だとか、いろんな形で。そのような形で。

もう一つ、雷電神社の西側の中央公園ですか、雷電神社の南側というか、西側というか。中央公園の中に1か所、トイレがあるのです。あのトイレの照明は、もう明るさというのは決まっているのでしょうか。ち

よっとお伺いしたいのですけれども。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 正確ではないのですが、明るさの比較等のくくりはないと思います。

以上です。申し訳ありません。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 あそこは木も茂っているし、何も茂っているし、曇りとき、また夕方、本当に暗く感じます。せめてライトを1つ、蛍光灯を1つ、それさえつければ明るくなるのではないかなと。外には外灯というのですか、大きな外灯がついていますから、外はそんな問題ないのですけれども、中に入ってみますとかなり暗く感じられます。そのようなことで。

また、もう一つ、そこのドアがかなり傷んでいるのは、多分気がついている。そこの辺もできるだけあそこを、雷電神社に参拝に来たり、あそこを散策する。冬は少ないのですけれども、夏は結構ありますから、そのような時期までには何らかの、そんなに金銭的にはかからないと思うので、対処をお願いができるのでしょうか。どうでしょうか。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 ご指摘の事項につきましては、現地を確認の上、対応させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 ありがとうございます。

では、続きまして灯籠流しについて伺いをいたします。水郷公園で行われている灯籠流し、おおよそ60年前に行われた灯籠流しを民俗研究会の方が中心となり、各種団体へ声をかけて復活の実行委員会を結成し、平成20年、今から16年前ですか、お盆のときから始まった行事です。新盆を迎えた遺族や一般の先祖の霊と恒久平和への祈りを込めた僧侶の読経に合わせて、川面に静かに流れていく灯籠を眺めながら、厳かに精霊を送る幻想的な光景を、民俗研究会や水場の風景を守る会ですか、絵手紙の会、遺族会、その他の有志が伝統文化の継承を住民自ら積極的に取り組んでいる事業をどのように町とすると見ているのでしょうか、お話を教えてください。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

毎年8月に行われている灯籠流しにつきましては、平成21年というふうにはうちのほうは捉えているのですが、21年に民俗研究会が主体となり、伝統文化財の復活事業の一環として灯籠作り教室及び水郷公園での灯籠流しを実施したことをきっかけに始まりました。この灯籠流しは、民俗研究会を中心とする灯籠流し実行委員会主催で開催されている行事の一つというふうには町としましては認識をしております。

以上です。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 灯籠流しを実施するに当たり、最初は教育委員会の生涯学習係かな、お世話になったという話も聞いております。河川を使用したり、土木事務所の許可、通知の発送、会議場やその他の準備等にお世話になったという経過の話も伺いました。しかし、次第に町の協力も薄れて、ここ何年かは手伝っていただけないのが現状ですと。

千代田の祭りの川せがき、水難供養と恒久平和への祈りを込めた、やはり僧侶の読経に合わせ灯籠流しを中心に利根川の川面に静かに流れゆく灯籠を眺めながら、打ち上げ花火や舞台での芸能、民謡流しなど、いろんな催しが行われております。千代田の川せがきでは、実行委員会がつくられ、町や商工会が全面的に協力し、実行が行われております。行事が行われているのですか。また、去年は、その前の年に引き続き10月27日、28日と光恩寺境内というのかな、これは千代田のお寺から、仏教発祥の地、インド文化に親しんでもらおうと、人気カレー店が並ぶカレー参道が登場し、インド舞踊りやインド武術ステージを行い、2日目には八木節や陶器市でにぎわったということがあります。高橋町長は、町の活性化に向けて盛り上げましようと呼びかけております。

板倉も学ぶために民俗研究会とともに活動を展開し、地域に対する職員の意識改革と伝統文化、先祖や故人をしのぶ、そして敬い、板倉の誇れる心を込めた供養を大切に思うことは、道徳や情操教育上からも日本人の原風景と言っていいくらい、後世に引き継いでもらいたいわけであります。今の民俗研究会のその行動力こそ、その活性化に伴い、町の魅力を積極的に発信し、主体的に動いている民俗研究会の灯籠流しに対して、町の支援をできるでしょうか、お伺いします。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お世話になります。

実際灯籠流しにつきましては、こちら調べたところ、板倉町史などの書籍において灯籠流しの習慣があった等の記載が確認できておりません。あと、文化財として町指定等にもされておられませんので、後世に継承すべき重要な行事というふうには捉えにくいのかなというふうには考えております。

しかしですが、灯籠流しは先ほどありましたように、ここ近年町からの援助を受けられていないということなのですが、灯籠流しについては宗教的な要素があることから、令和5年、6年度につきましては実際町は関与しておりませんが、今後につきましては観光資源として、千代田なんかもそうだと思いますが、観光資源として活用できるかを検討しまして、活用できるようであれば町としましては観光事業として協力できるかということで検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 そういう幾らか前向きな、私は前向きなことというふうに捉えていきます。傍聴の方もいろいろと来ておりますので、私も自分の考えもありますが、周りの方の要請も受けているわけです。私もあそこは始まって以来ずっと行っておりますので、あれだけ誰も手伝わない。町も何もしない、商工会もしない。それでしっかりとあの行事をやっているというのは、立派なそういうやつ。今後もいろいろと続けていきます。そこら辺のところ町協力のつか、何らかのサポートができれば。

昨年など確かにお問い合わせいたしますと言ったら、何か町のほうで発電機や何かをちょっと貸してくださいと

言いましたら、防災用具なので、貸出しはできませんというふうに断られたと。しかし、大雨や災害があるときでしたらいいのですけれども、そのときは全く無風で何も無い。でも、災害のときは職員だけでは対応できないのです。それを住民がそういうときに、この発電機はどこへ持っていき、照明はどこへ持っていき、それをそういうことをこういうふうにして、灯籠流しまで運んでください。これが防災の訓練にもなりますからと、そういう形で貸し出すというものはできなかったものかというのは自分では。防災、防災、日頃そういう形をやるということが防災につながるわけですから、それを使ったからといってエンジンが壊れるわけでもない。照明が減るわけでもない。そこら辺のことを考えて、町としても何らかの要請があったら、できないものはできないで結構なのです。できるものはそういう形でやっていただければと思います。どうですか、その辺のところは。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 先ほども回答しましたように、政教分離というのがありますので、積極的に宗教行事に関わって行って、特定の宗教を反映させていくというのはお手伝いできないのですが、ではなくて板倉町の観光の資源として活用していきたいという考えもありますので、そちらの面でお手伝いができていければなというふうに今は考えている状況です。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 ありがとうございます。いろんな形で、ここにいる議員さんも、町長さんもそういうもので行っておりますから、前向きに観光資源ということで考えていただければありがたいと思います。この形で灯籠流しのほうは終わらせていただきます。

あとは、もう一つが、今回の町長のマニフェストの中にありますように、防災施設内での太陽光発電、令和3年9月に一般質問で、防災施設内での太陽光発電の設置の考え方についてという質問があったと思います。前町長は、空間を担保した上で発電は十分に考えられるということで、既に示唆をしておりますということの答弁がありました。もう3年たっているもので、これは何らかの動きがあったのでしょうか、お願いをいたします。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 お答えいたします。

町では、令和元年、こちら東日本台風の経験を踏まえまして、町外への自主的な広域避難、またはご自宅での在宅避難が困難であり、町内の避難場所に避難せざるを得ない住民の皆様の一時避難先、緊急の避難先といたしまして、高台を利用しました緊急避難場所を計画。令和4年度に海老瀬地区、西岡地区の2か所、こちらに緊急避難場所の整備をいたしたところでございます。こちら令和4年度に整備をしたと。

ご質問の令和3年9月の一般質問ということですので、こちらの緊急避難場所を計画するに当たりまして、これ令和3年度には当然計画しているところですが、当初絶対的に不足をしている屋内の避難スペース、屋内の避難スペースは限られてしまっていますので、屋内の避難スペースの代替といたしまして、栗原町長の発想ではございますけれども、大型ビニールハウスの中での避難、また太陽光パネルの架台の下、こちらを利用した避難、また車中の避難など様々な避難方法について検討をしてきたところでございます。令

和3年9月の一般質問ではそういう時点だったという状況、時間的にはそういう状況でございます。

最終的ですけども、まず緊急避難場所への距離が非常に遠いと、町内から2か所しかありませんので、距離が遠い。特に高齢者の方々がそこまで避難するにはちょっと難しいと。当時は車で避難という想定はございませんでしたので、基本的には車は使用しないでくださいと、歩いて避難ですということでした。まず距離が遠い。高齢者が歩いて行けるのかという課題がありました。また、非常時の持ち出し品、これを携行するのに歩いて3日分の食料等、水等が持っていけるのか。そのほか、これも実際課題だったのですけれども、多くの意見を寄せられた内容ですが、ペットと一緒に避難することはできないのか。また、そして何よりですけども、車で避難すれば車内を屋内避難のスペースとして利用することができるのではないかと。これらのことをトータルで検討いたしました結果、車による避難、車中での避難、これを最も合理的な避難方法であるというふうに判断いたしまして、現在の2か所、駐車場方式での緊急避難場所を整備したという経緯がございます。

いざ災害が差し迫りまして、多くの車両が避難してくる状況下。その状況下におきまして、太陽光パネルのパネルの下、いわゆる構造物については安全に、またスムーズな避難を行う上で非常に支障になる物件ではないかと。また、現在の駐車場ではそういう支障物件はないという形に落ち着いたというのがございます。その後の検討の状況でございますけれども、令和5年度に先ほども紹介させていただきました洪水時避難計画を策定いたしましたけれども、緊急避難場所の通路部分についても目いっぱい、奥から縦列駐車でも通路も取れないような駐車をするとということで、何とか避難する車の台数を確保している状況というのもございます。避難を希望する町民の皆さんの受入れ、それも安全でスムーズな避難ということを考えていたしますと、現在の2か所の緊急避難場所、こちらに新たに太陽光発電の施設を設置するというのにはちょっと難しいのかなというふうには考えているところでございます。避難スペースに現在余裕がない状況でございますので、今後につきましては車で避難する緊急避難場所の拡充を当然考えてございます。その拡充したスペースへの太陽光発電施設または蓄電池の導入について検討ができればなというふうに考えているところでございます。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 今町長が何とか太陽光発電、蓄電池、いろんなことを考えているわけです。何か今このことを聞くと、なかなかこれはいつの話になるのだろうかという形がいたします。もう少し考えられないか。場所は幾らでもあるような気がする。学校の屋上もあるいろいろな形があります。そういうところにちょっとでもやって電気を引いてくれば、全く問題ないような、私なんかぱっと浮かぶわけなのです。場所がない、場所がない。何で同じ場所に考えるのだと。電柱引いて、屋上にでも何でもやれば、電線で災害の避難所に置けるのではないかと。私はそういう発想なのだ、発想的には。そうすれば、今町長の答えも、答えというのではなく、そういうやつも何にしても、補助金だとか何かいろんな形を利用すればできるのではないかと私は思うわけです。そんな形です。

私も昨日産建のほうでいろいろとこのことに対して話したら、今白地の農地を買ったり借りたりして、太陽光の発電用地を探している業者がいるのです。そして、買取り価格は坪当たり2,500円から4,000円、これで売れるわけなのです。そして、賃貸の場合は32年間契約で年間7万円という数字が出ております。そして、私もこういう形でいろんな業者とお話を願ったら、お話をしたわけですが、売電計画で今やると

1キロワット14円ですという形があります。だから、いろんなことを太陽光発電、いろいろと防災で使うことを考えながら、これをできれば進めていきたいというふうに思います。どうでしょうか、幾らかこのような答で、幾らか前に進むような感じがしますか、どうでしょうか。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 現在の非常時の発電設備の整備状況について補足をさせていただきたいと思います。

太陽光発電の設備につきましては、旧の北小学校の屋上、それと現在の東小学校の屋上、中央公民館の屋上、既に太陽光発電設備が導入済みでございます。これは平成27年に導入ができております。あわせて、運搬可能な蓄電池、それと太陽光のパネルがセットになった蓄電池がございますが、こちらも備蓄倉庫の保管ということで14基確保してございます。そのほか電気自動車、こちらは令和2年に2台導入をしてございます。そのほかガソリン式の発電機ですけれども、こちらも12基、一応確保してございます。

議員のご質問については、避難所での太陽光発電についてというお題でございまして、令和3年9月の一般質問のときに空間を担保してのというご質問だったということから、海老瀬地区の西岡地区の現状について説明させていただきまして、そこに新たに太陽光パネルを設置するのはちょっと難しいだろうと。既に駐車場式の避難スペースが十分ではないと、まだ足りていないということを認識しているということから、そちらの避難スペースも拡充していきながら、拡充できた際にはそちらには太陽光パネル、また蓄電池等についても設置をしていきたいというような回答をさせていただいたところでございます。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 そうしますと、ある程度拡充ができれば、その設備ができるという形になるわけです。そうしますと、これはおおよその目標を立てないと何事も進まないわけですから、目標的にはもう少しの拡充というのはいつ頃までという形にやっているのでしょうか。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 拡充の方針ですけれども、できれば早急に取り組みたいというふうに考えております。期限がいつまでということはございませんが、既に来年度の当初予算の編成にも入ってございます。財政状況を十分に確認した上で、今後どのような計画で導入していくのか。また、拡充するには相手様がいらっしゃることで、その辺についても検討してまいりたいというふうには考えてございます。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 本当に相手様がいる、相手様がいる。これ積極的にやっていかないと、いつになっても最後ぐっと延びてしまう。やはりそこら辺のところはしっかりと、これまでにやるのだという気持ちでやらない限りは物事は進みません。そこが一番大事なのです。予算ができれば、予算がと。予算があるのに、今度は片方がなかなかうまくいかない。それは必ず目標というのを持ってください、いずれにしても。そんな形で私もちょっと強く言いますが、これはそういう形で今現在の小野田町長もそれを考えていろいろとやっていくと思いますので、そんな形でどうでしょうか、町長。この辺のところは。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議員おっしゃるとおりだと思います。

実際進めている場所があったのですけれども、これが相手様のご都合で頓挫してしまったという部分もございまして、しっかり相手のほうも見据えながら、自分たちでこれをやるのだという決められるものと、やはり自分たちだけでは決められない部分、そういうのはございまして、できればすぐにでも拡充したかったという部分はありますけれども、これからスピーディーに取り組んでいく。私の公約というか、のせてある部分ですので、やっていきたいというふうには思っています。

○小林武雄議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 ありがとうございます。私もこうして一般質問、何だか皆さん方、執行部からそこそこのお答えが出てきたような気がいたしますので、今後ともそれを皆さんと共にやっていきたいと思うので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○小林武雄議長 以上で須藤稔議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩いたします。

13時15分より再開いたします。

休 憩 (午後 0時11分)

---

再 開 (午後 1時15分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、青木秀夫議員。

なお、質問の時間は60分です。

青木議員。

[11番 青木秀夫議員登壇]

○11番 青木秀夫議員 11番の青木です。よろしくお願いいたします。

新町長さんの誕生ということで、幾つかお聞きしたいことがあります、時間の関係もありますので、今日は行政運営についてと規制緩和についてというテーマでお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

その前に2点ほど、新町長に要望したいことがあります。答弁は結構ですから聞いただけ聞いておいてください。1つは、東洋大の撤退と申しますか、移転と申しますか、東洋大の撤退について伺いたいと思います。この東洋大の撤退については、板倉町民のみならず、近隣の人まで皆さん「残念でしたね、板倉はね。東洋大が撤退して」と、いろんな人から聞かれています。小野田町長も当然いろんな方から聞かれていると思うのです。東洋大と板倉の関係ですが、板倉町は東洋大の評議員になっているわけです。今でもその評議員の肩書きはまだ維持されているのでしょうか。小野田町長はそれを引き継いでいますか。まだ聞いていない。板倉町は評議員になっているのだね、伊藤さん。

○小林武雄議長 発言は前へ出て言ってください。

○11番 青木秀夫議員 いい、いい。では、ちょっと一言。今下りたの。そうか。では、今は評議員から下

りたというか、首になったのか分からないけれども、そういうことなのですね。私は今でも続いているのかなと思ったのです。

令和2年の2月の17日に東洋大の板倉キャンパスの撤退が東洋大の理事会で正式に決定したわけです。その後の3月13日付に板倉町から東洋大学の理事長宛てに絶縁状まがいの文書が提出されています。小野田町長もそれを持っていると思いますけれども、見たことあるでしょう。その後も私何回か聞いているのですけれども、東洋大との関係については絶交状態というか、そういう状態が続いているのだと聞いていました。ところが、去年でしたか、伊藤課長が突然前のほうへ出てきて報告がありますと。今東洋大といろいろ話合いはしていますと発言した覚えがあると思うのですけれども、それを聞いただけでその後何も聞いていないのですけれども。過去のことは過去のことにして、今東洋大との関係をできれば友好的な関係に再構築することができないかと思っているのです。もう手後れなのかどうか分かりませんが、細い糸でも関係があれば、ぜひそうしてもらいたいなと思っています。

東洋大の決算書を見れば分かると思うのですけれども、決算書を見ると抜群の財務内容をしている。抜群ですね、東洋大。その東洋大の板倉キャンパスの投資額は約200億円近く投じているわけです。ですから、幾ら財務内容がよくて金持ちであっても、あそこの土地と建物の存在についてはまさか捨てていくということもないと思うので、いろいろ考えていると思うのです。ですから、東洋大の財力、あるいは人材、あるいは幅広い人脈、そういったものを生かした東洋大の力を借りて、板倉町の関係回復にできないものかと思っているのですけれども。できれば新町長、ぜひ速やかにそれに取り組んでいただければと思って、要望です。

2点目は、板倉ニュータウンの関係というか、群馬県との関係ですけれども、これもニュータウンの関係ですけれども、群馬県の企業局、これもまた抜群の財務内容をしていて、無借金経営で困ったものですね、橋本課長。何かもうあそこにニュータウンの在庫も35億円か45億円しかないのだね、時価評価して。あんなの板倉町にくればいいかなと思うけれども、なかなか渋くて、いつまでもあんな状態が続いておるわけです。このまま今のままで続くと、ゴーストタウンまっしぐらです。

ちまたでは、群馬県と板倉の関係は最悪の関係だと、険悪な関係にあると、これはうわさされています。小野田町長も聞いているでしょう。ですから、新町長の役目は、群馬県との関係改善、関係修復に努めていただきたい。そして、群馬県と連携したまちづくりを一刻も早く正常に戻してやっていただきたいと思います。ぜひお願いしたいと思います。要望ですから。

○小林武雄議長 答弁はいいですか。

○11番 青木秀夫議員 答弁は結構です。答弁は不要です。

それでは、質問に入らせていただきます。今少子高齢化、人口減少は予測以上のスピードで進んでおります。全くこれ深刻な状況です。全国の出生数がこの間も出ていましたけれども、70万人割れとか、群馬県の出生数は9,000人割れと。板倉町も去年は30人割れですか。これ本当に深刻です。この少子化、想定外のスピードで進んでいるのではないかと思うのです。この傾向、この少子化の傾向は止めようがない。お手上げ。あるいは、策なしというのが国でもそんな状況で、口を開けば少子化対策と言っているのだけれども、成果が上がらず、どんどん悪化の方向に進んでおるわけです。やはり人の心というか、人の気持ちを変えるのはお金で少しぐらい出してもなかなか変わらないのかなと思っています。この間の衆議院選挙でも、全ての党がばらまき合戦みたいなことをやっているわけですが、少子化の解消にはならないのではないかなと

思っております。しかし、そうであるからといって、手をこまねいて成り行きに任せて何もしなければいいのだということにはならないと思うのです。まして小野田町長もなったばかりだから、ぜひ張り切ってそういう問題解決に取り組んでいただきたいと思います。板倉町の活性化、町の元気を取り戻すには、まずいろんな町を、行政を規制していく規程があると思うのですけれども、それをいかに緩く緩和させるかというのが、新町長の腕の見せどころかなと私は思っているのです。ぜひそうしていただければと思うのです。

それで、町長の選挙公約の一つに産業団地というか、工業団地の造成、そして税金アップ、財政基盤の強化というのがテーマの一つになっていますけれども、そのことについてまず伺いたいと思います。町長が構想というか、描いている新産業団地、工業団地の造成ですが、それについてもうちょっと具体的に、構想ですから、大ざっぱでもいいですから、示していただければ。どのくらいの規模の工業団地を想定しているのかとか、いつ頃に果実というか、税金が上がってくるのか、何年ぐらいを目指してやっているのかとか、そういう規模とか金額とか、そういうのを大ざっぱでもいいです。実現しなくてもいいのだから、計画だから。その辺のところを具体的に示していただけますか。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 私の公約といいますか、パンフレットに書いてある部分のことだというふうに思います。

産業団地、どこに造るか、まず場所、何か所か今までも候補に挙げた土地というのはございます。北から岩田のほうから、もちろん大蔵団地のところとかございますけれども、国道354号の4車線化という部分も一応書かせてもらっている部分ですので、国道354号に出るには岩田近辺からのところに、あそこだと流通団地になってしまうのかなという部分はあるのですけれども、そういったところをまず開発して、ひいては国道354号の4車線化につなげていくというような形も取っていただけるのかなというふうに思っております。

そういったところで、規模についてはまずは20ヘクから始めていくという形を取っていく形になるのかなというふうに思っております。これからどれくらいの期間がかかるかということですが、青木議員おっしゃるように抜け道を使わずに普通にやっていると、都市マスタープラン、町のマスタープランなり県との調整なりということで、ここだけで5年近くかかってしまうと。その後用地買収、農振除外、農転買収ということで早くも10年に造成が終わって着工に入れるというようなスケジュールになるのかなというふうに思っております。したがって、税金が入ってくるのは早くも15年後、20年後ぐらいになってしまうとは想定しております。

以上です。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 町長の言ったとおりだと私も思うのです。そのことで質問に入っているわけですが、15年、20年先を目指してやるとなると、今の人口減少社会、どうなっているのだろう、20年先。今すぐ着工しても15年、20年先です。町長が言ったように、これ完成してあそこに工業団地ができて土地を取得して建物を造って設備しても、今の板倉町では固定資産税を事実上免除しているわけです、5年間。だから、さらに延びてしまうわけです。せめて板倉町の条例でつくっているのだけれども、いつかは全額返還していたわけ、固定資産税を。今は大分少ししか返還しないようになったから被害が少ないのですけれども、でも実質5年間は固定資産税はゼロです。それから固定資産税が入ってくるわけだから、財政基盤の強化と

いっても小野田町長はまだ若いから20年後はいるだろうけれども、下手するとみんななくなってしまう、20年後なんていうと。でも、それも種をまかないと、そういうことが実現しないわけだから、それをけちつけているわけではないのです。ぜひやってもらいたいのです。宝くじだって買わなければ当たらないから。工業団地の造成もやらなければ、20年も先だから計画をやめたといったら実現しないですから、やはりぜひ今から一刻も早く着手する必要があると思うのです。

だから、ぜひその辺のことは進めながら、もう一つお聞きしたいのは、大規模集落、町長にも資料を渡してあると思うのですけれども、大規模指定既存集落の開発について、これお伺いしたいのですけれども、これは3年ぐらい前でしたか、今村議員が大規模集落について質問したことがあるのです。そのときのこと、小野田町長、記憶しています。していない、一言言って。していなければしていないで。

〔「してない」と言う人あり〕

○11番 青木秀夫議員 していない。そのときに栗原町長が、俺十何年もやっているのにそんなことは聞いたことがないと言った。中里、知っているのかと言ったら、中里副町長は黙って下を向いていた。それで、そのまま終わってしまったのです。橋本課長、知っているね、そのときのこと。

〔「分かりません。3年前はここにいませんでした」と言う人あり〕

○11番 青木秀夫議員 いなかったのか。そうか。3年前だと思うのだけれども。

○小林武雄議長 青木議員に申し上げます。直接職員に問いかけないでください。

○11番 青木秀夫議員 そうか。時間がもったいないから、首を振ってもらえればいいわけだから。

そのときにそういうことがあったのです。まだ町長も聞いていないということか。そのときに中里副町長は黙ってそのままそのときは終わったのです。そういえば付け加えておきたいのですけれども、こんなこともちょっと前だけれども、あったのですけれども、10年以上になるか、医療費の不正請求の件で私がいろいろ問題視して、板倉町の健康介護課か、今では。そこが群馬県のそこへ連絡して、そこが今度厚労省へ連絡して、厚労省と群馬県の保健の何とか局かが一緒になって板倉町に調査に来ていたのです。4人で来たと言った、4人で。厚労省の2人と群馬県の職員が。何があったのでしょうかと私聞かれたから、これはあなた方は別に関係ないのだ、裏を取りに来たのだから、不正請求のと。心配することはないよと言ってやったのですけれども、そのことについてそのときの課長に、こんな大事なことは町長に知らせたのだろうと言ったら、いや、知らせていませんと言うのだ。栗原町長に言っていないの。言ったほうがいいのではないのと言ったら、いや、言いませんと、知らせませんと、問題が解決するまで知らせません。ああ、そうかい、そんなことはないだろうと。では、俺が町長に知らせてしまうからなと言って、栗原町長のところへ言って知らせた。総務課長が呼ばれた、町長室へ。そうしたら、何かふてくされたような顔して横向いていました。そのときに町長が言っていました。町長というのは裸の王様なのだよ、孤独なのですよと、ああいうことをやられるのだと、そんなことがありました。小野田町長がそういうことをやられないように、ぜひみんな職員さんと親密なコミュニケーションを取って、恥をかかないように。意地悪される可能性もあるから、ぜひそういうことのないように良好な関係でやってもらいたいと思うのですけれども。

そこで、大規模指定既存集落についてですが、この制度についてはご存じなければ、担当の課長、ちょっと要領よく説明してください。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 お答えさせていただきます。

大規模指定既存集落と申すものですが、このことにつきましては先ほど午前中の答弁の中で調整区域という表現をしました。板倉町の都市計画法上、市街化区域と調整区域に大枠で分かれます。市街化区域になった地区につきましては、その用途に従ったものについては建築は全て可能となっておりますが、調整区域につきましては先ほども述べたように開発を抑制する地域となっておりますので、市街化区域よりも開発が容易でない地区となっております。その中で大規模指定既存集落につきましては、市街化区域から外れた地域に対して既存の集落は間違いなく板倉には存在します。その場所につきましては、何もできないということではなくて、その中に大規模指定既存集落というのが指定されております。これが指定されることによりまして、その地域、外れた地域でほかにある集落のコミュニティーですとか、あとなりわい、仕事について、ほかの調整区域よりも緩やかな制度になっております。

その緩やかというのが条件があるのですが、大規模指定既存集落が存する中学校区内に通算して10年以上居住もしくは勤務したことがある者、既存から10年以上板倉町で生活している人たちにとりましては、条件はあるのですが、工場、なりわいで利用する自己の工場ですとか自己の住宅等は、ほかの調整区域よりも建つ条件を整えてあると。ですので、町内在住の方につきましては、10年以上在住の方につきましてはそこで生活を守ったり、営みをすることができるような制度になっております。大枠ですけれども、以上です。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 この大規模指定集落というのは、板倉町が決定して……

○小林武雄議長 青木秀夫議員、マイク使ってください。

○11番 青木秀夫議員 すみません。では、もう一回。

では、この大規模指定既存集落の指定については、これは板倉町が独自に県にこの区域を、16か所あります。16ブロックが申請してあるのですけれども、昭和62年にしたというふうに記載しているのですけれども、これは板倉の判断でやったわけです。塩田課長はその頃はいなかったか、昭和62年だから。

○小林武雄議長 一応塩田課長、回答してください。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 指定につきましては、板倉町の都市計画決定、62年なのですが、それと同時にされております。指定につきましては、県のほうで指定をしておるのですが、ですので協議をしながら同時に進んで、群馬県のほうで指定しているような状況にあると思っております。板倉地区内につきましては北、南、西地区全ての地区において指定がされております。もう少し言いますと、群馬県内では最初に指定されたのが62年4月が桐生市、館林市、板倉町、ほかの市町村よりも先行されて指定されているような状況にはなっております。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 この制度はどのようなのですか。板倉町ではあまり周知徹底されていないのでしょうか。私たまたまこの制度、大規模指定既存集落というのをインターネットで検索してみたら、トップに明和町が出ているのです。明和町がトップに出るのはどうして出るのだから、お金がかけたから出るのだから何だから、原因は分からないのですけれども、全国1,700も市町村があるのだから、その中で明和町がぽんと1ページの

一番上に載っている。あれと思ってびっくりしたのですけれども、こういうことはやはり地権者とか、あるいは不動産業者とか建築屋さんとか関係者だけでなく、一般の住民も知っておく必要があると思うのです。どこにどんなきっかけがあって話が出てくるかも分からないので、やはりこういうものはインターネットだけではなくて、いろんなところで周知させておくと、宝くじではないけれども、当たることもある。どこからいい話が降ってくるかも分からない。そんなこともあるので、ぜひ広めていただければと思うのです。いかがですか、課長。町長がいいか、町長。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 お知らせはするべきだというふうに思います。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 小野田町長も不動産業の出身だから、明和町の町長も館林市の市長も本業は不動産屋さんだから、ぜひそういう方と連携を深めて、この板倉だけではなくて、もうちょっと広域的にも大規模集落用地の規制緩和に進んでいただければと思うのです。

私がお願いしたいのは、例えば地権者から大規模集落についての申請が来た場合にはどうするのだと。公務員の人は堅いから、不許可の理由を探して許可できませんとやってやるケースが多いと思うのです。そうでなくて、逆に許可できる理由をどこから引っ張り出してくると。それぐらいの姿勢で臨まないと、なかなかこういうのは幾つも制約条件がありますから、突破できないかと思うのです。ぜひ新町長、馬力を出して、そこを突破するように努力していただければと思うのです。いかがですか。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 私のほうが専門に扱っていますので、答えさせていただきます。

突破と言われましても、法の秩序の中で行っております。先ほどの調整区域につきましては、無秩序な乱開発を抑制する制度となっておりますので、無秩序にいくことはございません。その中で法の解釈、群馬県のほうでも調整区域、その前に都市計画の中で市街化調整区域の立地基準というのも設けております。それに対しまして、群馬県のほうではその扱い方の例、制度を設けておまして、その中で動く。群馬県内同じ条件の中で動いております。ですので、その中で合致する条件を見いだすことのお手伝いをさせていただくこともあろうかと思っております。それに伴いまして、大規模集落区域以外の場所におきまして、また違う制度で産業振興市町村内工場という、また違う別の条件がございます。まれに大規模区域内でも工場の疑義が出たことがあるのですが、援用してこの産業振興地域というのがどういうことかという、先端技術を持つ工場はまた許可基準にありますので、その援用は町のほうで県のほうに申立てのような書類を書きます。この企業については先端技術であり、町で欲する企業ですよというのをやったり、そういうことで乗り越えるような協力はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 塩田課長は正論を言っているのですけれども、それはそうすれば条件がクリアできるのでしょうけれども、クリアできないから困っているから問題なのです。それをどういうふうに突破する

か。それがやはり政治力です。

いろいろな条例とかにみんな書いてあるでしょう、最後に。町長の判断によるとか、最後に。町長に権限はあるのです、強大な。ですから、ぜひ小野田町長、強大な権限を最大に発揮して、職員は大体ああいうふうに答えるのです。だから、それだと突破できないのです。高い厚い壁があるとかなんとかと言って引き返してしまうわけです。壁だってどこかにひびが割れているか、隙間があるか、あるのです、どこかに。それを探して突破するのが町長の政治力。何も違法なことをやれとは言っていないのだけれども、いろいろグレーなところもあると思うので、そういうのを突破して、ぜひ前向きに進めていただかないと、板倉町も20年先のことをいうと沈没してしまいます。お金は一銭もかからないのだ。転用も比較的、土地開発に3年も4年もかからないのでしょうか、私はよく分からないけれども。許可が出ればすぐできるのではないかと思うのです。ですから、ぜひそれを前向きに進めていただければと思うのです。ひとつ決意、どうですか、町長。やりますよと。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 すてきなエールをありがとうございます。ただ、この場でグレーなことをやりますとは言えませんので、のっとってなるべく突破できるように、職員のお尻をたたくなりして頑張ってもらいます。ちなみに開発の許可は県のほうのあれですので、幾ら私が頑張ったところでちょっと難しい部分はございません。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 だから、さっき言ったでしょう。県と優良な関係づくりに努めてくださいと。そういうことを前提で聞いているわけです。要望しているわけです。やはり人間だから、友好的関係にあるのと険悪な関係にあるのではまるで違った結果が出るわけです。ですから、ぜひそういうのに努めていただければと思うのです。

次に、これ前から気になっていたこともあるし、聞いたこともあるのですけれども、川入東地区に市街化区域で長年放置してあるところ、何というのですか、タカセ接骨の裏のほうとか、郵便局の裏のほうに。あれ20ヘクタールぐらいあるのですか。それについて伺いたいのですけれども、相当古い話で、いつときは予算に2,000万円ぐらい区画整理費として、開発費としてのっていたことがあるのです。それがだんだん、だんだんしぼんできて、最後は8万円だとか、4万円だとかとなって、今はゼロで何のあれもないです。このことについて聞きたいのですけれども、これはおそらく区画整理組合をつくって区画整理費で減歩方式で、3割減歩とか言っていました。減歩方式で余剰地を造って、余剰地を販売して、それを工事代金に充ててやるという俗に言う一般の区画整理方式を計画していたと思うのです。それが、その後頓挫してしまっていると。それはいろいろな理由があるのでしょうか。これは担当課はどこですか。決算書、古いのを見ると8款4項4目だというの。今そういうのないの思うのですけれども、担当課はどこになるのです、これ。

○小林武雄議長 大丈夫ですか。通告にはありませんが、回答できます。

塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 都市計画を抱えている私のほうで、その地区は川入東地区土地整理事業という

ことで、都市建設課で所管しております。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 その組合は今までも存続しているのですか。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 今まで組合を創設した経緯はございません。ただ、それを始める意向がありましたので、組合準備委員会というものを立ち上げております。ただ、その人たちの役員が当時のまま名前を連ねていただいているのですが、定期的にその人たちとは協議はしております、いつ実行できるか、実行できる余地があるかないかというのは協議はしているのですが、今まで実行できた経緯はございません。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 正式には組合は設立できなかったのだ。準備委員会があったのだ。その準備委員会にお金を出してやれ、やれと、一時2,000万円ぐらいついていたね、予算が。それで、今は組合が正式に設立しなかったから解散もないのだ。ただ、準備委員会は今でも残っているわけ。そこの準備委員の役員さんとは板倉町は時々交流して検討しているのですか。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 役員さんのほうでも気にかけていただいておりますので、昨年、一昨年前も協議はしております。ただ、区画整理を進められるかということ、今の条件を並べますと不可能ですと。権利者、地域の土地の権利者の方々の同意が必要なものですから、先ほど議員さんが言いましたように、当初3割とか減歩率を聞いているという話ですが、当時の想定ですとそのような想定をした経緯はあるのですが、今現在板倉の地価は下がり続けています。工事につきましては全国的に上昇し続けております、当時より。そう考えた場合に、減歩がなおさら多くなるのではないかという議論はするのですが、では答えが出せない。それで地域の方々が理解が得られるかというところで、毎回止まっているのが実情でございます。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 確かに今の不動産式を考えると、余剰地をつくって販売するといっても売れない。工事代金に充てるほど資金は捻出できないと思うのです。そういうこともあって今立ち往生していると、にらめっこしていると。だけれども、そうすると永遠では大げさですが、ずっとあのままだ。あそこは市街化区域だから、固定資産税は宅地並み課税がかかっているのではない。その辺分らないのだけれども。それで、地権者にとってはあれを利用できないでずっとあのままにしておくのは本当に気の毒だ。板倉町にとっても、できればああいうところは解消して生かして、市街化区域になっているのだから、何らかの策を講じてあげることが必要かと思うのですけれども、その辺どうなのですか。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 何らかの策というのは、当初実施の計画を立てようとしたときから今現在まで続けて議論はしております。その準備委員会の役員の方々にしてみれば、全体ができないのであれば、町道整備で何とかできないかということの意見もでございます。実は、その公道にも過去に何度か出た経緯はござい

ます。町道をまずは県道沿いのほうに集落がついているものですから、そちらの道の整備がどうかにならないかという意見もあったものですから、町とすれば過去に二、三度、道路を造りますかという問いかけはしております。ただ、それにつきましても地権者の合意が得られなかったというのが実情でございます。ですので、道路の整備も着工できずに何も手つかず、手詰まりのような状態が今続いているような状態です。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 だから、いろいろ知恵を出して工夫して、今の現況の地価ですと区画整理方式というのは無理だと思うのだ。みんなバブル前はよかったのでしょうけれども、バブル以後の市街化区域の区画整理というのは館林市だって大変な損害を受けているのではないの、駅の西のほうの区画整理なんていうのは。足利だってそうです。みんな100億円単位で払っているのです、町が。板倉町は市街化区域の、あれ農地だってそうでしょう、土地改良だって。余剰地をつくって、今の資源化センターの横に土地があったり、今の季楽里の土地なんかだって、土地改良の余剰地を誰も買ってくれなかったの、板倉町とJAが引き受けてくれたのです。それを今だって板倉町が持っているのではない、土地。だから、金額は100億円とか、そういうのではないから、それでも前は5億円くらいで引き取ったのがあるのでしょう。だから、そういうこともあってなかなか立ち上がらないのか。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 土地改良事業で非農地創設で板倉町が手に入れたもの、農協が手に入れたものがございます。ただ、今回の川入東地区の区画整理につきましても、同意率が上がらないと、全体の区域の同意率が上がっていないので、着手を見送っているというのが実情でございます。地権者の同意率を90%以上求めるのですが、それ以下でとどまってしまっているというのが実情でございます。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 それを行政が主導して何とか音頭を取って成立させるよう持って行くのだと思うのですけれども。今は区画整理組合をつくってのあそこの整備は無理だと思うのですけれども、でも放っておくといつまでだってあのままでしょう。誰かがリーダーシップを取らないと。こういうときに誰が取るかといったら、行政とか公共がやるしかないのではないですか、皆。誰もやらないのだから。地権者はやらないです。だから、それをいろいろ工夫を凝らして、誰かがこれをやらないと前に進まないです。だから、ぜひ新町長、頑張って解決してやろうというふうな意気込みがあるかどうか、示してください。俺が3年以内にやるよとか。

○小林武雄議長 回答どうします。

○11番 青木秀夫議員 だから町長。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 川入東地区の区画整理の事業については、私も議員時代にもあちらの役員さんが、あれは議会懇談会でしたか、そのときにいらっしゃって、要望をされていたというのは覚えていたので、どうなっているかなというのは気にはなっておりますし、実際あそこの役員さんになるのかな、分からないですけども、いろいろお話を聞いて、どうにかしてくれというようなことは町長になる前からお話はいただいて

おりました。

実際私も不動産屋というか、やっていた形で、市街化区域内の農地であるのであれば、生産緑地か何かにしておいたほうがよかったのではないですかという話はしましたけれども、実際あそこ人間関係というのものもあるのかもしれないし、反対があって、やはり地権者の方で決めていかなければいけない部分だとは思いますが、超法規的なものが何かあるのであれば、ぜひ教えていただければアドバイスしていただければというふうには思いますが、なかなか今までも相当やってきたはずなのですから、進んでいないという状況から、かなり難しいのかなというふうには感じております。

以上です。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 でも、誰かが手をつけないと、事態はどんどん悪化していくのではないかと思うのです。よっぽどの天災でも起きないと、土地の値上がりもしないのかなと思うので、今のままだと見通しは暗いです。ですから、組合でやるというのはさっき町長が言うように、説得しても中にはいるね、反対する人というのは。でも、20年前と今は土地の価格とかも大分変わってきて、今あまり俺の土地がどうのこうのとか権利を主張する人が地権者も少なくなっているのではないかと思うのだ。だから、町が買うと言えば、では売るよとか、そういう人だって結構多いのではないかな。誰も買ってくれないでしょう、今の状況です。だから、いっそのこと板倉町が全部買ってしまおう、安く。買って造成するとか、そんなことでもやらない限り問題は解決しないと思うのです。それこそ今ならどう、安く不動産業者の判断で買えるのではないの、あれ。20年前と随分違うと思うのです。どうですか。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 当然20年前から比べれば安く買えるとは、値段は下がっているとは思いますが。ただ、あそこを持っていたい人、売りたい人、つまみ食いして買うわけにもいきませんので、一帯としてそこは地権者の方の意向次第で、もちろん町が買えるかどうかという部分については精査しなければいけないですし、金額が地権者の方が思うような値段を出せるかどうかという部分もございます。実際あそこの地形の裏はほぼ崖ではないですけども、随分高さがあって、だから高い場所だということで昔は重宝されていた場所だということも聞いてはいるのですけれども、その辺も含めて皆さんとの話合い、もちろんずっと携わっている塩田課長とも相談しながらという形になるかなというふうには思います。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 時代が変わっているから、みんな地権者というか、地主さんの気持ちも変わっているので、意外と話に乗りやすいのかなと思うのです。あそこは市街化区域だからでしょう。用途変更で準工業地域なんかでも簡単にできるので、塩田課長。逆に準工に変更するわけ。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 準工とかに今現在やろうとしたときに、条件をそろえる必要がございます。環境アセスメント、環境の影響とか現在調べなくては都市計画決定ができないものですから、そういう手続を踏むしかないのかなと。ただ、あと住民の皆様の意向もあると思いますので、ひとえに簡単にできるかといえ

ば、難しいのかなとは思いますが。

以上です。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 塩田課長の話だと暗くなってしまうのですが、一番土地の使い勝手がいいのは準工業区域に指定すると何でもできる。風俗営業でもない限り何でもできる。準工というのが一番価値があるのだと聞いています。だから、あの区域、周辺も絡めて準工業にして、あるいはさっき小野田町長が言うように産業団地か工業団地だかを絡めて、一気にあの周辺も絡めてやるということも考え方としてはあると思うのです。どうですか。裏のほうは農地になっているわけだから。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 考え方としてはあるのかもしれませんが。実際あそこもおそらく農業振興地域にかかっているはずですので、周辺まで含めるとなると。だから、大きいのはちょっと難しいのかなという部分はございます。準工は確かに使い勝手はいいと思います。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 ちょっと小野田町長に聞きたいのだけれども、例えばの話なのですが、昔からよく例え話で、今日の100円とあしたの200円、どちらを選択しますかと、よくあるのです。100円だとちょっと貨幣価値が低いから、では、いいや、例えば今日の10万円とあしたの10万円といたら、町長はどちらのほうを選択します。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 金額が同じであれば、今日の10万円を取ります。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 よく西洋人は、明日はないという思想だから。あしたはないというのだから、今日10万円確実にゲットして、あしたの20万円、一晚寝れば分からないのだから。ウクライナだか、ああいうところみたいによく敵が攻めてきて、あっという間に一晚で追い払われてしまうということもあるから、そういう思想らしいのです。では、町長も西洋人的な発想なのです。明日はないと。今だ、今。15年も20年も先のことを言わないで、もう間近の今のことで解決するという方法を考えていただきたいと思うのです。ぜひ考え方は大切だと思うのです。15年、20年先なんて、世の中どうなっているか分からないのです。今です。だから、ぜひその考え方でいろいろこれからも町のいろんな活性化のために頑張りたいと思うのです。よろしくお願いします。

ですから、さっきの川入の開発をもう一回、町長。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 明日の10万円、それが10年、15年後に幾らになるかという計算で今の公定歩合なりなんなりで計算していくとという部分になったときに、それを15年、20年先のために投資ができるかどうかというところを考えていくのが政治家だと思いますので、あそこに幾らぐらいを、まず10万円で買えるのであれ

ば、私のポケットマネーでも買いますけれども、もちろん今投資をする。それが10年後、20年後かもしれない。ただ、そのときに私も生きていられるかどうかは分からないですけれども、それが少しでも町の発展に使えるのであればやっておくべきことだと思いますし、逆に言えば、それをやってきていないから今動かなければいけないというふうになっているような気はしております。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 私の質問が悪くて通じていなかったみたい。私は、投資をどうするかというのではなくて、小野田町長の個人的な私的なお金に対する感覚を聞いたのです。今日10万円くれればそっちを選ぶのか、一晩待っていれば明日は20万円、小野田町長にくれるよという人がいたらどっちを選びますかという話なのです。町の金ではないのです。すごく小さい個人の話で、例え話で聞いたのです。

大体日本人は島国だから、今まで歴史的にもあまり外敵に攻められたということもなくて、日本人には昔からあるでしょう、損して得取れとか、石の上にも3年だとか、そういう日本人の思想というのがあるわけです。西洋人にはそういうのが少ないらしいのだ。明日はない。せっかちなのです。損して3年後もうける。とんでもないと。今もうけなければ駄目だというような、その話を町長にちょっと伺ったのです。町の投資がどうのこうのではないのです。どっち、西洋人的ですか、日本的ですかという意味です。

〔「日本人です」と言う人あり〕

○11番 青木秀夫議員 日本人ね。では、明日があるという思想なのだ。なるほど。分かりました。

そこで、また話が戻ってしまうのですけれども、大規模指定既存集落の件なのですが、先ほども言ったのですけれども、インターネットを検索すると明和町が一番上に出ているのです。やはりそういう努力が町全体として皆さんにこういう制度があるのだということを知らせる必要。別に地権者でなくていいわけですから。そういうのに努めてもらえればと思うのです。インターネットなんて見ると、地域外の人も見つかるわけですから、どこにどんなきっかけがあって、何が降って湧いてくるかも分からないということもありますので、ぜひそういうことを努めていただければと思うのです。

そこで、最後の質問なのだけれども、塩田課長、いいです。大規模集落の開発のような申請が出た場合には、まず不許可ではなくて、許可する理由を探し出すのです。どうしたら突破できるのだろう。それが住民サービスではないかと思うのです。ああ、駄目、駄目と言って蹴っ飛ばすのではなくて。考えてみましょう、前向きに探してみましょと、職員が一緒になって探す。それが大切だと思うのです。確かに先ほど言った都市計画法だとか、群馬県の何とかいう基準だとか、そういうのはあるでしょうけれども、そういうものはできるだけ横に置いておいて、いかにこれは申請が許可になるかという理由探しをまずすることだと思うのです。それがやはり活性化というか、町を元気にする。まちづくりも何も、土地の問題だけではないけれども、そういう遊休の土地とか、ああいうものを生かしてまちづくりをする必要があるかと思うのです。町長に何度も同じことを聞くのだけれども、そういう前向きな決意はどうですか。

○小林武雄議長 小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 今の青木議員のご指摘は、私もそのとおりだというふうに思います。できない理由を探すのではなくて、やる、できる理由を探してやっていく。これ前に進むためには当然必要なことであるし、事を前に進めるため、難しければ難しいなりの方法、何か突破する方法ということでできることを、グレー

なところにいけとはここでは言えないのですけれども、できる理由、どうすればできるかというところはやっていくべきだというふうに思っております。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 まさかこういう場ですから、脱法行為を考えろとか、そんなことは言いにくいですが、グレーな部分があれば、それを何とか突破して前向きに進めると。

確かにいろんな規則というのはいっぱいあるから、それを突破するのは大変なのです、きっと。法律なんていうのは2,000もあるのだそうです、2,000。法令というのがまた2,000もあるのだそうです。省令というの4,000もあるのだから。その上に群馬県の条例だとか、板倉町の条例だっていろんなのがあるでしょう、条例のほかに規則だとか規程だとか要綱だとか。あれだって一応規則、法律だから。そういうのがいっぱいあるから、それをかいくぐっていくのは大変かと思うのですけれども、どこかに隙間というか、抜け穴はあるのです。それを探す。町長一人ではなくて、職員みんないるのだから、そういう知恵を絞って、何とか前向きに許可ができるように、許可理由を探して、住民からそういう申請が出たら前に進めることだと思うのです。

これ、大規模指定既存集落の許可なんていうのは、板倉町は財政負担が一円もないでしょう。それが許可になれば、誰かその土地を買って、建物でも住宅でも工場でも造って、それだけにぎわいができるわけだから。税金も入ってくるわけ、何がしかの。20年後の1億円より来年の10万円のほうが大切なのではないですかということをお願いして、質問終わりなのですけれども、聞きたいと思うので、最後にもう一回。しつこいですけれども。町長、最後の締めくくり。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 最後のということでお時間いただき、ありがとうございます。

今日の10万円も大事ですけれども、やはり10年、20年後の板倉町のためにとうたっておりますので、20年後の1億円も大変大事だというふうには思いますので、両方を目指していきたいと思っています。

○小林武雄議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 ありがとうございます。ですから、できるだけ早く群馬県との関係改善、関係修復に努めて、前向きにいろんな懸案事項を前に進められるように、ぜひ新町長にお願いしたいと思うのですけれども、時間来ましたので、この辺で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。塩田課長も頑張ってください。

○小林武雄議長 以上で青木秀夫議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩いたします。

14時30分より再開いたします。

休 憩 (午後 2時12分)

---

再 開 (午後 2時30分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告5番、亀井伝吉議員。

なお、質問の時間は45分です。

亀井議員。

[7番 亀井伝吉議員登壇]

○7番 亀井伝吉議員 7番、亀井です。よろしくお願いいたします。

早速質問に入らせていただきます。定住対策についてなのですが、前回は質問させていただきました。9月の一般質問の回答で、リフォームを行った方には最大10万円の補助金を出しますとありましたけれども、現在児童手当とか高校生年代までの医療費の無償化、また奨学金返還の支援、また小中学校の給食費の無償、また今年度におきましては結婚祝金というような支援ができました。子育て世帯に、また一番若い年代の支援がありますけれども、町内に住んでいる方の若年世代の住宅の取得、新築とか中古住宅の取得、これについてなのですが、リフォームと違いまして金額がかなりかさみます。そこで、リフォームは10万円ですけれども、この額面をもっと上げることによって、定住してもいいかなと、そのように思っていたような方が出るかと思えます。また、移住者については30万円という額面を出しています。この辺の検討はしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、お答えしたいと思います。

先ほど亀井議員さんが言われたように、大体内容を言っていたわけなのですが、本当におさらいみたいな形になると思うのですが、よろしくお願いいたします。本町の移住定住支援施策の中で住宅支援としまして、本町への移住、入ってきた方に対しては住宅支援を行っているところでございます。その内容としましては、住宅取得支援事業としまして、町内に住宅を購入された方に最大30万円、これは都市建設課のほうで実施しているところです。それとニュータウンの移住支援事業としまして、板倉ニュータウン内に土地を購入した方については70万円の支援を実施しております。これは産業振興課のほうでやっております。加えて移住支援金としまして、東京23区内から移住された方、または東京23区内にお勤め東京圏から移住された方については、2人以上の世帯で100万円、単身の場合は60万円という支援を実施しております。これについては、うちのほうの企画財政課が担当しているところでございます。以上は全て町外から移住された方への住宅支援策であり、町内在住の方への支援策ではありません。

では、町内在住の方に対する住宅支援策としましてはどんなものがあるかといいますと、先ほど亀井さんが言われたように、住宅リフォームの支援事業を実施しているところでございます。これについては、町内の施工業者によってリフォームをした場合について、限度額10万円の板倉町商工会の商品券を助成している仕組みとなっております。したがって、この町内在住の若者ファミリーということにピンポイントで向けた場合については、現在その住宅取得に対しての支援については実施していない状況になっておるところでございます。

参考までにこういったものを館林邑楽管内でやっている自治体があるのかなということで調べさせていただいたのですが、千代田町のほうで三世代ぬくもり家族住宅取得等応援事業ということで、親と子と孫が同じ敷地内の中に同居している場合に住宅の新築、購入、または増改築工事に要する費用の一部を補助

する支援ということで千代田町のほうがやっているところでございます。補助金額、費用については、1%相当額でマックス10万円の補助だそうです。しかも、令和3年度から7年度までの時限的措置ということで、現在も今やっているところなのですけれども、実績等を調べたところ、令和4年度で1件、令和5年度で2件、令和6年度で今のところゼロというような内容だそうです。ほかの館林邑楽地域の自治体に関しても、在住者に対してやはり住宅リフォームという補助は実施しておるのですけれども、若者ファミリー世帯に限定したものについてはやはりやっていないのが現状でございます。本町についても、本当に先ほど言われたとおり、住宅支援策だけではなくて、小中学校の給食費無料、それと奨学金の返還、また子供が生まれたときには子育て支援の助成金等々も近隣の自治体でやっていないような特色ある施策も実施しておるところですので、いろんな各種補助事業の導入につきましては郡内の状況を見たりとか、財政面、それと総合的にバランスを見ながら検討していければなというふうには思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 他町ではやってない支援もやっていますので、移住者、また定住というか、もともと住んでいる方もあまり流出が防げているかなと思うのですけれども、今朝か昨日の町長の話の中に若者の流出が増えていると。そこをどう食い止めるか。その辺が一番問題なのだと思います。移住に関してはかなり入ってきていますけれども、やはり10年、20年、定住してもらえるかと思うと、なかなかニュータウンでも空き家が増えてきています。その辺を考えていただいて、もうちょっと前向きに検討していただければと思うのですけれども、どうでしょうか。

○小林武雄議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 先ほどの答弁もありましたように、絶対やらないというわけではなくて、今後状況を見ながら検討していきたいなというふうには思っております。

やはり役場職員の中にも入ってきている部分の補助は充実しているのだけれども、やはり板倉から出ていってしまう。結局補助とかがないので、ほかのところの補助が多いからそっちに行ってしまうというふうな話も聞いていまして、そういったものもやらなくてはならないねみたいな、本当にそういう内輪的な相談みたいのは聞いているので、今後いろいろ組織として検討しながらやっていければなというふうには思っております。

それと、結婚祝金の関係が今亀井議員さんが言われたのですけれども、あれまだ今年度実施しているわけではなくて、一応来年度からやっていこうかなというふうには今進めているところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 すみません。早とちりしまして。そういうほかではやっていないことを進めているということで、板倉町はちょっと先取りしているかなと思いますので、これからもよろしくお願ひいたします。

もう一つ、消滅可能自治体という報道があったときに、前町長から職員に意見を求めました。それをまと

めてもらったのですけれども、その意見を新町長は見ましたか。聞きました。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 書類頂いて、ただ全てはまだ目を通していませんので、3分の2以上は目を通してあります。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 職員との連携というか、この方はどういう考え方を持っているのか、その辺は町長として全員を把握するというのは難しいと思いますけれども、その辺のコミュニケーションが大事だと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

そこで、職員の中からの意見なのですけれども、現存するアパートがかなり空き家が増えてきています。そこで、世帯向けの間取りに改築すると、そういうことで町外に出ていってしまう若者たちをつなぎとめる、そういうこともできるかと思えます。そこで、その改築をされる方がもしいるようでしたら、その費用の一部を補助できるような、そういう考えはないでしょうか。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 お答えさせていただきます。

町内のアパートにつきましては、世帯向けに賃貸を行っている物件もありますが、東洋大学学生向けのワンルームで建築されたものが多くあると思います。民間企業や個人が不動産投資の土地活用として賃貸で利益を上げるために建築されているものと認識しております。現状では、東洋大学の撤退により学生向けアパートの空室が増え、所有者様は経営が困難な状況になってきていることと思えます。仮に板倉町がアパートを改築する費用を支援することになりますと、町単独の予算では多額の負担が発生することになるので、国庫補助の導入等の検討が必要になるとは考えております。

現在の国のリフォームに関する補助金としましては、長期優良住宅化にするための支援、省エネを図るための性能向上についての支援、子育て支援に向けた改修に対する支援がございしますが、営利目的の賃貸アパートに関する間取りの変更に対する支援事業というのはございません。また、民間の営利目的の施設に対しまして貴重な公費を投入することは、町民の皆様の理解を得られるとは思えませんので、現在のところアパート改築費用の支援等は検討はしておりません。ただ、若者世代が出ていく対策としましては、板倉町もかなり古くなっているのですが、公営住宅等の住宅もございしますので、まだ多少の空きも例年ございしますので、そちらのほうを検討していただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 営利目的の住宅は無理ということなので、最初に2部屋買ってしまって住むのだよというので、それでリフォームする。そういうのはグレーですか。リフォームというか、そんな考え。

○小林武雄議長 福知産業振興課長。

[福知光徳産業振興課長登壇]

○福知光徳産業振興課長 答弁のほうを用意してございませんので、リフォーム事業につきましては産業振興課で担当しておりますが、ちょっと今明確な答えができませんので、申し訳ございませんが、よろしく

お願いいたします。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 突然の発想だったので、申し訳ないのですけれども。そういう考え方というか、ちょっと裏を返した考えになれば、補助金もいろいろともらえるのではないかと。逆手を取るような、そういう考え方も必要かなと思います。

次に移らせていただきます。交通弱者の支援についてなのですけれども、川俣に医療機関ができました。高齢者や車を運転できない方が通院することも考えられます。川俣だけではなくて、館林市、また町内にも医療機関に通院する方もいると思います。そこで、医療機関を巡回する定期バスまたはコミュニティーバス、そういうものを運行させてはどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 お答えいたします。

まず初めに、バスなどを利用しました医療機関への通院に関しましての現状から説明させていただきたいと思えます。現状では、公共路線バスの館林板倉線、この線を利用していただきまして、館林駅の東口発着のシャトルバス、シャトル便に乗り換えていただきまして、館林厚生病院への通院が可能と、館林板倉線で館林へ行って、そこからシャトルバスで厚生病院、これが一つ可能という現状がございます。また、一部の便ではございますけれども、慶友整形外科クリニック、こちらも経由しているという状況がございます。そのほかですが、こちらも一部の医療機関にはなってしまうのですけれども、町の路線バスではなくて、コミュニティーバス、これ南線と北線がございますが、町内の巡回線を利用しました通院、またコミュニティーバスと公共路線バスを乗り継いで通院、これも不可能ではないというような状況でございます。

ご質問の通院支援のための定期バス運行に当たっては、様々な課題が想定されるのかなというふうにご考えてございます。通告にはありませんでしたが、川俣駅、館林駅、また町内の医療機関を巡回するようというふうにはちょっと想定はしていなかったのですけれども、まず通院される方の通院先が多岐にわたることから、まずどの医療機関を目的にルートを設定すればいいのか、直通なのか、どこを經由して行けばいいのか、その設定です。それと、大きな医療機関は町外にあることから、関係する館林市、明和町からも財政負担を伴う共同運行の同意が果たして得られるかどうか、これも一つの課題かと思っております。それから、以前は館林厚生病院への直通便というのがございましたが、こちらも利用者が極端に少ないという理由で廃止された経緯がございます。どのくらいの利用者がいらっしゃるのかということも、これはリサーチをする必要があるのではないかと考えています。

また、定期バスの利用者の有無にかかわらず、定時運行をしなければならないと。行っても空のバスが回っている状況もあり得るのかなと。そういう状況が想定される中、多額の費用を投資しての効果というのがどのくらい見られるのかということも検証する必要があるかなと思っております。

以上申し上げましたこれらの課題を考慮いたしますと、通院支援のための定期バスの運行というのはちょっと現在では非常に困難なのかなというふうには考えております。しかしながら、このような状況なのですけれども、交通弱者の方へ現状の町の路線バス、またコミュニティーバス、そういう運行もあるよというお知らせのほうは継続して徹底して行っていきたいというふうにも思っておりますし、利用の促進も図ってま

いりたいと思っております。

それと、こちらコミュニティーバスや公共路線バスでカバーできないエリアというのがどうしても出てきてしまいますので、特に足のない方々については福祉タクシーの利用券、こちらの利用を積極的に推進したいというふうにも考えているところです。ちょっと長くなりますが、ちなみに福祉タクシーの状況ですけれども、これ令和5年のデータなのですが、心身障害、また交通弱者の方を対象に141名、また免許証を自主返納された方29名、合計170の方にタクシー券を交付しております。残念ながらこの170人に交付したものの、利用した方が114人ということで、利用者率としては67.1%にとどまっているという現状がございます。さらに交付したタクシー券の利用率、これは1枚500円の券なのですが、こちらの利用率に関しては34.7%ということで、1人当たり500円券48枚、2万4,000円分のタクシー利用券を交付しているのですが、実際利用された金額的には34.7%にとどまっていると。ということは、こちらの利用の制限がもう少し見直しができる余地があるのではないかなというふうにも考えまして、今担当課と協議を進めたのが、1回のタクシーの利用にタクシー券が2枚は使える、要は1,000円が使える状況や、果たして1,000円でどこまで行けるのかということを見ると、1回の利用の制限を例えば2,000円、3,000円というふうにタクシー券を交付された方が、そのタクシー券を利用しやすい制度にまず変更するほうが、いわゆる巡回バス等を検討するよりも、まずは先なのかなというふうにも考えているところでございます。

以上です。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 路線バス、巡回バス、コミュニティーバスだとやはり無理があると思っても質問したわけなのですが、そこでデマンドタクシー、乗合タクシーです。1回前にも質問したのですが、ちょうどコロナの頃だったので、乗合だと密になって感染するのではないかとということで、そのときは回答が駄目だったわけなのです。この辺はどうでしょうか。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 お答えいたします。

デマンド型の乗合タクシー、こちらについては運行方式や乗降場所、乗り降りの場所、また発着の場所、この自由度の組合せによりまして多様な運行形態が存在していると認識しております。したがって、路線定期型の交通にはない個別のニーズに合わせたきめ細やかなサービスが可能になるのではないかと。また、高齢化や人口減少が進む公共交通の空白地域では有効な移動手段であるというふうにも認識はしております。しかし、その一方でですけれども、よく聞く話ですが、事前の利用者登録、また事前の予約の煩わしさ、また乗合ということへの抵抗感、それと予約が重なった場合の到着時間が大きく変更になるということなど、また利用者1人当たりの輸送コストがどうしても高くなる。また、現行の公共路線バスや一般の交通事業者との競合への懸念なども、そういう課題も抱えているというのが多くの自治体の現状というふうにも認識しております。

デマンド型乗合タクシーの実現化につきましては、どのような移動需要に対応する必要があるのか、また地域住民の皆さんの移動需要をまずは十分に把握した上で、一定の財政的制限もございますので、どのような運行方法を選択すべきかなど、慎重な議論が必要になってくるものと考えてございます。現在デマンド型

の乗合タクシーの構築は容易ではないというふうにも認識しているところです。まずは、現在運行しております町のコミュニティーバス、こちらの利便性の向上、福祉タクシー料金の支援事業の利用促進、また車両を使用しました移動販売事業の拡充、こちらから行くのではなくて、向こうから来てもらうということなども現行の交通弱者の皆様方への取組の強化を図っていきたいというふうに考えてございます。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 デマンドタクシーについては先進地域の状況をちょっと調査していただいて、かなり予算かかるみたいなのですけれども、その辺も検討していただければと思います。また、デマンドタクシーとかいろいろなのが無理であるならば、既存のタクシーを庁舎の駐車場に待機していただいて、頼んだ方が今までですと30分以上かかって困るという、そんなような話もあるそうですので、待機させるような、そういう取組はできないでしょうか。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 お答えいたします。

端的にお答えいたしますと、タクシー事業者の方から要望があれば、いつでも役場庁舎駐車場内に待機場所を提供することは可能な状態というふうに考えております。しかしながら、タクシー事業者、どうしても採算性ですとか効率性を重視して事業を行っているということだと、役場への来庁者数を想定すると、庁舎の駐車場に待機しての営業ということが、現時点で入っていただけるのかというふうなことがちょっと心配な部分でございます。また、来庁者の交通手段の大部分は自家用車ということでございますが、僅かながらですけれども、公共路線バス、また町のコミュニティーバス、タクシーの利用というのもございます。町が来庁者の利便性向上のためにタクシー事業者に庁舎駐車場への待機を依頼することも現状からはちょっと乏しいのかなというふうには考えてございます。

また、現状では来庁者からタクシーを呼びたいというようなことを受付の職員等に申しつけがあった場合、総合窓口の担当職員が事業者さんのほうを案内いたしまして、到着までの時間、少々お待ちになるということが現状というふうになってございます。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 福祉タクシーも使いやすくしていくという、検討するということですので、庁舎だけに来るのではなくて、医療機関へも行く方もいらっしゃいますので、その辺また町外へ買物に行く方もいらっしゃいますので、その辺を検討していただければ、使うほうも今まで30分かかったのが、板倉町内ですと15分くらいで着くのかなと思いますので、その辺も事業者の意向ですけれども、その辺はこれから検討というか、声かけもよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。農地の貸し借りなのですけれども、このマッチングはスムーズにしているかどうか、お伺いします。

○小林武雄議長 福知産業振興課長。

[福知光徳産業振興課長登壇]

○福知光徳産業振興課長 お答えさせていただきます。

農地の貸し借りということでございますが、群馬県におきましては公益財団法人群馬県農業公社が、群馬

県知事より農地中間管理事業の指定を受けております。市町村をはじめとした関係機関、団体と連携しながら農地の集積、集約化を進める農地中間管理事業を行っているという状況でございます。板倉町におきましては、農地中間管理事業により貸借の手続を農業委員会等で行っております。利用状況につきましては、令和5年が33ヘクタール、令和4年度が57ヘクタール、令和3年度が41ヘクタールということでございまして、近年の3年間を見てもおおむね順調に進んでいるのかなというふうには担当者として捉えております。

以上でございます。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 スムーズにいったらいいのかなと思います。また、貸したいのですけれどもも言っても、なかなか役場のほうからどうなっていますかと、こうなっていますよという返答が聞こえなかったというのがあったのですけれども、その辺もちょっと返答をスムーズにしていればと思うのですけれども。その方、農協へ頼んだみたいなののですけれども、その辺の農協との取り合いですか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○小林武雄議長 福知産業振興課長。

[福知光徳産業振興課長登壇]

○福知光徳産業振興課長 先ほど申し上げました農地中間管理事業という事業におきまして、市町村をはじめとしたという表現をさせていただきまして、ちょっと省略いたしまして申し訳ございませんでした。その事業の窓口が町と農協さん、邑楽土地改良区、3か所が窓口になっておりますので、どちらから申し込まれても農地中間管理事業の貸借の申込みというのですか、そちらのほうはできるということで、最終的には町のほうに連絡来るような形になっているのですけれども、一番町に相談される方が多い状況ではございますが、窓口としては3か所ございます。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 その方は、農協へ頼みたいのですよと言ったら、役場へ行ってくれと言われたと。農協でやってもらえるのかと思って行ったのに、断られたみたいなあれだったということで、その辺の周知というのですか、役場が一番もとなのですよという、そういう周知をしていただければと思うのですけれども、どうでしょう。

○小林武雄議長 福知産業振興課長。

[福知光徳産業振興課長登壇]

○福知光徳産業振興課長 議員おっしゃられるように、周知が徹底されていなかったということもあるかと思いますが、この中間管理事業につきましては農業委員会のほうが事務処理を行っているという状況でございまして、相談を受けた場合でも地域に農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんということで各地区におりますので、そういう方々にご相談させていただきながら借りていただける方を探しているというような状況でございまして、その辺も併せまして事業のPRのほうをしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 地域ごとにそういう聞いてくれる方がいるということでしたら、その辺もやはり周知がされていないのかなと思うのです。農協さんが一番いいのかなと思って行かれたと思うのです。その辺

もよく周知していただければと思います。ありがとうございます。

最後に、稲作までを頼んでしまうと引き受ける人が、収入の面も労力の面も大変ということで、なかなか受けてくれない人が多いのかなと思います。先ほどの農地の貸し借りのマッチングはスムーズにいつているということですが、57町歩もいつていると思うのですけれども、中には面積が小さくて、こんな小さいのでは受ける人がないと、そういうことで稲作まではやらなくても耕うんだけをやってくれる事業者がもしいるようでしたら、そういう方を取り持っていて、荒廃農地が増えないように、そういう政策も必要かなと思うのですけれども、そういう制度というか、10アール当たり幾らということで金額は出していますけれども、その辺の取組もしできるようでしたらお願いしたいのですけれども、どうでしょうか。

○小林武雄議長 福知産業振興課長。

[福知光徳産業振興課長登壇]

○福知光徳産業振興課長 お答えさせていただきます。

耕うんだけ行う事業者、受託事業者がいれば、確かに耕作放棄地とか、まず防ぐ一つの手だてとして考えられるかというふうには考えておりますが、現状としまして担い手の方の高齢化ですとか後継者不足、農地条件が悪いなど様々な要因によりまして、遊休農地が増えるということは懸念をされております。現在そういうご相談があった場合には、地権者から農地の管理などの相談があったということですが、あった際には、現状ですとシルバー人材センターさんなどの紹介ですとか、あと相対でもしやっていただける方がいる場合なんかですと、板倉町の農作業標準料金表というのも一応農業委員会のほうから毎年出させていただいておりますので、その辺を参考にさせていただいているような説明はさせていただきます。

それで、実際先ほど議員さんがおっしゃられていましたが、やはり農地が狭小ですとか不整形などの条件が悪い農地については、どうしても借り手が見つからないという現状もございますので、今後も基盤整備などの事業も産業振興課で担当させていただいておりますので、そういうものもご相談いただければ進めていく必要があるかなというふうには思っております。

以上です。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 荒廃農地が少しでも増えないようにという政策が大切だと思います。

この間銚田市のほうへ行ってきたのですけれども、空いている農地を取り合いただと、そういう地域らしいのです。やはり稲作だけではなくて、ほかの野菜関係が日本一の都市だったので、通告にないのですけれども、やはり農業をやっていてよかったと、これからもやっていきたい、そういうふうな後継者とか、そういう方が出てくるような政策、また周りの人たちも板倉町に住んでいてよかったというような取組をこれからも一緒にやっていきたいと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○小林武雄議長 以上で亀井伝吉議員の一般質問が終了しました。

ここで議場準備のため暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3時06分)

---

再 開 (午後 3時09分)

○小林武雄議長 再開いたします。

○議案第36号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について

○議案第37号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議案第38号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○小林武雄議長 日程第2、議案第36号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第6号）についてから日程第4、議案第38号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての3議案を一括議題とします。

この3議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

[森田義昭予算決算常任委員長登壇]

○森田義昭予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました補正予算3議案につきまして、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第36号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について、議案第37号 令和6年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第38号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての3議案であり、昨日本会議の終了後に審査を行いました。

最初に、審査の経過について申し上げます。各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。

続いて、審査結果について申し上げます。議案第36号、議案第37号及び議案第38号につきましては、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○小林武雄議長 委員長による報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま委員長から報告のあった議案第36号から議案第38号までの3議案につきましては、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第38号までの3議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することに決定いたしました。

これより議案第36号から議案第38号までの3議案につきまして、一括で採決いたします。

本3議案に対する委員長の報告は全て可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第36号から議案第38号までの3議案は委員長報告のとおり可決されました。

---

○散会の宣告

○小林武雄議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 （午後 3時13分）

1 2 月 定 例 町 議 会

( 第 3 日 )

# 令和6年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和6年12月12日（木）午前9時開議

## 日程第 1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○出席議員（12名）

1番	永田亮	議員	2番	須藤稔	議員
3番	藪之本佳奈子	議員	4番	尾澤将樹	議員
5番	青木文雄	議員	6番	森田義昭	議員
7番	亀井伝吉	議員	8番	荒井英世	議員
9番	延山宗一	議員	10番	市川初江	議員
11番	青木秀夫	議員	12番	小林武雄	議員

### ○欠席議員（なし）

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小野田富康	町長
赤坂文弘	教育長
伊藤良昭	総務課長
橋本貴弘	企画財政課長
栗原正明	税務課長
佐山秀喜	住民環境課長
新井智	福祉課長
玉水美由紀	健康介護課長
福知光徳	産業振興課長
塩田修一	都市建設課長
石川由利子	会計管理者
小野寺雅明	教育委員会 教育事務局長
福知光徳	農事委員会 農務局長

---

○職務のため出席した者の職氏名

荻	野	剛	史	事	務	局	長			
小	野	田	裕	之	庶	務	議	事	係	長
本	田	明	子	行	政	庶	務	係	長	兼
				議	会	事	務	局	書	記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○小林武雄議長 おはようございます。

本日は定例会の3日目です。直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

○一般質問

○小林武雄議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告6番、藪之本佳奈子議員。

なお、質問時間は45分です。

藪之本議員。

[3番 藪之本佳奈子議員登壇]

○3番 藪之本佳奈子議員 3番、藪之本佳奈子です。おはようございます。今日はよろしく願いいたします。

本日の一般質問に当たりまして、ご答弁のほう用意してくださった皆さん、感謝いたします。一般質問入ります前に、少しお話のほうをさせていただきたいと思っております。先日商工祭がございまして、商工祭でのごとなのですが、テントの中に1つ、子供だけのテントがあったかと思っております。職員の方たち、足を運んでくださった方もいらっしゃるかと思うのですが、子供だけのテントということで、子供が自分たちで企画、運営、そして販売をしたいということで、1つ出店させていただきました。これというのが、実は神奈川県の川崎市にあります子ども夢パークというところがございまして、大きな公園と施設が一体化となった子供の自由ができる、そういう空間があるのですが、夢パーク分からない方、後でググってみてください。その中で年に1度のイベントで、子ども夢横丁というのがあります。この子ども夢横丁というのが、小学生から18歳までの子供たちが自分たちだけでテントの設営、仕入れ、販売、企画、全て自分たちで行う大きなイベントがあるのです。子供たちだけなので、もちろん結果がどうなるかも分からない、何が起こるか分からない、正解がどうなのか分からない。そういう中で、子供たちが自分たちで作り上げるイベントがあって、それですごく子供たちが生き生きしていたのです。そういうものがありましたので、地元のほうでもやってみたい、こういうテントを出してみたいという子がいまして、商工祭にぜひやってみたらということでやらせて、支援のほうをさせていただきました。そういった経緯もありますので、テントに当日商工祭のときに足を運んでくださった方たち、何で隣に親がいるのに、何で親はやらないのだろうなんて思われた方もいらっしゃるかと思うのですが、そういう経緯があったということでご案内のほうをさせていただきました。

ごめんなさい。そうしましたら、一般質問のほうに入らせていただきたいと思います。1番目です。町長の公約ということで質問のほう、入らせていただきたいと思います。ちょっと順番のほうを(3)番のほうから質問させていただきます。演説等で町長のほうが、風通しをよくしたいということでよく演説とか座談会とか、意見交換会なんかでおっしゃっていたかと思うのですが、この風通しをよくしたいと考え

ているようなのですけれども、その背景にはどのような課題意識があったのでしょうか、お答えいただけますか。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 おはようございます。順番変わったということで、準備が少しずれてしまうかもしれませんが。

この公約と申しますか、座談会で申し上げていたことに対する、なぜそういうことを言ったかという部分についてのご質問と理解してよろしいですか。

[「そうですね、風通しをよくしたいということで」と言う人あり]

○小野田富康町長 私も一町民でございまして、今はたまたま町長という立場でございましてけれども、町長になる前は議員として、また一町民として生活しておたわけですけれども、板倉町の役場に来ていろいろ手続等をさせていただく中で、職員さんの動きがよくない部分というのも見られるし、また庁舎内での言われたことをやっている。何かぎこちないという部分も含めてなのではございますけれども、活気がないような気がいたしたものですから、役場内の職員さんが働きやすい環境づくりをつくってほしいということで、そういったことを座談会のほうでお話をさせていただいております。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。職員の活性化ということなのではございますけれども、では職員間のコミュニケーションを円滑にするための施策とか、意見を言いやすい職場環境づくりのために具体的にどのようなことを考えていらっしゃいますでしょうか。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 実は、以前私が議員になってこの一般質問の席で聞いていた立場だったのですが、たしか針ヶ谷稔也議員のほうで、板倉町職員の提案に関する規程というものがあるけれども、実際これ使われているのかというような質問をされておりました。一度も使われたことがないということで、この規程につきましても職員さんが課長を通してということになるのですけれども、自分の意見を町に提出して、それを評価するというようなことだったので、別に普通にやっている分にはこういうことをやったらどうですかという面ももちろん職場の課内、係内であるかとは思いますが、そういった規程もあるので、ぜひ直の意見を聞かせていただきたいというようなことも含めて、この規程に準ずるといような形で、課長会のほうには職員さんの意見を私のほうに回してくれというようなことも頼んでおりますので、その中からいい意見があれば採用させていただくということで、職員さんにやる気を持ってもらう、そういった面を含めて提案しているところでございます。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 対話重視ということでお考えをお持ちかと思うのですが、住民の声を政策に反映するための新たな取組、仕組みというものはございますか。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 最近は、コロナ禍もありまして、町政懇談会等開かれてはおりませんが、以前はちょっと回数とか頻度というのは覚えてはおりませんが、そういったものであるとか、タウンミーティングと申しますか、幾つかの場所で住民の皆様のお声をお聞きする、そういった場を設けていきたいなどというふうには思っております。まだ時期と回数は未定でございます。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。風通しのよい町政の実現に向けて、町民や議会、職員に求める協力や役割についてどのようにお考えか、お聞かせいただけますか。風通しのよい町政に向けて、そういったものを実現していくために、町民、私たち議会、職員、そういった方たちに求める役割とか協力、そういったものをお考えでしょうか。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 漠然とになりますけれども、質問のほうも漠然としておりますので、漠然とした答えになりますけれども、皆さんからの意見をいろいろ私に向けて言ってほしい。要は、私のほうも何も聞かないというわけではございませんし、いつもにこやかにしているように心がけておりますので、話しやすい、声をかけやすい立場の人間であるというふうなことで、いろいろもちろん議員さん含め、町民の皆さん、また職員から声をかけられやすいようにしていきたい、これからも心がけていきたいというふうに思っております。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。風通しのよい町政を具体化するためには、やはり住民、議会、行政が一体化となる必要があるかと考えております。これ実現するために具体策について明らかにしてもらい、共に町の発展に向けた取組を進めたいと考えております。風通しのよい、1か所だけではなく、風通しのよい町政にぜひ取り組んでください。

では、続きまして公園の充実のほうに質問のほう、移らせていただきたいと思っております。公園単体ではなく、施設と何か大きな公園が一体化する空間というのは、先ほどの冒頭でもお話しさせていただいたのですけれども、これからの板倉町にとって公園単体ではなく、そういったものも必要ではないのかなということで考えております。町長の公約に、チャレンジしたいことに、公園の充実とみんなが集まれる憩いの場の提供、児童館、保育園をセットでの開発も研究とあります。そのところでお聞きしたかったのですけれども、保育園、児童館、多世代の方が集まれる憩いの場の一体化した空間づくりというのは、子育て支援や地域交流、効率的な空間活用といった多くの可能性を秘めております。今後どのようにこちらを進めていく、もしくは研究されていくお考えがあるのか、教えてください。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 お答えいたします。

チャレンジしたいことということで、公約に準ずるようなものなのかなというふうに私は捉えておるところでございます。そしてまた、その中での公園の充実ということで、板倉町、藪之本議員おっしゃるように、ほかの町等と比べましても確かに公園の整備がいま一つ進んでいないし、手入れも行き届いていないなんて

いう印象を持っておったものですから、何とかそういったものをよくしていきたいなということで書かせていただいているものですが、実際私もまだ子供が小さい頃とかは町で確かに遊ぶところがなかったの、館林市とか古河市のほうに連れて遊びに行ったりしたこともございました。町にあればなおよろしいのかなというふうには思っておりましたけれども、たまたま車社会でございますので、車に乗れば近辺は回れるという部分もありましたので、それほど大事には思っておらなかったのですが、いかんせんここに来て子育て支援のこと等も考えていった場合に、やはり地元でそういった施設があるのとないのとでは全然違って来る、感覚も違って来るのかなという部分においては、これは整備しなければいけないなというふうには思っておったところでございます。

実際候補地としては3か所ぐらい、今のところは考えているところですが、中央公園であるとか天神池公園、またニュータウンのふれあい公園、こちらの中から重点的に整備する公園というものを決めて、予算措置も取ってきたいなというふうには思っています。確かに子ども・子育て世代の方がいらっしゃるのが多いのかなというふうには思っておりますけれども、働く方々、また高齢者の方にも足を運んでいただいて、世代間の交流等を図っていただく施設として整備できればいいなというふうには思っております。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。公園単体ではなく、今回保育園、児童館と一体化した空間を構想された具体的な背景、もしくは今の課題認識ですか、それはどのようなことがあってこういうことを構想されたのか、教えていただけますか。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 今回書かせていただいたのは、特に保育園の老朽化によって、また子供の少子化の部分で板倉保育園と北保育園の一体化というのがほぼほぼ決められてきたという部分と、児童館の老朽化も併せて保育園と児童館のセットで新たに造るといような話が決まってきたものですから、であるならば近場なるべく広い敷地の中でそういったものがないかなというふうには思っていたのですが、私も委員には入っておったのですが、議員を辞職してしまった手前といいますか、その段階から関わらせてもらえなくなった部分もありますし、実際場所も決まったということで、ここは公園と、また保育園と別々に考えていくのが現実的であるし、新たにさらに広い土地を保育園と児童館の横に何か造るといのは現実的ではないかなというふうには考えておりますので、保育園と児童館のセットでの整備というのはいま決まって、今後進めていくべきものであって、また公園の整備はそれとは別という形で進めていく、こういったことになろうかと思っております。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。先ほど新しく児童館の位置が決定と言いましたけれども、これまだ検討委員会で話をされている段階で、議決もされていないのですので、決定できるものなのでしょうか。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 ただいまのご質問についてのお答えなのですが、議員の皆様ご存じかと思われませんが、

今年度5月に新しい保育園、児童館の建設検討委員会というものを立ち上げさせていただきました、その中で議論を重ねてまいりましたが、その中の検討内容としましては、施設規模であったり、新しい建設場所の候補地であったり、そういったものを議論させていただいております。その中で、いろいろな候補地の中から役場駐車場の南駐車場の西側のエリアということで場所のほうを決定させていただいております。ですので、改めて議決を要するとか、そういったものではございませんが、議員の皆様とも逐一それぞれの検討委員会での結果につきましてもご報告をさせていただき、またその中でご意見いただいたものにつきましても検討委員会にも反映させていただきながら検討した結果として、場所は選定させていただいたという事実がございますので、ご承知おきいただければと思います。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。そうしますと、公約では公園と施設、そういったものを一体化するように検討するとおっしゃっていたのですけれども、今現在ではもう一緒にするという考えはないという認識でよろしいですか。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 ただいまの質問に対する答えですけれども、既に私のチャレンジしたいことの中で開発の研究ということでございますので、ただ研究している間に検討委員会のほうで決定したということで、これ以上のことは今のところは考えていないというようなことが実情ですので、その代わりというのも変ですけれども、今ある公園をしっかりと整備していきたいというふうに考えております。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 今現在保育園と児童館と公園はセットにするという考えはもうないということなのでしょうけれども、今後公園単体ではなく、やはり施設と何かが一体化になるというのは板倉町にとっても大変重要なことだなどは考えております。

例えば今児童館が、保育園と一緒にできないとなれば、ほかの考えはございますでしょうか。例えば地域のコミュニティースペースや高齢者福祉施設との一体化など、多機能型の空間として活用する可能性というのはありますでしょうか。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 ちょっと質問の要旨が理解できないのですけれども、例えば建物を造ることなのではないでしょうか。それとも、保育園と児童館を一体化して造る予定になっているのですけれども、そこを多機能型のスペースにするというようなことなのか。それはちょっと分かりにくい部分かなと思うのですけれども、提案は提案としてまた別個でしていただくなり、こういうのはどうですかというのを提案していただけるとありがたいなと思うのですけれども、検討委員会のほうで保育園と児童館の一元化、そしてその場所、規模等はちょっと把握はしておりませんが、今後来年度、建設委員会に移行するというようなことも聞いておりますので、そちらのほうで規模等も決まってくるものというふうに理解しております。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。私のほうが確認したかったのが、児童館と保育園と公園、今の新しく予定される保育園と公園がもし町長の中でちょっともう検討、研究がされない。児童館、保育園が駄目ならば、公園単体ではなく、何かと複合でおそらく重要だなというふうにこちら考えたのかな、そう思って公約のほうでチャレンジしたいことで書いたのかなと私のほうで思いましたので、児童館が駄目ならばほかの施設、何かとセットで考えているのかなという思いがあったので、ちょっと確認させていただきたかったのですけれども、そうしますと今後は板倉町としては大きな公園をそのまま公園だけで整備していくという方向で認識してよろしいですか。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 そのように私のほうでは考えております。もちろんやれることはやりたいし、皆さんが喜ぶことをやっていけば、皆さんにいい町長だと言ってもらえるとは思いますが、今後インフラの整備等でいろいろ財政的な面で考えていったときに、既に保育園と児童館を一元化して整備していく。プラス、公園の整備、さらにその公園に何かを造っていくと。これから箱物を造って維持していくのもかなりのコストがかかってまいりますので、あれもこれも、何でもやりたいことはやりたいのですけれども、あれかこれかでやっていかなければいけませんので、その辺はぜひご理解をいただければと思います。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。そういうことで私のほうも理解いたします。

続きまして、(1)番のほうに戻ります。優先順位の高いプロジェクトということで、町長の公約のほう、たくさん公約書かれてあるかと思えます。上から見ると結構あるのですけれども、この公約の中でもやはり優先順位の高いもの等お考えがあるかと思うのですけれども、どういったものから課題に取り組んでいこう、もしくはご自身の中で優先順位の高い課題、プロジェクトというものはどのようなものを考えているのか、お聞かせいただけますか。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 私のチラシの話だとは思いますが。1から5番まで入っている公約的なものと、私がチャレンジしたいことというふうなもので分けて書かせていただいております。

これは、全て早期に取り組んでいくものであります。順位等もその場、その場ですぐにはできるものからやっていくという形で考えてはおりますけれども、町の単独で進めていけるものと、相手があって、相手に合わせるというものなんですけれども、相手とのコミュニケーションなりやり取りを経て進めていくものというのがありますので、もちろん相手のあるものにとってはしっかりと話し合いなり、会議等を進めて解決できるようにしていきたいとは思っておりますけれども、単独でできるもの、相手があるものということで、多少の時間のずれと申しますか、そういったものができてくるのかなというふうには思っておりますけれども、産業促進、教育、子育て、福祉、安心、安全、広域連携、インフラ整備というふうには書かせてもらっておりますけれども、町が単独でできるものについては来年度予算のヒアリングも入っていきますので、そういった中で重点的に振り分けて進めていきたいというふうには思っております。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

先日群馬県議会のほうで、川野辺県議のほうが一般質問、東洋大学の跡地キャンパスの問題で一般質問されていたかと思います。ちょっとその辺で聞かせていただきたいのですけれども、前の栗原町長では東洋大学の跡地を更地にして返還したいようなことを考えておりました。新しく小野田町長に替わりまして、小野田町長はその辺どのようにお考えでしょうか。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 お答えいたします。

前町長、栗原町長のお考え、これ結局極端にどうにもならなかったときはそうしてもらうのがいいというようなことなのかなと私は理解しておりました。私のほうとしましては、今建物も土地も東洋大学さんのものですので、東洋大学さんがどうするかというのは最終的にはお決めになることでございますので、どういふふうにする、もしくは売却をどちらにするというのは提案をしていただく今立場でございます。これが先ほど申し上げました、相手のあるものというふうには私は考えておりますので、ただいつまでもいつまでも待ってられるわけではございませんので、その辺は働きかけて、大学さんのほうに働きかけていくというのは今後も継続して続けていかなければいけない、そういった問題だというふうには認識しております。せっかくのあれだけの規模の施設ですので、大学さんも何とかしたいというのはもちろん思っているでしょうし、私どものほうといたしましてもあれだけの広大な敷地でございますので、有効利用をできるかどうかは別として、今学校としての機能を有しておりませんので、固定資産税を取れる土地というふうな認識をしておりますので、何とかできれば学校以外のものに来ていただくのが理想なのかなというふうには思っております。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

先日の群馬県議会、令和6年第3回後期定例会で川野辺議員が一般質問で、東洋大学板倉キャンパス跡地利用に関する県の考え方を知事のほうに求めています、知事の答弁といたしましては、地域からの望む形での利用が図られることと言っています。地域が望む形での利用が図られること、これを受けまして、板倉町はどのようにお考えなのでしょうか。それを具現化する計画はございますか。やはり地域が望む形というふうには知事のほうがおっしゃっているのですけれども。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 地域が望むというのは、板倉町民が望むというようなことだというふうには思います。いろんな考え方をお持ちの町の方いらっしゃいます。もちろんすぐ近所に住まわれている方、もしくは館林寄りに住んでいる方いろいろな温度差と考え方の違いというのはあろうかと思えます。すべからく町のためというような形が望ましいというふうには思います。どういった形を取るのが板倉町にとって、板倉町の皆さんにとってのいい使い方、幸せな方法なのかというのは、これから考えていく中で、やはり東洋大学さんが出してきた意見、それを検討して進めていくという形になると思います。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。そうしますと、地域の声というのは反映されないということですか。東洋大学さんから来た答えに対してということで、こちらから提案というか、こちらからアイデアを出すようなお考えというのは今現在は特になく、やはり東洋大学の考えを待つのみということで認識して大丈夫ですか。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 私も町長になって、今までの東洋大学さんとのやり取りを勉強させていただきました。

町のほうからは意見はもう述べておりますので、結局はこういうふうにしたいという町の要望については出して伝えてあるということと認識しておりますので、それに基づいて東洋大学さんのほうで結果を出していくという形になるのかなというふうに思います。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。東洋大学のほうには、では提出してあるということで、このようにしていきたいということで、今おっしゃられたように伝えてあるということなのでしょうけれども、東洋大学の跡地の利活用は地域の経済、そして住民の生活、また町全体の将来に大きな影響を与える重大な課題だと思えます。

しかし、現時点で大学側の方針が明らかにならない状況が続いております。この間、跡地が最低限の管理のみで放置されているようなことが起こっております。地域の景観とか安全面の懸念も高まりつつある中、住民の間でも不満や不安の声も高まっております。一方で自治体としても大学側の決定を待つ姿勢を貫き、問題解決に向けた積極的な対応が見られないように感じるのです。ぜひ住民の声、こういったものを反映する取組、住民の声を反映するような組織を、組織といいますか、取組、組み立ててもらって、早期解決にぜひ取り組んでください。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 いろいろとありがとうございました。

ただ、執行部、こちらの町の考え方といたしまして、将来のことをおっしゃいましたけれども、将来今のままあの建物、どういう形で町が関わっていくか、町に問題が降ってかかってくるか、それこそ20年、30年先のことまで一応考えてやっていかなくてははいけません。今がよければというか、今こういうふうにするのがいいのかもしれない。それはこの先10年、20年たったときに、今の東洋大学の在り方が町にとってそれこそお金ばかりかかるものという形で、そうすれば結局はあそこにお金をつぎ込まなければいけなくなってきます。お金が使えなくなってきた中で、町民への住民サービスが下がるようでは意味がございませんので、そういったことを見据えて、もちろん町も考えながらやってまいります。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 では、早急にではなく、ゆっくりしっかりと検討しながらということは理解いたしました。そうしますと、長い年月かかってしまいますので、短期的な暫定利用というのを提案は考えておりますか。東洋大学側に10年、20年かかるかも分からない、決まらない先の話でしょうか。暫定的な短期利用というものですか。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 暫定的な短期利用という、あまり思い浮かばないのですけれども、それでもし町でちょっとどこかの施設を貸してほしいとか言われて、そこで板倉町が東洋大学さんから借りたとして、板倉町に将来的に売却しよう、できるというふうに思われたくはございません。あれだけの施設を買うことは板倉町ではちょっと不可能でございますので。そういった売却先としての板倉町というふうに見られてしまう部分もございますので、もちろん先々いい使い方というのがもし東洋大学さんのほうから提案していただけるのであれば、検討していきたいとは思っています。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。では、今後とも前向きにぜひお互い歩み寄ってもらい、いい方向になりますようよろしくお願いいたします。

では、続きまして次の質問のほうに移らせていただきたいと思います。公民館あつまろうについて質問させていただきたいと思います。経験豊かな方たちと次世代を担う子供たちが学習や体験活動を通じて交流することは、子供たちの成長にとって非常に重要な機会です。地域の大人から直接伝統文化や技能を学ぶことで、子供たちは新たな価値観や知識を吸収し、地域への愛着や尊敬の念を育むことができます。一方で、地域の方々には、子供たちと接することで新たな活力を得られるよい機会ともなります。その一つに、今公民館あつまろうという事業があります。現在の利用状況を教えていただきたいと思いますのですけれども、夏頃私が体験したときには、そのとき、そのときだったのだと思うのですけれども、集まる子供がいなかった、少なかつたような認識があるのですけれども、今現在はどうのような、状況はどうでしょう。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

最新の状況でございますが、12月から3月までを募集しておりまして、これで見ますと14事業あるうち7事業については定員を超えているような状況で、決して少ない状況ではございません。今藪之本議員さんがおっしゃられました伝統芸能が令和5年の8月くらいですか、そのときは偶然少なく、本当にそのときの実績を見ますと4名しか確かに出席がなくて、それが本当に少ない印象を与えてしまったのかなと思いますが、通常はそんなことなく、大体定員から定員オーバーのことが多いような状況が続いています。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 最近は増えているというふうな認識はあるかと思えます。

年々増えてきているというふうな認識も確かにありますけれども、実際何か以前よりも取り組まれて、子供たちが参加しやすいように取り組まれているかとは思っているのですけれども、何か新たに取り組まれたことはありますか。前回、数年前は少なかつたかと思うのですけれども、だんだん今20人とか定員オーバーとか、データのほうを見ますとかなり来てはいるのですけれども、何か特に取り組まれたことはございますか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 少なかったということなく、大体いつも多かったのですが、新たな取組につきましては昨年度から始めたeスポーツ、こちらは定員を2倍を超えてしまうような応募もありまして、ですが定員超過だったのですが、2班に分けて全員を受け入れて実施しているような状況でございます。

特に新たな事業、事業につきましては基本的には各公民館の職員が子供たちに体験させたいというような事業を考えまして、同じ時期に実施します各公民館がかぶらないようにというような調整をしながら、できるだけ集積が多そうな事業を毎回検討はしているのですが、その中でも子供たちが多く参加した事業については翌年度も実施するような、そういう取組は行っていますが、特に革新的というか、改革的な新しいことというのは特にやっていません。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。子供たちの人気が高まってきているということで、ありがとうございます。

現状では、体験活動の申込みがたしか紙ベースで申込みされていると思います。小学生は学校から子供に配布される形で進められています。中学生に関しましては、廊下に貼られているということで認識しております。実際親御さんが内容を把握しないまま締切りが過ぎてしまうケースや、活動が長期間先まで予約しなければならぬということがあるため、急なキャンセルが発生するというような課題もあるかと思えます。このような課題を解決するために、できればオンライン申込みの導入はいかがでしょうか。保護者が簡単に申込みできるよう、スマホの対応、これからSNSなんかを使うかと思うのですがけれども、オンラインでの申込み、スマホの対応、そしてどうしても長過ぎる先の先まで申込みしなければならぬ状態ではないですか、今。この間ですと11月に子供からチラシが来まして、11月の1週目、2週目あたりに3月の末までの予約を1週間程度で全部書かないともう申込みできませんよという状況になっておりまして、先のほうまでどうにか予約すると、キャンセルありきの話になってきてしましまして、定員がオーバーしてしまうと今全員受け入れているのかどうか、ちょっと把握できないのですがけれども、なかなか参加できないということも出てきておるかと思えます。ですので、小分けにした申込方法など、申込方法を変えるというような、もしくは検討していくというような考えというのはございますでしょうか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

今現在は紙で小学校に関しましては配っているような状況でございます。それが親が確認ができないかどうかというのは、お子さんが見せるかどうかということなので、1件1件違いますので、分かりませんが、現在検討していますのは、今児童生徒に支給されておりますタブレットが活用できないかという検討は実施しております。今後町もライン等も導入しますので、そちらは全くまだ検討はしていないのですが、そちらも可能性はなくもないので、そちらも実際利用しながら検討していきたいというふうに考えております。

あと、申込時期の関係なのですが、実際今回は12月から3月までと長いのですが、年に3回に分けて申込みをやっておりまして、あまり頻繁に毎月のように学校の負担も大きくなるということで、3回で集約をしている状況ですが、3月ではなく、できるだけ早めに、2月ぐらいまでに終わらせるようにもしたいというふうには考えているのですが、今のところ長くなっています。

キャンセルの扱いについては、その時点で予定等入っていないで出席をしたいと思われましたら、それはぜひ出席ということで、その後にももしも予定等入ってしまった場合はキャンセルをしていただいても、それはキャンセルの連絡もなく欠席というふうになってしまいますと、せっかく用意した道具等が無駄になってしまいますのでということなので、キャンセルをして駄目ということではありませんので、申込みの応募期間中に予定が入っていなければ、ぜひとも申込みをしていただきたいというのが教育委員会が思っていることとございます。

あと、今現在12月から3月の公民館にあつまろうにつきましては、定員が多くオーバーした会もあるのでありますが、今回は講師方等と調整をしまして、全員受け入れることができているような状況でございます。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

時間が近づいておりますので、最後の質問になるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

そうしましたら、今後の提案ですけれども、子供たちがこれからもどんどん参加していきたくなるような、こういうせっかくいい行事ですので、内容のほうもどんどん精査していただきまして、できれば子供たちが自分たちでやりたいよと、そういったアンケートなんかもどんどん取ってもらって、そういったものを事業に重ねていってもらったり、もしくは複数回を同時に行うシリーズ化とか、あとは1日で二、三個できるようなワークショップみたいな形なんかも取り入れていただけたらななんていうふうに思っておりますので、ぜひその辺も検討していただきたいなと思っております。

それで、もう一つ提案なのですけれども、今隣の千代田町さんでも行われておりますチャレンジ手帳という導入もぜひ検討していただきたいなと思っております。学校のほうではキャリアパスポートというのを中学生と小学生で行っていると思うのですけれども、地域版、地域と家庭と学校が協力いたしまして、いろんな行事に参加していただきまして、体験、その都度1年間通していろんな小さな体験を全てキャリアパスポートと一緒にチャレンジ手帳という形で全部書いていただきまして、子供たちの記録、自分で目で見える小さな記録の積み重ねが全て見れます。子供たちにとっても自信であり、生き抜く力をつけるためにも、素晴らしい事業の一つでもありますので、ぜひその辺も検討していただけたらなと思っております。回答がもしあれば。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

チャレンジ手帳につきましては、今初めて聞きましたので、そこら辺研究を重ね、検討はしていきたいというふうに考えています。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。時間です。

以上で一般質問のほうを終了したいと思います。ありがとうございました。

○小林武雄議長 以上で藪之本佳奈子議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩いたします。

10時より再開いたします。

休憩 (午前 9時46分)

---

再開 (午前10時00分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告7番、永田亮議員。

なお、質問時間は60分です。

永田議員。

[1番 永田 亮議員登壇]

○1番 永田 亮議員 1番、永田亮でございます。初めての一般質問ということで、少々緊張しておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

一般質問に入る前に、議会がどのような場であり、どのようなやり取りがなされているかを理解するため、板倉町のホームページを通じて過去の議会映像をユーチューブで拝見いたしました。カメラで記録し、後日いつでも再生視聴できる環境を整えていることは、町民に対する情報公開の面からも大変有意義であると感じます。また、このような撮影体制は、私たち議員にも後世まで記録が残るという緊張感をもたらし、不用意な発言や行動を抑える抑止力としての役割も果たしていると実感いたしました。ただ、残念ながら視聴回数がちょっと少ないというのがありますので、ぜひ広報活動のほうをしていただければありがたいかなというふうに思っています。

それでは、ここから一般質問に移らせていただきたいと思います。1つ目の一般質問です。農業地域における盗難被害の現状について質問させていただきます。まず、町内の農業地域における盗難被害の現状、特に直近3年間の農作物や農機具の盗難件数及びその推移について、把握されている範囲でお聞かせください。

○小林武雄議長 福知産業振興課長。

[福知光徳産業振興課長登壇]

○福知光徳産業振興課長 お答えいたします。

直近3年間の盗難被害の事案ということで、発生件数につきまして農協と館林警察署のほうに確認をさせていただきました。あと、町が把握している分ということでございますが、町のほうとしましては特に毎回連絡が入るといような状況ではございませんので、そちらの2か所に確認をさせていただいたような状況でございます。まず、JAにおきましては、ひょう害などとは違ひまして、盗難事案は個別案件ということでございますので、発生件数は把握していないといような状況とのお答えでございました。また、館林警察署からは、板倉町、館林市、明和町、これ館林警察署管内ということでございますが、農機具の盗難被害が特に本年の11月に数十件発生しているといこと、また昨年及び一昨年におきましてはあまり多くなかったといような状況での回答をいただきました。特に細かい数字まで警察署のほうで教えていただけなかったといような状況でございます。

以上でございます。

[「ありがとうございます」と言う人あり]

○小林武雄議長 永田議員に申し上げます。

永田議員。

○1番 永田 亮議員 今お答えいただいたとおり、農協のほうではなかなか情報が出せないということで、また改めて館林警察署のほうでは数十件という回答をいただいたかと思うのですが、自分のほうで把握している限りで最新の情報を伺いましたので、その内容を読み上げさせていただければと思います。

10月に関しては2件だけだったのですが、これは動噴とか農薬散布のホースリールとかモーターとかについての話なのですが、11月に入りまして14、15と2件と、その次の週が17から11月22まで4件、さらにその次の週の11月25から30までが5件と、12月に入りまして1日、2日の2件ということで、ほぼほぼ毎日、11月に関しては入られていると。12月も入られている状況であるということをご確認いただければと思います。さらに今日、上毛新聞さんのほうに取り上げていただいたのですが、農機具の盗難相次ぐということで、こういうふうな取材も入っておりまして、実際農家の皆さんはこういったところで毎日のように被害に遭われているということを認識していただければありがたいかなというふうに思います。

続きまして、こうした被害が農家の経営に実際どの程度の悪影響を与えると町としてはお考えでしょうか。

○小林武雄議長 福知産業振興課長。

[福知光徳産業振興課長登壇]

○福知光徳産業振興課長 お答えさせていただきます。

農業経営にどの程度影響を与えるかということですが、まず初めに農作業に支障が出るということと考えられると思います。また、盗難被害に遭いました農機具の金額ですとか年式などにより農業経営への影響は様々であるのかなというふうに考えております。さらに新たな機械の購入での金銭面の負担、また盗難に遭ったという心理的、精神的な影響もございます。また、それに伴いまして意欲の低下などということも懸念しているところでございます。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 補足も入れさせていただきます。

この農家の経営にどの程度の影響を与えているかという部分で、盗難によって今課長が答弁したとおりの部分もあるのですが、プラスで寒い時期の例えばハウスの加温機が稼働できなくなるような銅線の被害とかがあると、その作、半年間にわたっての収入が途絶えるという部分もございますので、促成、寒い時期に植えて、6月まで切るといような作型の部分については致命的な被害、影響が出るのかなというふうには町としても認識しております。

○小林武雄議長 永田議員。

○1番 永田 亮議員 また、現在進めている対策として、警察との連携状況や農業地域におけるパトロールの実施状況など、具体的な取組がありましたらお知らせください。

○小林武雄議長 福知産業振興課長。

[福知光徳産業振興課長登壇]

○福知光徳産業振興課長 お答えいたします。

館林警察署におきましては、現在も以前からパトロールということは実施していただいているという状況でございます。さらに11月におきまして、盗難被害が多発していたということがございましたので、館林警

察署の具体的には刑事課さんのほうに一層のパトロール強化ということで依頼をいたしました。また、農業地域のパトロール体制につきましては、農業委員会及び農地利用最適化推進委員の活動といたしまして、日頃より農作業に出向く際などに合わせて、日常的に農地パトロールを実施している状況ということがございましたので、そちらのほうと併せて行っているという状況でございます。また、警察署に申入れた後、12月に入ってから連絡をまた取らせていただきまして、確認しましたところ、町からの申入れがあったということで伝言を残しまして、各課共有してパトロールを強化しているということでのご回答をいただきました。

以上でございます。

○小林武雄議長 永田議員。

○1番 永田 亮議員 そういった形で町のほうからも注意喚起をしていただくのは大変ありがたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

次の質問です。さらに農協や地域の農業者団体との連携強化について、現行の取組状況を詳しくお聞かせいただければと思います。

○小林武雄議長 福知産業振興課長。

[福知光徳産業振興課長登壇]

○福知光徳産業振興課長 お答えいたします。

J Aや地域の農業団体との防犯に関する取組につきましては、町と群馬県、J Aにおきまして盗難被害に対する情報の共有についてということで改めて確認をいたしました。多方面から注意喚起を行うことを確認しまして、そのように努めていこうということになっております。具体的に町といたしましては、これは12月の広報紙にも載せさせていただきましたが、広報紙やホームページなどを通じまして注意喚起を行っております。また、J Aにおきましては、毎日実施しております栽培指導巡回の際に盗難に関する注意喚起も併せて行っているという状況でございます。さらにJ Aと群馬県の連名によります注意喚起のチラシということで、把握している限りですと、11月から3回程度、J Aの組合員の方に配布をしているという状況でございます。

以上でございます。

○小林武雄議長 永田議員。

○1番 永田 亮議員 こうして連携を取られているというのは確認できたのですけれども、ただすぐ発生した場合の対応といいますか、情報共有というのが現状関係機関となかなか横のつながりというのが正直取れていない部分もあるのかなと。もう少し即時性の持った情報共有をしていただければ、情報共有の意味もあるのかなというふうに思うのですけれども、例えばなののですけれども、今の現状でいくと、例えば警察と農協と行政、役場と横のつながりを持つというのは今もやっている最中なののですけれども、確認したところ、まだちょっと即効性がないということで、例えばメールとかでお互いにこういう盗難が入りましたよとかという共有ができればありがたいのかなというふうに思うのですけれども、そちらはいかがでしょう。

○小林武雄議長 福知産業振興課長。

[福知光徳産業振興課長登壇]

○福知光徳産業振興課長 ただいま議員のご提案のありました即時性のある連絡の情報共有ということでございますが、特にメールを使ってということでの話ということはまだできておりませんが、そういうことも

含めまして今後共有していくことによりまして、防犯につながるかと思いますので、検討してまいりたいと、そういう話をしていきたいというふうに考えます。

また、このチラシ、町の広報とかホームページを含めまして、その中にまず盗難に遭いましたら警察に届出はされるかと思うのですけれども、その後農協さんとか販売店に連絡してくださいということも書き加えてあるような状況がございます。そうすることによりまして、流通経路だとか、その辺の関係のところから抑止につながるのではないかというようなことを考えて、農協さんとか群馬県のほうでそのような記載をされているというようなこともございますので、また改めまして情報共有につきましていろいろ検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○小林武雄議長 永田議員。

○1番 永田 亮議員 そうしていただければ大変助かりますので、よろしく願います。

それと、今農家側自身が実際、例えばの話なのですけれども、パトロールをして、大丈夫なのかということで見回りをしているというのも実際あるかと思います。その中で怪しい人がいた場合とか、ちょっと追いかけてりとかということがあったりとか、あの人大丈夫なのかなというので見回ったりとかというのがあるかと思うのですけれども、ちょっと注意喚起として自分のほうからも言わせていただければと思うのですけれども、そういった人がいた場合は警察のほうにすぐにご連絡していただければ大変ありがたいかなと。かつ危険な思いもしないように対策していただければありがたいかなというふうに思いますので、よろしく願います。

次の質問に入らせていただければと思います。現行対策の課題についてなのですけれども、ただいま説明していただいたとおり、日々の取組が進められていますが、夜間の盗難や組織的犯行など、新たな手口、課題が生じていると認識しております。こうした状況に対応する上で、現在の防犯体制に不足する点や課題についてどのようにお考えでしょうか。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 お答えいたします。

現行の防犯体制に対する課題ということで、幅が広いなというような印象を持ってございます。初めに現行の町の防犯対策について若干ご説明をさせていただければと思っております。現在町のほうでは、防犯対策といたしまして主に大きく4つの事業を実施しているところでございます。1つ目、防犯活動推進事業といたしまして、館林警察署と関係機関と啓発活動や町内の防犯支部によります青色防犯パトロールの実施、こちらは3月、7月、9月、12月、4回、各15日間ずつ青色防犯パトロールを実施している状況でございます。

続きまして、防犯施設整備事業といたしまして、防犯灯、また防犯カメラの設置、新設、更新、また修繕を実施しているところでございます。防犯灯、町内には約2,800基の防犯灯、防犯カメラにつきましては全80基、町内に設置している状況でございます。

続いて、空き家等対策事業といたしまして、管理不全空き家、こちらの所有者に対しまして管理指導の実施をしているところでございます。

4つ目といたしましては、特殊詐欺等の対策機器購入費補助事業といたしまして、対策機能を備えた電話機の購入に対しまして一部の補助を実施しているというような状況でございます。

以上の主な4つの事業によりまして、町内の防犯対策を講じているところでございます。ご質問の現行の防犯体制に対する課題といたしましては、近年の組織化、また巧妙化しております犯罪への対応、また本町は県境に位置するということもございまして、他県からの出入りしやすいというような地理的条件も課題の一つになろうかというふうに考えているところでございます。県境に位置するということで、先ほど町内に80基の防犯カメラを設置していると説明をさせていただきましたけれども、そのうち県境付近に令和4年度には2基、令和5年度には5基の防犯カメラを設置いたしまして、防犯の抑止、また捜査の協力を努めているところでございます。

○小林武雄議長 永田議員。

○1番 永田 亮議員 先ほど議会でカメラ活用が緊張感や抑止効果を生み出していると申し上げましたが、それは町全体における安全対策にも通じるお考えではないでしょうか。防犯カメラは、その存在自体が犯罪の抑止力となり、未然にトラブルを防ぐと同時に、後からの追加検証にも役立ちます。こうした発想を農業地域や町内全域に広げ、農家はもちろんのこと、一般のご家庭や事業所など幅広い町民が必要に応じて防犯カメラを導入しやすくなるよう、補助金制度の創設などはいかがでしょうか。

例えばなのですが、愛知県などではカメラ設置費用の一部を3分の1を上限として補助する仕組みなどがあります。地域住民や事業者が自主的にカメラ設置を進めやすくなり、かつ窃盗や不法侵入などの発生件数を大幅減少させたとの報告もございます。導入コストと被害軽減の効果を比較すれば、長期的には町全体の経済的負担の軽減にもつながり、さらに多数のカメラ映像が証拠として蓄積されれば、警察による捜査、取締りの精度向上や迅速な対応が可能となるでしょう。結果として、農家や商工業者は安心して事業に専念でき、町民の日常生活にも安心感が広がり、町全体の信頼性や魅力向上にもつながると考えます。

加えてこうした新たな取組は、全体的な防犯体制強化だけではなく、特に被害が多発している地域を重点的に支援する対策とも組み合わせることで、より効果的な結果を生み出せるのではないのでしょうか。具体的には、重点的なパトロール強化や、その地域特有の手口に合わせた防犯設備の集中的な設置など、ピンポイントでの強化策を展開することも有効だと思います。これは例えばなのですが、今現状板倉町のほうでは特に農家のハウス内の動噴とか、あるいは米の小屋の中にある動噴、モーターとかが頻発して盗難に遭っているという現状もありますので、そういった意味でもピンポイントによる強化策を展開することも有効かというふうに考えます。

次に、最後の質問に入ります。行政、町民、事業者が一体となって防犯意識を高め、新たな防犯設備の導入と重点地域への的確な対策を組み合わせることで、今後ますます求められる防犯体制の強化を図ることができると思いますが、こうした補助制度を含む新たな取組と被害多発への強化策について、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○小林武雄議長 伊藤総務課長。

[伊藤良昭総務課長登壇]

○伊藤良昭総務課長 お答えいたします。

今後の防犯体制の強化策ということでございますけれども、被害多発地域におきましては先ほど答弁いた

しましたとおり、関係機関との連携を密に館林警察署によるパトロールを重点的に実施いたしまして、町民に対しましては確実な情報提供の徹底を図るというようなことを考えてございます。また、12月には消防団によります歳末特別警戒を実施する予定もございます。あわせて、町の防犯委員会、こちらのほうから毎戸に啓発チラシのほうも配布いたしまして、防犯に対する意識の高揚を図ってまいりたいというふうを考えてございます。

近年の犯罪状況を見てみますと、その犯罪の手口、手法といえますか、またその生活様式の多様化、情報通信技術の進展等を背景に、日々変化しているというふうにも実感をしておりまして、公助によります防犯抑制、こちらにはどうしても限界があるのかというふうにも考えており、自助、自ら守ると、自ら防衛対策を積極的に行っていただく必要がやはりあるのではないかなというふうには考えてございます。先ほど議員紹介いただきました3分の1の補助、各家庭への自らの防犯カメラの設置に対しての補助等の事例もあるというふうなお知らせをいただきましたけれども、町では一助といたしまして、令和元年から先ほども紹介させていただきましたが、高齢者を狙いました特殊詐欺犯罪、こちらを未然に防止するための特殊詐欺対策の電話機等に対しまして購入費の補助事業を実施しているところでございますが、家庭用の防犯カメラの設置などにつきまして、その防犯対策機器に対します補助事業に対しましても、その機器の有効性、また近隣自治体、先進自治体の状況等を研究しながら進めていければいいなというふうには考えているところでございます。

公に設置します防犯カメラ、先ほど80基と申し上げましたが、令和4年度に防犯カメラの設置ということで500万円という多額の寄附をいただきまして、12基の新設、3基の更新を行ったところでございます。1基設置いたしますと約40万円ほどかかるというところでございますが、これを町内に既に80基ほど設置している状況。それでも抑止できないという状況でございますと、やはり自ら守るというところでどうしても家庭用ですとか、ハウスですとか、車庫、倉庫等に必要となることが想定されますが、この辺に対しまして町がどれほどの補助ができるのかという件に関しまして、先ほど答弁申し上げましたとおり、まず事例の研究から行ってまいりたいというふうを考えてございます。

○小林武雄議長 永田議員。

○1番 永田 亮議員 確におっしゃるとおり、公助だけではなく、自助が今後ますます重要になってくることは間違いないかなというふうに思います。なので、そういった意味で防犯カメラの設置というのを推進して、私どももできる限り広報活動していければいいかなというふうに思います。

この点について、町長の考えをお聞かせ願えればと思いますので、よろしく願いいたします。

○小林武雄議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 防犯について、私も議員のときには防犯カメラの有効性、また補助ということで一般質問させていただいたこともございます。実際たまたま私も身内に警察官がおりまして、防犯カメラの有効性、もちろん抑止力につながるということと、あとは初動、どういうふうに動いていくかという部分の初動については警察は大変有効だというようなことを話しているということを申し上げて、補助についてはお願いをしたことはあるのですけれども、実際今回私の選挙の公約と申しますか、にも一応防犯カメラの増設というふうなこともうたっておりますので、なるべくというか、課長のほうには話はしたのですけれども、補助を

するというような方向で考えてくれというような指示は出しておるところでございます。

○小林武雄議長 永田議員。

○1番 永田 亮議員 早速町長のほうからそういった言葉をいただけるのは大変ありがたく思っております。なかなか実際のところ、こちらというか、町民側が対策するというのも難しいところではあるのですが、一体となってやっていければというふうに思います。

盗難被害対策には、既存の取組の強化に加えて、新たな防犯設備の導入や、より幅広い関係機関との連携が不可欠であると思いました。特に予算や人員に限られた状況でいかに効果的な対策を行うかは、地域の実情に即した戦略性が試されるところです。こうした中で、防犯カメラの活用をはじめ、誰もが関わりやすい防犯策を整備することは、町民全体の安全や安心感につながっていくと確信しております。今後も引き続きこの課題についてよりよい解決策を見いだせるよう努めてまいりたいと思います。

大分早いのですが、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小林武雄議長 以上で永田亮議員の一般質問が終了いたしました。

---

#### ○散会の宣告

○小林武雄議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から行います。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 (午前10時27分)

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 4 日)

## 令和6年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第4号）

令和6年12月13日（金）午前9時開議

日程第 1 閉会中の継続調査、審査について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	永田亮	議員	2番	須藤稔	議員
3番	藪之本佳奈子	議員	4番	尾澤将樹	議員
5番	青木文雄	議員	6番	森田義昭	議員
7番	亀井伝吉	議員	8番	荒井英世	議員
9番	延山宗一	議員	10番	市川初江	議員
11番	青木秀夫	議員	12番	小林武雄	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小野田富康	町長
赤坂文弘	教育長
伊藤良昭	総務課長
橋本貴弘	企画財政課長
栗原正明	税務課長
佐山秀喜	住民環境課長
新井智	福祉課長
玉水美由紀	健康介護課長
福知光徳	産業振興課長
塩田修一	都市建設課長
石川由利子	会計管理者
小野寺雅明	教育委員会 教育事務局長
福知光徳	農事委員会 農事事務局長

---

○職務のため出席した者の職氏名

荻野剛史	事務局長
小野田裕之	庶務議事係長
本田明子	行政庶務係長兼 議事事務局書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○小林武雄議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

○閉会中の継続調査、審査について

○小林武雄議長 日程第1、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

---

○町長挨拶

○小林武雄議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 改めまして、皆さんおはようございます。

令和6年第4回板倉町議会定例会ということで、皆さんにはお忙しい中、また大変お寒い中、ご参集いただきまして大変ありがとうございました。また、3件の承認議案と3件の補正予算の議案、計6議案、可決をいただきまして大変ありがとうございました。

今回私にとって初めての議会ということで、かなり緊張感を持って臨んでまいりました。おかげさまをもちまして、何とか最終日を迎えて、今回最後のご挨拶ということでお時間をいただきましたので、お礼のご挨拶ということでさせていただきたいというふうに思います。

一般質問の中での森田議員の中でハネムーン期間というようなお話もございました。政権交代後、新政権発足からの最初の100日間を指すということで、発足直後の新政権はおおむね高い支持率を示す傾向が強いので、国民やマスコミとの関係を甘い新婚期、ハネムーンに見立ててこう呼んでいるそうです。二大政党制で政権交代を何度も経験しているアメリカでは、新政権が軌道に乗るまでにある程度時間がかかることを国民が理解しており、そこでこの期間中はマスコミも野党も新政権に対する過度な批判や性急な評価を避け、お手並み拝見とばかりに様子見をすると、そういった習慣、紳士協定であるというふうに、ちょっと調べたらすぐ出てきておりました。

今回の新町長ということで、議会と町長の関係、直接選挙で選ばれた者同士、よく二元代表制などと呼ばれ、または車の両輪に例えられるものでございます。車の前輪が同じ方向を向いていればしっかりと前に進

んでいきますけれども、町長が右だ、議会は左だということであれば車は進んでまいりません。今後も皆様のご協力をいただきながら、同じ方向を向いて進んでいければいいかなというふうに思っています。また、私としてはアクセルとブレーキの関係でもあるのかなというふうに思っております。執行部、町長が暴走すれば、それにストップ、ブレーキをかけるのが議会の役割であり、私がつろとろと走っているのであれば、もっとアクセルを噴かせお尻をたたいてくれる存在なのかなというふうにも思っております。

今回は、私も5年少し議員をやらせていただいておりますけれども、7の方が一般質問をしていただいたということで、私のときは大体1日で終わってしまう、多くても6人ということだったので、今回7人の方から一般質問をいただきました。町民の代表である皆様のご意見、ご提案に対しては真摯に受け止めて、今後の施策に反映できるよう、できるか否か精査をさせていただき、検討できるものは前向きに検討していきたい、こんなふうに思っております。

最後になりますけれども、議会は年4回ありますけれども、今年の最後の議会ということで大変お世話になったわけですが、今寒い時期ですので、皆さんご自愛いただきながら、また皆さんにとってすばらしい年が迎えられるようご祈念いたしまして、簡単ですが、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。またよろしく願いいたします。

---

#### ○閉会の宣告

○小林武雄議長 以上をもちまして令和6年第4回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 (午前 9時05分)

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和7年2月12日

板倉町議会議長 小 林 武 雄

①署名議員 亀 井 伝 吉

②署名議員 荒 井 英 世